

加東市水防計画（案）新旧対照表

【新旧対照表（水防計画）】 < 現 行 > < 改 正 後 > < 修正理由 >		
第1章 総 則 第1節 目 的 この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条に基づき、同法第1条の目的を達成するために、加東市（以下「市」という。）内の河川及びため池_____等に対する水防上必要な情報の収集、監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力と____応援、他の水防機関との協力と____応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。 第2節 水防の責任（関係部分を要約して抜粋） 1 市の責任（法第3条） 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。 2 県の責任（法第3条の6） 兵庫県（以下「県」という。）は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。 3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項） 気象庁長官は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事（以下「知事」という。）に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任（法第10条第2項、法第13条第1項、法第14条、法第16条第1項・第2項） (1) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、指定した河川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（神戸地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (2) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、指定した河川について____浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市長に通知するものとする。 (3) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、指定した河川について洪水等により、重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い、知事に通知しなければならない。 (4) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、指定した河川について、特別警戒（避難判断）水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 5 知事の責任（法第10条第3項、法第11条第1項、法第13条第2項・第3項、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第3項） (1) 知事は、指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（神戸地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者（以下「量水標管理者」という。）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (2) 知事は、指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市長に通知するものとする。	第1章 総 則 第1節 目 的 この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条に基づき、同法第1条の目的を達成するために、加東市（以下「市」という。）内の河川、____ため池及び内水（<u>法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。</u>）等に対する水防上必要な情報の収集、監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力<u>及び</u>応援、他の水防機関との協力<u>及び</u>応援並びに水防に必要な____倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。 第2節 用語の定義 <u>この計画における用語は次によるものとする。</u> 1 水防管理団体（法第2条第2項） <u>水防の責任を有する市町をいう。</u> 2 水防管理者（法第2条第3項） <u>水防管理団体である市町の長をいう。</u> 3 消防機関の長（法第2条第5項） <u>消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。</u> 4 水防警報（法第2条第8項） <u>国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。加東市内においては、河川のみ発表される。</u> <u>水防警報第1号＝待機</u> <u>水防警報第2号＝準備</u> <u>水防警報第3号＝出動</u> <u>水防警報第4号＝解除</u> 5 水防警報河川（法第16条） (1) <u>国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川をいう。</u> (2) <u>知事が、前項以外の河川で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川をいう。</u> 6 洪水予警報（法第10条、第11条） <u>気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。</u> 7 水位周知河川（法第13条） <u>国土交通大臣又は知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。</u>	県水防計画に伴う修正 字句の修正 第2節と第3節の入れ替え及び県水防計画に伴う修正

- (3) 知事は、指定した河川について水防警報を発令しなければならない。
- (4) 知事は、指定した河川について、特別警戒（避難判断）水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (5) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。
- (6) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から水防警報の通知を受けたとき、又は、(3)項の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他の水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (7) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から河川の水位が 特別警戒（避難判断）水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 6 市長の責任（法第15条第4項）**
地域防災計画に定められた浸水想定区域に関する事項を住民に周知させる ため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 7 水防管理者の責任（法第17条）**
水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒（はん濫注意）水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。
- 8 一般市民の義務（法第24条）**
水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第3節 用語の意味

この計画における用語は次によるものとする。

- 1 水防管理団体（法第2条第1項）**
水防責任を有する市町をいう。
- 2 市長（法第2条第2項）**
水防管理者(水防管理団体の市町長)としての市長をいう。
- 3 洪水予報（河川）（法第10条第2項、第11条）**
国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるとは、基準地点の水位又は流量を示して一般に周知させる発表をいう。また、はん濫後においては、はん濫による浸水する区域及びその水深の予報をいう。市域においては、加古川が対象となっている。
- 4 水位情報（河川）（法第13条）**
国土交通大臣又は知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川に

8 水防指令

兵庫県水防本部長（知事）が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。
水防指令第1号＝第1非常配備態勢（少数の人員）
水防指令第2号＝第2非常配備態勢（概ね5割以内の人員）
水防指令第3号＝第3非常配備態勢（原則として全員）

9 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）

河川にかかる量水標管理者（土木事務所長等。以下同じ）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。

10 氾濫注意（警戒）水位（法第12条第2項、第17条）

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者は、水防本部長に報告することとなっている。

11 避難判断水位

市が発する高齢者等避難の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。

12 洪水特別警戒水位（法第13条第1項、第2項）

警戒水位（氾濫注意水位）を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する（市が発する避難指示の目安）。

13 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市が発する避難指示の目安となる水位で、水位周知河川においては洪水特別警戒水位に相当する。

第3節 水防の責任（関係部分を要約して抜粋）

1 市の責任（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 県の責任（法第3条の6）

兵庫県（以下「県」という。）は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項）

気象庁長官（神戸地方気象台長）は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事（以下「知事」という。）に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任（法第10条第2項、法第13条第1項、法13条の4、法第14条、法第15条の9、法第16条第1項・第2項）

(1) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について洪水のおそれがあると認

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
ついて、基準地点の水位又は流量を示して一般に周知させる発表をいう。市域においては、東条川が対象となっている。 5 水防警報（河川）（法第16条） (1) 国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、洪水によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。市域においては、加古川及び東条川の一部が対象となっている。 (2) 知事が、前項以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、洪水によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。市域においては、東条川（国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域を除く。）が対象となっている。	められるときは、気象庁長官（神戸地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (2) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。 (3) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について洪水等により、重大な損害を生ずるおそれのあると認められるときは、水防警報を行い、知事に通知しなければならない。 (4) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (5) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する組織を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、大規模氾濫減災協議会を組織する。 5 知事の責任（法第10条第3項、法第11条、法第13条第2項・第3項、法第13条の2第1項、法第13条の3、法第13条の4、法第14条第1項・第3項、法第14条の2第1項・第3項、法第14条の3第1項・第3項、法第15条の10第1項、法第16条第1項・第3項） (1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、気象庁長官（神戸地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (2) 知事は、洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。 (3) 知事は、あらかじめ指定した河川について水防警報を発表しなければならない。 (4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (5) 知事は、洪水予報を行った場合又は洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を市長に通知しなければならない。 (6) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。 (7) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から水防警報の通知を受けたとき、又は(3)項の水防警報を発表したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他の水防に関係のある機関に通知しなければならない。 (8) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から河川の水位が洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。 (9) 知事は、あらかじめ指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する組織を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。 6 市防災会議の責任（法第15条第1項・第2項） (1) 市防災会議は、市地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 洪水予報及び特別警戒水位（洪水、雨水出水）到達情報の伝達方法 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項	

	ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 浸水想定区域（洪水、雨水出水）内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 オ 大規模な工場その他の施設（エを除く）であって市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。） カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 (2) 市防災会議は、浸水想定区域内の前項エ及びオの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び特別警戒水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。 7 市長の責任（法第13条の2第2項、法第14条の2第1項・第3項、法第15条第3項、法第15条の3第3項、法第15条の11） (1) 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (2) 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。 (3) 市長は、市地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を市民、滞在者その他の者に周知させるよう努めるものとする。 (4) 市地域防災計画に定められた事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。 (5) 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (6) 市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により市民等に周知することとする。 8 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（法第15条の3） (1) 当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。 (2) 洪水時の避難のための訓練を行わなければならない。 (3) 自衛水防組織を置くよう努めなければならない。 9 市地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者の責任（法第15条の4） (1) 当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。 (2) 洪水時の浸水防止のための訓練を行うこと。 (3) 自衛水防組織を置くよう努めるものとする。	
--	---	--

第2章 水防組織

第1節 水防対策本部

1 設置

市長は、市内において災害が発生し、又は発生することが予測される段階で、次の場合に、水防対策本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、水防対策本部設置には至らないが、今後の気象状況等に十分注意が必要な場合は、警戒態勢をとり、情報収集に努めるとともに、初動対応について検討するものとする。

設 置 基 準

- (1) 河川水位がはん濫注意水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。
- (2) 水防指令2号又は水防警報2号が発令され、今後更に降雨又は河川の水位の上昇が予想されるとき。
- (3) 水防指令3号又は水防警報3号が発令されたとき。
- (4) 風水害等により、中規模な被害が発生したとき。
- (5) 市長が必要と認めるとき。

2 構成

水防対策本部は、市長を水防対策本部長（以下「本部長」という。）、副市長を水防対策副本部長（以下「副本部長」という。）として以下の構成により組織する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。

10 水防管理者の責任（法第15条の6・7、法第17条）

(1) 水防管理者は、洪水被害軽減地区を指定するときは、公示、通知及び標識を設置しなければならない。

(2) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意（警戒）水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

11 警察署の任務（法第22条）

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

12 通信機関の責任（法第27条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

13 河川にかかる量水標管理者の責任（法第12条）

河川にかかる量水標管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14 市民の義務（法第24条、法第29条）

市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防対策本部

1 設置

市長は、市内において風水害が発生することが予測される段階で、次の場合に、水防対策本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、水防対策本部設置には至らないが、今後の気象状況等に十分注意が必要な場合は、警戒体制をとり、情報収集に努めるとともに、初動対応について検討するものとする。

設 置 基 準

- (1) 河川水位が氾濫注意（警戒）水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。
- (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。
- (3) 市内通過河川に水防警報第3号（出動）が発表されたとき。
- (4) 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。
- (5) その他、市長が必要と認めるとき。

2 構成

水防対策本部は、市長を水防対策本部長（以下「本部長」という。）、副市長を水防対策副本部長（以下「副本部長」という。）として以下の構成により組織する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。

字句の修正

字句の修正

字句の修正

設置基準の修正

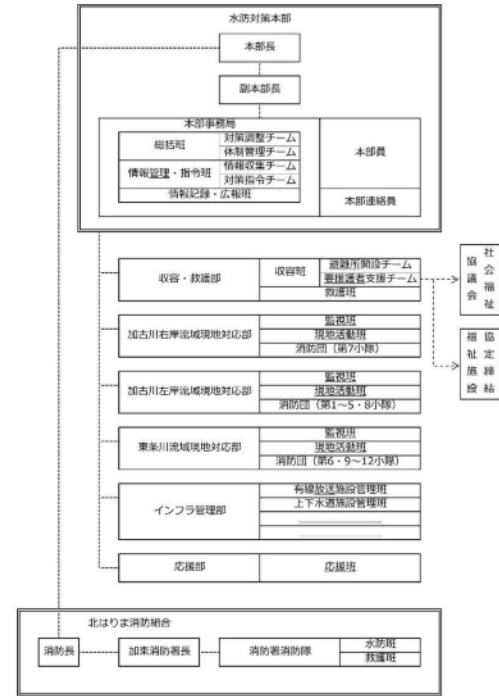
設置基準の修正
字句の追記

字句の削除

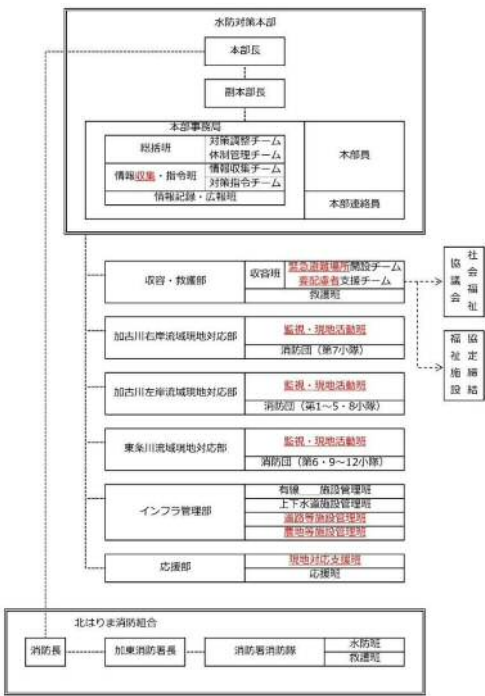
	本 部 長	副 本 部 長	本 部 員	本部連絡員
水 防 対 策 本 部	市長	副市長 教育長	技監 市民生活部長 教育部長 加東消防署長 消防団長 防災課長 必要に応じ本部長が 指名する者	防災課員 必要に応じ本部長が 指名する者

名称	加東市水防対策本部
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	市役所内
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。

水防対策本部組織図



水防対策本部組織図



3 水防対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、水防対策本部の活動を終了し、水防対策本部を廃止する。

廃止については、「2 構成」で扱ったため、削除

なお、災害対策本部が設置されるに至ったときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行するものとし、水防対策本部は自動的に廃止となる。

4 水防対策本部会議

会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、主に次の事項について協議する。

- (1)～(2) (略)
 (3) 職員の動員、配備態勢並びに災害対策本部体制への移行に関すること
 (4) 避難勧告等及び警戒区域の設定に関すること
 (5)・(6) (略)

5 事務分掌

水防対策本部における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。
 ただし、本部長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
水防対策本部		1・2 (略) 3 配備態勢の決定 4 避難準備情報、避難勧告・指示の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、 <u>近隣</u> 市町等） 6 現地対応部の設置及び廃止の決定 7 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1・2 (略)
本部事務局	総括班	1～3 (略)
	【対策調整チーム】	1～4 (略) 5 公共情報コモンズ対応 6～8 (略) 9 ライフライン関係機関との連絡調整（関西電力・NTT・ガス・JR） 10・11 (略) 12 協定先事業者との連絡調整 13・14 (略)
	【体制管理チーム】	1～5 (略) 6 対策本部室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 (略)
	情報整理・指令班	
	【情報収集チーム】	1・2 (略)
	【対策指令チーム】	1・2 (略)
	情報記録・広報班	1～3 (略) 4 音声告知放送、文字放送の提供 5～7 (略)
収容・救	収容班	1 避難所の開設運営の総括
	【避難所開設チーム】	1 避難所の開設運営 2・3 (略)

3 水防対策本部会議

会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、主に次の事項について協議する。

- (1)～(2) (略)
 (3) 職員の動員、配備**体制**並びに災害対策本部体制への移行に関すること
 (4) 避難**指示**等及び警戒区域の設定に関すること
 (5)・(6) (略)

4 事務分掌

水防対策本部における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。
 ただし、本部長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
水防対策本部		1・2 (略) 3 配備 体制 の決定 4 <u>避難情報等</u> の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、 <u>協定締結</u> 市町等） 6 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1・2 (略)
本部事務局	総括班	1～3 (略)
	【対策調整チーム】	1～4 (略) 5 <u>アラート</u> 対応 6～8 (略) 9 ライフライン関係機関との連絡調整 10・11 (略) 12 <u>災害協定</u> 事業者との連絡調整 13・14 (略)
	【体制管理チーム】	1～5 (略) 6 <u>本部会議</u> 室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 (略)
	情報 収集 ・指令班	
	【情報収集チーム】	1・2 (略)
	【対策指令チーム】	1・2 (略)
	【情報記録・広報班】	1～3 (略) 4 <u>防災行政無線による</u> 放送、文字放送の提供 5～7 (略)
収容・救	収容班	1 <u>緊急避難場所</u> の開設運営の総括
	【 <u>緊急避難場所</u> 開設チーム】	1 <u>緊急避難場所</u> の開設運営 2・3 (略)

数字のずれ

字句の修正
 災害対策基本法改正に伴う修正

数字のずれ

字句の修正
 字句の修正

字句の修正
 事務分掌の削除
 数字のずれ

システムの名称変更

字句の削除

字句の修正

字句の修正

組織の名称変更

システムの変更

字句の修正
 組織の名称変更

字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞			＜改 正 後＞			＜修正理由＞
各 現 地 対 応 部 （ 共 通 ）	【要援護者支援チーム】	1 要援護者の避難所収容 2 福祉避難所の開設 3 民生・_____児童委員への連絡 4 社会福祉施設への避難計画	各 現 地 対 応 部 （ 共 通 ）	【要配慮者支援チーム】	1 要配慮者の避難所収容 2 福祉避難所の開設準備 3 民生委員及び児童委員への連絡 4 要配慮者の対応	字句の追記 字句の修正 事務分掌の修正
	救護班	1・2 （略） 3 要援護者（障害者）_____の対応		救護班	1・2 （略） 3 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の対応	事務分掌の修正
	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】			【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】		組織の名称変更
	監視班	1～3 （略） 4 重要水防_____箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 山腹崩壊土砂流出危険区域の情報収集		監視・現地活動班	1～3 （略） 4 重要バトロール箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 土砂災害警戒区域等_____の情報収集 6 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 7 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 8 避難情報_____の広報及び避難者の誘導 9 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 10 水防資機材の搬送 11 道路規制及び水防団への道路規制の指示 12 交通規制 13 災害対策本部への現状報告	字句の修正 字句の修正 字句の修正 数字のずれ 数字のずれ 事務分掌の追記
イン フ ラ 管 理 部	有線放送施設管理班	1～3 （略）	イン フ ラ 管 理 部	有線_____管理班	1～3 （略）	組織の名称変更
	上下水道施設管理班	1～4 （略）		上下水道施設管理班	1～4 （略）	組織及び事務分掌の追記
	_____	_____		道路等施設管理班	1 市道等浸水危険箇所の危険予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報	組織及び事務分掌の追記
	_____	_____		農地等施設管理班	1 農地等施設の危険予防の周知 2 被災施設の被害拡大防止	組織及び事務分掌の追記
応 援 部	_____	_____	応 援 部	現地対応支援班	1 土のう配送	
	応援班	1 （略）		応援班	1 （略）	組合消防による事務分掌のため削除

第2節 消防本部水防班・消防救助班

1 班編成

水防対策本部設置と同時に消防本部による水防班、消防救助班を編成する。

2 事務分掌

水防班及び消防救助班における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。
 ただし、本部長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

班名	担当部署	事務分掌
消防本部水防班	北はりま消防本部	<u>1</u> 消防職員の召集及び配備 <u>2</u> 気象情報の受理伝達 <u>3</u> 災害の広報活動 <u>4</u> 災害の情報収集伝達 <u>5</u> 消防相互応援協定 <u>6</u> 総括班との連絡調整 <u>7</u> その他応急対策
消防本部消防救助班	加東消防署	<u>1</u> 災害の警戒及び防御 <u>2</u> 被災者の救出、救護及び搬送 <u>3</u> 避難者の誘導 <u>4</u> 被害情報の収集及び伝達 <u>5</u> 災害現場の広報活動 <u>6</u> 被害の原因調査 <u>7</u> その他応急対策特命事項

第3節 消防団水防班

1 班編成（略）

2 事務分掌

水防班における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。
ただし、消防団長の指示により、そのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
消 防 団 (<u>水防班</u>)	第1小隊水防班	<u>1</u> 災害の警戒及び防御
	第2小隊水防班	<u>2</u> 道路規制警備
	第3小隊水防班	<u>3</u> 被災者の救出及び救護
	第4小隊水防班	<u>4</u> 避難勧告・指示の広報及び避難者の誘導
	第5小隊水防班	<u>5</u> 被害情報の収集及び伝達
	第6小隊水防班	<u>6</u> 災害現場の広報
	第7小隊水防班	<u>7</u> その他応急対策特命
	第8小隊水防班	
	第9小隊水防班	
	第10小隊水防班	
	第11小隊水防班	
	第12小隊水防班	

3 消防団水防班の水防区域

区分	消防団水防班	区域（ <u> </u> は分団を有しない地区）	水防(防災 備蓄)倉庫
加古川左岸流域 現地対応部	第1小隊水防班 （6分団）	社、 <u>ひろのが丘、嬉野台団地、藤田南、大学山 国、山国、松尾、出水、田中、鳥居</u> 計10地区	社
	第2小隊水防班 （8分団）	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、 <u>上中 団地、梶原、梶原団地、喜田</u> 計10地区	社

第2節 消防団水防班

1 班編成（略）

2 事務分掌

水防班における事務及び任務分担は、以下を目安とする。
ただし、消防団長の指示により、そのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
消 防 団	第1小隊水防班	<u>1</u> 災害の警戒及び防御
	第2小隊水防班	<u>2</u> 道路規制警備
	第3小隊水防班	<u>3</u> 被災者の救出及び救護
	第4小隊水防班	<u>4</u> <u>避難情報</u> の広報及び避難者の誘導
	第5小隊水防班	<u>5</u> 被害情報の収集及び伝達
	第6小隊水防班	<u>6</u> 災害現場の広報
	第7小隊水防班	<u>7</u> その他応急対策特命
	第8小隊水防班	
	第9小隊水防班	
	第10小隊水防班	
	第11小隊水防班	
	第12小隊水防班	

3 消防団水防班の水防区域

区分	消防団水防班	区域（ <u> </u> は分団を有しない地区）	<u> </u> 防災 備蓄 <u> </u> 倉庫
加古川左岸流域 現地対応部	第1小隊水防班 （6分団）	社、 <u>ひろのが丘、嬉野台団地、藤田南、大学山 国、山国、松尾、出水、田中、鳥居</u> 計10地区	社
	第2小隊水防班 （8分団）	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、 <u>上中 団地、梶原、梶原団地、喜田</u> 計10地区	社

節のずれ

字句の修正

字句の修正

字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】

[illegible]

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞			＜改 正 後＞			＜修正理由＞
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	体制区分	配 備 時 期	体制の内容	字句の修正 配備時期の修正
連絡員待機	(1) 県に連絡員待機_____が発令され、市内又は上流部に相当な降雨が予想されるとき (2) 大雨注意報、洪水注意報が発令され、市内又は_____上流部に相当な降雨が予想されるとき	防災課の職員 1 ～ 2 名で情報収集に当たる	連絡員待機	(1) 県 <u>の</u> 連絡員待機 <u>指令</u> が発令され <u>た</u> _____ とき (2) _____ 市内又は <u>市内通</u> <u>過河川</u> 上流部に相当な降雨が予想されるとき	防災課の職員 1 ～ 2 名で情報収集に当たる	
2 水防警戒配備（第 0 号配備） 防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動態勢を確立するため、必要と認める場合は、防災課員及び各部あらかじめ定められた職員（_____第 0 号配備職員）に対し、 <u>水防警戒配備</u> を指令するものとする。			(2) <u>水防第 0 号配備</u> 防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動 <u>体制</u> を確立するため、必要と認める場合は、防災課員及び各部あらかじめ定められた職員（ <u>水防第 0 号配備職員</u> ）に対し、_____ 配備を指令するものとする。			字句の修正
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	体制区分	配 備 時 期	体制の内容	市防災計画に伴う配備時期の修正
_____第 0 号 配備態勢	(1) 河川水位が消防団待機水位（通報水位）を突破したとき （加古川板波水位が <u>2.0m</u> 以上又は東条川吉井水位が <u>1.5m</u> 以上になったとき） (2) 大雨警報、洪水警報が発令されたとき (3) 水防指令 1 号又は水防警報 1 号が発令されたとき (4) 風水害等により被害の発生のおそれがあるとき	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる [その他、自宅待機]	水防第 0 号 配備体制	(1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を突破したとき <u>※水防団待機水位：板波（加古川）2.00m、大門（加古川）0.00m、吉井上流（東条川）1.50m、家原（千鳥川）1.40m</u> (2) <u>市内通過河川に水防警報第 1 号（待機）が発表されたとき</u>	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる [その他、自宅待機]	
3 水防非常配備 市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり <u>水防非常配備態勢</u> を発令するものとする。			2 <u>水防警戒配備</u> 副市長は、水防対策本部の設置に備えることが必要と認める場合は、 <u>水防警戒本部を設置し、各部あらかじめ定められた職員（水防第 1 号配備職員）に対し、配備を発令するものとする。</u>			水防警戒配備の修正（水防第 1 号配備体制を水防警戒配備とする）
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	体制区分	配 備 時 期	体制の内容	
_____第 1 号 配備態勢	(1) 河川水位が消防団待機水位（通報水位）を突破し、 <u>更なる水位上昇が予想されるとき</u> (2) 大雨警報、洪水警報が発令され、 <u>更なる降雨又は河川水位の上昇が予想されるとき</u> (3) 水防指令 1 号又は水防警報 1 号が発令され、 <u>更なる降雨又は河川水位の上昇が予想されるとき</u> (4) 風水害等により <u>小規模な被害が発生したとき</u>	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 [その他、自宅待機]	水防第 1 号 配備体制	(1) <u>水防第 0 号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想されるとき。</u> (2) <u>市内通過河川に水防警報第 2 号（準備）が発表されたとき。</u>	<u>各部あらかじめ定められた職員を配置し情報の収集、伝達等に当たる。</u> <u>[その他、自宅待機]</u>	
_____第 2 号 配備態勢			3 水防非常配備 市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり <u>配備を発令</u> するものとする。			字句の修正
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	体制区分	配 備 時 期	体制の内容	字句の修正 第 1 号配備の記載位置の修正
_____第 1 号 配備態勢	(1) 河川水位が <u>はん濫注意水位（警戒水位）</u> を突破又は <u>突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想されるとき</u> （加古川板波水位が <u>3.50m</u> 以上又は東条川吉井水位が <u>2.0m</u> 以上になったとき） (2) 水防指令 2 号又は水防警報 2 号が発令され、 <u>更なる降雨又は河川水位の上昇が予想されるとき</u> (3) 水防指令 3 号又は水防警報 3 号が発令されたとき (4) 風水害等により <u>中規模な被害が発生したとき</u>	各部あらかじめ定められた職員を配備し、 <u>水防事態が発生すればそのまま水防活動ができる態勢</u> [その他、自宅待機]	_____	_____	_____	
_____第 2 号 配備態勢	(1) 河川水位が <u>氾濫注意（警戒）水位</u> _____を突破又は <u>突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想されるとき</u> <u>※氾濫注意水位：板波（加古川）3.50m、大門（加古川）1.50m、吉井上流（東条川）2.00m、家原（千鳥川）2.30m</u> (2) <u>氾濫注意情報が発表されたとき</u> (3) <u>市内通過河川に水防警報第 3 号（出動）が発表されたとき</u> (4) <u>大雨警報（土砂災害）が発表されたとき</u>	各部あらかじめ定められた職員を配備し、 <u>災害対策等に当たる。</u> [その他、自宅待機]	水防第 2 号 配備体制	(1) 河川水位が <u>氾濫注意（警戒）水位</u> _____を突破又は <u>突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想されるとき</u> <u>※氾濫注意水位：板波（加古川）3.50m、大門（加古川）1.50m、吉井上流（東条川）2.00m、家原（千鳥川）2.30m</u> (2) <u>氾濫注意情報が発表されたとき</u> (3) <u>市内通過河川に水防警報第 3 号（出動）が発表されたとき</u> (4) <u>大雨警報（土砂災害）が発表されたとき</u>	各部あらかじめ定められた職員を配備し、 <u>災害対策等に当たる。</u> [その他、自宅待機]	字句の修正 市防災計画に伴う配備時期の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞										＜改 正 後＞										＜修正理由＞		
加古川	左	600	25.50～26.10km	西古瀬	堤防高	A			67	左	550	26.15～26.70km	西古瀬	越水（溢水）	B			49	重要水防箇所の修正に伴う修正			
	左	500	25.60～26.10km	西古瀬	堤防断面	A	東条川合流部		68	左	400	26.70～27.10km	西古瀬	越水（溢水）	A			50				
	左	600	26.10～26.70km	西古瀬	堤防高	B			69	左	1ヶ所	26.87km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門		51				
	左	700	26.10～26.80km	西古瀬	堤防断面	B			70	左	800	27.10～27.90km	大門	越水（溢水）	B	無堤区間		52				
	左	600	26.70～27.30km	西古瀬	堤防高	A			73	左	400	27.90～28.30km	大門	越水（溢水）	A			55				
	左	400	26.80～27.20km	西古瀬	堤防断面	A			74	左	100	28.00～28.10km	大門	水衝・洗掘	A			56				
	左	1ヶ所	26.87km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門		75	左	200	30.10～30.30km	野村	越水（溢水）	B			59				
	左	200	27.30～27.50km	大門	堤防高	B			76	左	200	30.70～30.90km	貝原	越水（溢水）	B	無堤区間		62				
	左	1,000	27.20～28.20km	大門	堤防断面	B	無堤		77	左	1ヶ所	30.70km	貝原	工作物	B	福田橋		63				
	左	800	27.50～28.30km	大門	堤防高	A	無堤		79	左	200	30.90～31.10km	貝原	越水（溢水）	A	無堤区間		65				
	右	1ヶ所	27.80km	青野原町	工作物	A	大門橋（小野市）		80	左	200	31.10～31.30km	貝原	越水（溢水）	B	無堤区間		68				
	左	400	30.10～30.50km	野村	堤防高	B			86	左	600	31.30～31.90km	西垂水	越水（溢水）	A	無堤区間		69				
	左	1ヶ所	30.70km	貝原	工作物	A	福田橋		87	左	400	31.90～32.30km	河高	越水（溢水）	B			70				
	左	400	30.70～31.10km	貝原	堤防高	A	無堤		91	左	100	31.90～32.00km	河高	水衝・洗掘	A			71				
	左	1,200	30.80～32.00km	西垂水	堤防断面	B	無堤		92	左	600	32.50～33.10km	穂積	越水（溢水）	A			73				
	左	200	31.10～31.30km	西垂水	堤防高	B			95	左	1,200	33.10～34.30km	北野	越水（溢水）	B			74				
	左	200	31.30～31.50km	西垂水	堤防高	A			96	左	1ヶ所	33.80km	下滝野	工作物	B	滝野大橋		75				
東条川	右	100	0.10～0.20km	西古瀬	水衝・洗掘	B	本川合流部		1	左	1ヶ所	34.60km	上滝野	工作物	A	滝見橋		78				
	右	300	0.00～0.30km	西古瀬	堤防高	A	本川合流部		2	左	1,100	35.30～36.40km	多井田	越水（溢水）	A	無堤区間		79				
	右	300	0.00～0.30km	西古瀬	堤防断面	A	本川合流部		3	左	100	36.40～36.50km	西脇市 高松町	越水（溢水）	B			83				
	右	300	0.30～0.60km	西古瀬	水衝・洗掘	B			4													
	右	200	0.30～0.50km	西古瀬	堤防高	B			5													
	右	200	0.70～0.90km	古川町	堤防高	A	無堤（小野市）		6													
重 要 水 防 箇 所 （ 重 点 区 間 ）																						
河川	岸別	延長m	距離杭	地先名	備考	地図番号																
加古川	左	200	28.00～28.20km	福吉		9																
	左	1,000	29.80～30.80km	野村		11																
(2) 滝野地域										(2) 加古川右岸												
加古川	重 要 水 防 箇 所									重 要 水 防 箇 所									分類の修正			
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号		岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号					
	右	300	29.40～29.70km	復井町	堤防高	A	（小野市）	84		右	200	30.50～30.70km	河高	越水（溢水）	B		60					
	右	400	29.40～29.80km	復井町	堤防断面	A	（小野市）	85		右	200	30.70～30.90km	河高	越水（溢水）	A		61					
	右	200	30.70～30.90km	河高	堤防高	A		88		右	1,600	30.90～32.50km	河高	越水（溢水）	B		64					
	右	1,600	30.90～32.50km	河高	堤防高	B		89		右	1,600	31.00～32.60km	河高	堤体漏水	B		66					
	右	500	30.70～31.20km	河高	堤防断面	B		90		右	1,600	31.00～32.60km	河高	基礎地盤漏水	B		67					
	右	1,650	30.90～32.55km	河高	漏水	B		93		右	1,400	32.50～33.90km	河高	越水（溢水）	A		72					
	右	1,550	31.00～32.55km	河高	法崩れ、すべり	B		94		右	200	33.90～34.10km	下滝野	越水（溢水）	B	無堤区間	76					
	右	700	31.80～32.50km	河高	堤防断面	B		97														

姫路河川国道事務所による重要水防箇所の修正に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >							
左	800	31.50～32.30km	河高	堤防高	B		98
左	800	32.40～34.20km	穂積	堤防断面	B		99
左	1,000	32.30～33.30km	穂積	堤防高	A		100
右	1,300	32.50～33.80km	河高	堤防断面	A		101
右	2,800	32.50～35.30km	下滝野	堤防高	A	無堤	102
左	800	33.30～34.10km	北野	堤防高	B		103
右	200	33.80～34.00km	下滝野	堤防断面	B	無堤	104
左	1ヶ所	33.80km	下滝野	工作物	B	滝野大橋	105
左	400	34.10～34.50km	北野	堤防高	A		106
左	400	34.50～34.90km	新町	堤防高	B		107
左	1ヶ所	34.60km	新町	工作物	A	滝見橋	108
右	1,300	34.00～35.30km	下滝野	堤防断面	A	無堤	109
右	1ヶ所	35.20km	上滝野	工作物	B	関竜橋	110
右	200	35.30～35.50km	上滝野	堤防高	B	無堤	111
左	1,200	35.10～36.30km	多井田	堤防高	A	無堤	112
左	1,000	35.30～36.30km	多井田	堤防断面	A	無堤	113
右	400	35.50～35.90km	上滝野	堤防高	A		114
右	200	35.90～36.10km	上滝野	堤防高	B		115

河川	重 要 水 防 箇 所（ 重 点 区 間）					
	岸別	延長m	距 離 杭	地 先 名	備 考	地図番号
加古川	右	900	29.80～30.70km	河高		10
	左	200	32.60～32.80km	下滝野		12

※ 重要度は、重要水防箇所評定基準による。

2 県土整備部（加東土木事務所）所管

河川	重 要 水 防 箇 所						
	岸別	延長m	地 点	危険理由	対策工法	区域	地図番号
千鳥川	右	500	木梨、藤田 落合橋～藤田橋	堤防高	2－A	積土俵	A 42
三草川	右	100	山口 山口橋上流	堤防高	4－A	積土俵	A 43

(2) 滝野地域

河川	重 要 水 防 箇 所						
	岸別	延長m	地 点	危険理由	対策工法	区域	地図番号
油谷川	左	200	河高 加古川合流点～上流 200m	堤防高	2－A	積土俵	A 44
	右	200	河高 加古川合流点～上流 200m	堤防高	2－A	積土俵	A 45

< 改 正 後 >							
右	1,000	34.10～35.10km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	77
右	400	35.70～36.10km	上滝野	越水（溢水）	B		80
右	200	36.10～36.30km	上滝野	越水（溢水）	A		81
右	200	36.30～36.50km	西脇市板波町	越水（溢水）	B		82

(3) 東条川

河川	重 要 水 防 箇 所						
	岸別	延長m	距 離 杭	地先名	種別	重要度	備 考
東条川	右	300	0.00～0.30km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点
	右	100	0.40～0.50km	西古瀬	水衝・洗掘	A	

2 県土整備部（加東土木事務所）所管

河川	重 要 水 防 箇 所						
	岸別	延長m	地 点	危険理由	対策工法	区域	地図番号
千鳥川	右	500	木梨、藤田 落合橋～藤田橋	堤防高	2－A	積土俵	A 39
三草川	右	100	山口 山口橋上流	堤防高	4－A	積土俵	A 40

(2) 滝野地域

河川	重 要 水 防 箇 所						
	岸別	延長m	地 点	危険理由	対策工法	区域	地図番号
油谷川	左	200	河高 加古川合流点～上流 200m	堤防高	2－A	積土俵	A 41
	右	200	河高 加古川合流点～上流 200m	堤防高	2－A	積土俵	A 42

分類の修正

地図番号の修正

(3) 東条地域									
河川	重 要 水 防 箇 所								
	岸別	延長 m	地 点	危険理由	対策 工法	区 域	地図 番号		
東条川	右	600	松沢 新橋下流	工作物	4－要	積土俵	要	29	
	右	200	松沢 新橋上流	堤防高	3－要	積土俵	要	30	
	右	400	栲鹿谷 東条東小学校下流	洗掘	2－要	木流し	要	31	
	左	300	長井 暁雲橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	32	
	左	400	長井 雲龍橋上流	洗掘	2－要	木流し	要	33	
	右	600	黒谷 雲龍橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	34	
	右	300	古家、常田 住吉橋上下流	洗掘	1－要	木流し	要	35	
	左	500	貞守、少分谷 一ノ井堰下流	工作物	3－B	積土俵	B	36	
	左	150	少分谷 上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	37	
	右	500	西戸 上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	38	
鴨川	左	600	古家 井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	39	
	右	550	黒谷 井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	40	

※ 区域別（県）		※ 危険理由① 背後地の重要度に関する基準（県）	
A	水防上最も重要な区域	1	市街地又は集落を形成している区域
B	次に重要な区域	2	公共施設（鉄道、国県市町道）、公共建物（官公庁、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する区域
要	要注意区域	3	農地、工場等の地域経済において重要な区域
		4	その他上記に準じる重要な区域

第2節 危険が予想される箇所 **【H22.4.1現在】**

降雨等による災害発生の危険が予想される箇所は、それぞれ次のとおりとされている。

1 土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

1－1 土石流危険渓流【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流 所在地	渓流概況			地図 番号
				渓流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-社町-Ⅰ-1	千鳥川	下久米第2	下久米	23	3	5	1
加-社町-Ⅰ-2	大池川	池ノ内容	池ノ内	32	9	5	2
加-社町-Ⅰ-3	奥鹿野川	畑西谷2	畑	37	9	17	3
加-社町-Ⅰ-4	奥鹿野川	畑谷	畑	23	4	10	4
加-社町-Ⅰ-5	鴨川	上鴨川	上鴨川	40	10	11	5
加-社町-Ⅰ-6	鴨川	西上鴨川	上鴨川	152	63	11	6
加-社町-Ⅰ-7	神山川	神山池東谷	上鴨川	65	13	18	7
加-社町-Ⅰ-8	神山川	鴨川東谷	上鴨川	11	3	15	8
加-社町-Ⅰ-9	神山川	神山池南谷	上鴨川	34	11	13	9
加-社町-Ⅰ-10	越道川	下鴨川南谷	平木	14	3	16	10
加-社町-Ⅰ-11	越道川	のぞき川	平木	40	18	8	11

(3) 東条地域									
河川	重 要 水 防 箇 所								
	岸別	延長 m	地 点	危険理由	対策 工法	区 域	地図 番号		
東条川	右	600	松沢 新橋下流	工作物	4－要	積土俵	要	27	
	右	200	松沢 新橋上流	堤防高	3－要	積土俵	要	28	
	右	400	栲鹿谷 東条東小学校下流	洗掘	2－要	木流し	要	29	
	左	300	長井 暁雲橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	30	
	左	400	長井 雲龍橋上流	洗掘	2－要	木流し	要	31	
	右	600	黒谷 雲龍橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	32	
	右	300	古家、常田 住吉橋上下流	洗掘	1－要	木流し	要	33	
	左	500	貞守、少分谷 一ノ井堰下流	工作物	3－B	積土俵	B	34	
	左	150	少分谷 上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	35	
	右	500	西戸 上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	36	
鴨川	左	600	古家 井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	37	
	右	550	黒谷 井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	38	

※ 区域別（県）		※ 危険理由① 背後地の重要度に関する基準（県）	
A	水防上最も重要な区域	1	市街地又は集落を形成している区域
B	次に重要な区域	2	公共施設（鉄道、国県市町道）、公共建物（官公庁、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する区域
要	要注意区域	3	農地、工場等の地域経済において重要な区域
		4	その他上記に準じる重要な区域

第2節 危険が予想される箇所 **【R2.1現在】**

降雨等による災害発生の危険が予想される箇所は、それぞれ次のとおりとされている。

1 土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

1－1 土石流危険渓流【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

渓 流 番 号	河 川 名	渓 流 名	渓 流 所在地	渓流概況			地図 番号
				渓 流 長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-社町-Ⅰ-1	千鳥川	下久米第2	下久米	23	3	5	1
加-社町-Ⅰ-2	大池川	池ノ内容	池ノ内	32	9	5	2
加-社町-Ⅰ-3	奥鹿野川	畑西谷2	畑	37	9	17	3
加-社町-Ⅰ-4	奥鹿野川	畑谷	畑	23	4	10	4
加-社町-Ⅰ-5	鴨川	上鴨川	上鴨川	40	10	11	5
加-社町-Ⅰ-6	鴨川	西上鴨川	上鴨川	152	63	11	6
加-社町-Ⅰ-7	神山川	神山池東谷	上鴨川	65	13	18	7
加-社町-Ⅰ-8	神山川	鴨川東谷	上鴨川	11	3	15	8
加-社町-Ⅰ-9	神山川	神山池南谷	上鴨川	34	11	13	9
加-社町-Ⅰ-10	越道川	下鴨川南谷	平木	14	3	16	10
加-社町-Ⅰ-11	越道川	のぞき川	平木	40	18	8	11

時点の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞								＜改 正 後＞								＜修正理由＞	
加-社町-Ⅰ-12	越道川	仙人川	平木	99	33	11	12	加-社町-Ⅰ-12	越道川	仙人川	平木	99	33	11	12	土砂災害警戒区域に係る告示に伴う修正 土砂災害警戒区域以外の土石流危険個所の地図からの削除	
加-社町-Ⅰ-13	越道川	荷子川西谷	平木	10	3	11	13	加-社町-Ⅰ-13	越道川	荷子川西谷	平木	10	3	11	13		
加-社町-Ⅰ-14	東条川	滝谷川南谷	平木	28	8	12	14	加-社町-Ⅰ-14	東条川	滝谷川南谷	平木	28	8	12	14		
加-社町-Ⅰ-15	東条川	下平木谷	平木	86	33	8	15	加-社町-Ⅰ-15	東条川	下平木谷	平木	86	33	8	15		
加-社町-Ⅰ-16	千鳥川	久米第2	久米	24	4	7	16	加-社町-Ⅰ-16	千鳥川	久米第2	久米	24	4	7	16		
加-社町-Ⅰ-17	千鳥川	久米谷	久米	15	2	8	17	加-社町-Ⅰ-17	千鳥川	久米谷	久米	15	2	8	17		
加-社町-Ⅱ-1	三草川	馬瀬北谷	馬瀬	84	37	8	34	加-社町-Ⅱ-1	三草川	馬瀬北谷	馬瀬	84	37	8	34		
加-社町-Ⅱ-2	三草川	御所南谷	馬瀬	51	26	7	35	加-社町-Ⅱ-2	三草川	御所南谷	馬瀬	51	26	7	35		
加-社町-Ⅱ-3	三草川	馬瀬南谷	馬瀬	22	5	20	36	加-社町-Ⅱ-3	三草川	馬瀬南谷	馬瀬	22	5	20	36		
加-社町-Ⅱ-4	千鳥川	北山谷	藤田	11	2	5	37	加-社町-Ⅱ-4	千鳥川	上三草	藤田	11	2	5	37		
加-社町-Ⅱ-5	千鳥川	下久米第3	下久米	7	2	8	38	加-社町-Ⅱ-5	千鳥川	下久米第3	下久米	7	2	8	38		
加-社町-Ⅱ-6	鹿野川	下久米谷	下久米	10	1	8	39	加-社町-Ⅱ-6	鹿野川	下久米谷	下久米	10	1	8	40		
加-社町-Ⅱ-7	鹿野川	鹿野小谷	下久米	9	1	13	40	加-社町-Ⅱ-7	鹿野川	鹿野小谷	下久米	9	1	13	40		
加-社町-Ⅱ-8	鹿野川	鹿野谷	下久米	32	6	4	41	加-社町-Ⅱ-8	鹿野川	鹿野谷	下久米	32	6	4	41		
加-社町-Ⅱ-9	奥鹿野川	畑西谷1	畑	29	5	14	42	加-社町-Ⅱ-9	奥鹿野川	畑西谷1	畑	29	5	14	42		
加-社町-Ⅱ-10	鴨川	下鴨奥谷	下鴨川	20	4	6	43	加-社町-Ⅱ-10	鴨川	下鴨奥谷	下鴨川	20	4	6	43		
加-社町-Ⅱ-11	鴨川	上鴨川南	上鴨川	21	5	11	44	加-社町-Ⅱ-11	鴨川	上鴨川南	上鴨川	21	5	11	44		
加-社町-Ⅱ-12	神山川	神山谷	上鴨川	15	3	25	45	加-社町-Ⅱ-12	神山川	神山谷	上鴨川	15	3	25	45		
加-社町-Ⅱ-13	神山川	小上鴨谷	上鴨川	92	32	18	46	加-社町-Ⅱ-13	神山川	小上鴨谷	上鴨川	92	32	18	46		
加-社町-Ⅱ-14	神山川	神山奥谷	上鴨川	13	3	21	47	加-社町-Ⅱ-14	神山川	神山奥谷	上鴨川	13	3	21	47		
加-社町-Ⅱ-15	神山川	北上鴨川	上鴨川	114	61	15	48	加-社町-Ⅱ-15	神山川	北上鴨川	上鴨川	114	61	15	48		
加-社町-Ⅱ-16	神山川	神山東谷	上鴨川	12	4	14	49	加-社町-Ⅱ-16	神山川	神山東谷	上鴨川	12	4	14	49		
加-社町-Ⅱ-17	神山川	南上鴨川	上鴨川	15	5	21	50	加-社町-Ⅱ-17	神山川	南上鴨川	上鴨川	15	5	21	50		
加-社町-Ⅱ-18	神山川	神山東谷	上鴨川	15	3	16	51	加-社町-Ⅱ-18	神山川	神山東谷	上鴨川	15	3	16	51		
加-社町-Ⅱ-19	神山川	上鴨川谷口	上鴨川	15	3	18	52	加-社町-Ⅱ-19	神山川	上鴨川谷口	上鴨川	15	3	18	52		
加-社町-Ⅱ-20	神山川	平木谷東	平木	26	4	19	53	加-社町-Ⅱ-20	神山川	平木谷東	平木	26	4	19	53		
加-社町-Ⅱ-21	神山川	平木谷	平木	49	16	15	54	加-社町-Ⅱ-21	神山川	平木谷	平木	49	16	15	54		
加-社町-Ⅱ-22	神山川	平木谷西	平木	53	19	9	55	加-社町-Ⅱ-22	神山川	平木谷西	平木	53	19	9	55		
加-社町-Ⅱ-23	神山川	神山川下谷1	上鴨川	61	18	8	56	加-社町-Ⅱ-23	神山川	神山川下谷1	上鴨川	61	18	8	56		
加-社町-Ⅱ-24	神山川	神山川下谷2	上鴨川	7	1	23	57	加-社町-Ⅱ-24	神山川	神山川下谷2	上鴨川	7	1	23	57		
加-社町-Ⅱ-25	神山川	奥の谷池上谷	上鴨川	38	8	13	58	加-社町-Ⅱ-25	神山川	奥の谷池上谷	上鴨川	38	8	13	58		
加-社町-Ⅱ-26	鴨川	下鴨川東谷	下鴨川	12	2	27	59	加-社町-Ⅱ-26	鴨川	下鴨川東谷	下鴨川	12	2	27	59		
加-社町-Ⅱ-27	鴨川	下鴨川谷	下鴨川	50	19	6	60	加-社町-Ⅱ-27	鴨川	下鴨川谷	下鴨川	50	19	6	60		
加-社町-Ⅱ-28	越道川	荷子川	平木	29	6	15	61	加-社町-Ⅱ-28	越道川	荷子川	平木	29	6	15	61		
加-社町-Ⅱ-29	越道川	荷子川東谷	平木	29	3	19	62	加-社町-Ⅱ-29	越道川	荷子川東谷	平木	29	3	19	62		
加-社町-Ⅱ-30	東条川	滝谷川	平木	97	49	11	63	加-社町-Ⅱ-30	東条川	滝谷川	平木	97	49	11	63		
加-社町-Ⅱ-31	東条川	下平木南谷	平木	15	7	8	64	加-社町-Ⅱ-31	東条川	下平木南谷	平木	15	7	8	64		
加-社町-Ⅱ-32	越道川	平木鉾山西谷	平木	16	6	18	65	加-社町-Ⅱ-32	越道川	平木鉾山西谷	平木	16	6	18	65		
(2) 滝野地域 (略)								(2) 滝野地域 (略)									
(3) 東条地域								(3) 東条地域									

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-東条-I-1	東条川	右支溪第一	松沢	19	3	12	20
加-東条-I-2	厚利川	栄枝	栄枝	42	9	6	21
加-東条-I-3	東条川	右支溪第二	新定	62	12	5	22
加-東条-I-4	東条川	右支溪第三	新定	60	16	5	23
加-東条-I-5	東条川	右支溪第四	新定	12	2	5	24
加-東条-I-6	東条川	右支溪第五	岩屋	31	5	11	25
加-東条-I-7	大畑川	右支溪第六	黒谷	30	8	8	26
加-東条-I-8	鴨川	右支溪第八	秋津	18	6	13	27
加-東条-I-9	東条川	右支溪第九	秋津	12	3	12	28
加-東条-I-10	東条川	右支溪第十一	秋津	37	8	8	29
加-東条-I-11	永福川	左支溪第三	永福	36	10	5	30
加-東条-I-12	森谷川	左支溪第一	森	25	3	6	31
加-東条-I-13	東条川	左支溪第二	岡本	8	2	7	32
加-東条-I-14	大畑川	右支溪第二	大畑	12	1	5	33
加-東条-II-1	厚利川	右支溪第二	栄枝	11	1	11	67
加-東条-II-2	厚利川	右支溪第三	栄枝	12	3	7	68
加-東条-II-3	厚利川	左支溪第一	栄枝	35	6	5	69
加-東条-II-4	東条川	右支溪第七	黒谷	10	2	9	70
加-東条-II-5	東条川	右支溪第十	秋津	75	19	9	71
加-東条-II-6	東条川	右支溪第十二	秋津	227	111	5	72
加-東条-II-7	東条川	左支溪第三	長貞	10	1	11	73
加-東条-II-8	永福川	右支溪第一	永福	19	3	3	74
加-東条-II-9	永福川	左支溪第一	永福	20	4	6	75
加-東条-II-10	永福川	左支溪第二	永福	18	2	6	76
加-東条-II-11	東条川	左支溪第一	岡本	31	10	4	77
加-東条-II-12	大谷川	カジヤ谷	新定	14	3	4	78
加-東条-II-13	大谷川	右支溪第一	新定	18	4	8	79
加-東条-II-14	大畑川	右支溪第一	大畑	7	2	8	80
加-東条-II-15	大畑川	左支溪第一	大畑	46	10	5	81

1-2 崩壊土砂流出危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(1) 社地域

地区番号	地区名	位置		危険地の状況		備 考	地図 番号
		大字	字	延長(m)	面積(ha)		

< 改 正 後 >

溪 流 番 号	河川名	溪 流 名	溪 流 所在地	溪 流 概 況			地図 番号
				溪 流 長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-東条-I-1	東条川	右支溪第一	松沢	19	3	12	20
加-東条-I-2	厚利川	栄枝	栄枝	42	9	6	21
加-東条-I-3	東条川	右支溪第二	新定	62	12	5	22
加-東条-I-4	東条川	右支溪第三	新定	60	16	5	23
加-東条-I-5	東条川	右支溪第四	新定	12	2	5	24
加-東条-I-6	東条川	右支溪第五	岩屋	31	5	11	25
加-東条-I-7	東条川	右支溪第六	黒谷	30	8	8	26
加-東条-I-8	東条川	右支溪第八	秋津	18	6	13	27
加-東条-I-9	東条川	右支溪第九	秋津	12	3	12	28
加-東条-I-10	東条川	右支溪第十一	秋津	37	8	8	29
加-東条-I-11	永福川	左支溪第三	永福	36	10	5	30
加-東条-I-12	森谷川	左支溪第一	森	25	3	6	31
加-東条-I-13	東条川	左支溪第二	岡本	8	2	7	32
加-東条-I-14	大畑川	右支溪第二	大畑	12	1	5	33
加-東条-II-1	厚利川	右支溪第二	栄枝	11	1	11	67
加-東条-II-2	厚利川	右支溪第三	栄枝	12	3	7	68
加-東条-II-3	厚利川	左支溪第一	栄枝	35	6	5	69
加-東条-II-4	東条川	右支溪第七	黒谷	10	2	9	70
加-東条-II-5	東条川	右支溪第十	秋津	75	19	9	71
加-東条-II-6	東条川	右支溪第十二	秋津	227	111	5	72
加-東条-II-7	東条川	左支溪第三	長貞	10	1	11	73
加-東条-II-8	永福川	右支溪第一	永福	19	3	3	74
加-東条-II-9	永福川	左支溪第一	永福	20	4	6	75
加-東条-II-10	永福川	左支溪第二	永福	18	2	6	76
加-東条-II-11	東条川	左支溪第一	岡本	31	10	4	77
加-東条-II-12	大谷川	カジヤ谷	新定	14	3	4	78
加-東条-II-13	大谷川	右支溪第一	新定	18	4	8	79
加-東条-II-14	大畑川	右支溪第一	大畑	7	2	8	80
加-東条-II-15	大畑川	左支溪第一	大畑	46	10	5	81

(4) 他市町（土石流発生時に加東市内に影響が想定される溪流のみ抜粋）

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-篠山-I-125	東条川	南西川	丹波篠山市市原	32	5	16	82
加-篠山-I-126	神山川	堂ヶ谷川	丹波篠山市本荘	16	9	14	83

1-2 崩壊土砂流出危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(1) 社地域

箇所番号	地区名	位 置		危険地区面積(ha)	備 考
		大 字	字		

< 修正理由 >

県地域防災計画に伴う修正

加東市内に影響を及ぼしうる他市町の溪流を追記

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

341-崩-1	馬瀬	馬瀬	北山	550	1.16		1
341-崩-2	上鴨川 (3)	上鴨川	西山ノ北	300	0.09		2
341-崩-3	上鴨川 (1)	上鴨川	北山ノ北	1,400	1.68		3
341-崩-4	上鴨川 (2)	上鴨川	北山	1,300	1.95		4
341-崩-5	平木 (1)	上鴨川	北山	1,500	1.80	小藪谷	5
341-崩-6	平木 (5)	平木	御嶽山	400	0.24		6
341-崩-7	平木 (3)	平木	御嶽山	500	0.60		7
341-崩-8	平木 (2)	平木	御嶽山	400	0.60		8
341-崩-9	平木 (4)	平木	御嶽山	1,000	1.20		9
341-崩-10	下鴨川 (2)	下鴨川	北山	600	0.36		10
341-崩-11	下鴨川 (1)	下鴨川	西山	500	0.60		11
341-崩-12	上三草	上三草	三草山	730	0.77		12

(2) 滝野地域

地区番号	地区名	位置		危険地の状況		備 考	地図 番号
		大字	字	延長(m)	面積(ha)		
342-崩-1	下滝野 (2)	下滝野	大谷	400	0.24		13
342-崩-2	下滝野 (1)	下滝野	高倉	700	0.63		14
342-崩-3	上滝野	上滝野	奥ノ谷	800	1.32		15
342-崩-4	曾我	曾我	鍋子	350	0.21		16

2 地すべり危険箇所等（地すべり危険箇所・ 地すべり危険地）
 2-1 地すべり危険箇所 【県土整備部砂防課（加東土木事務所）・国土交通省
 所管】（略）
 2-2 地すべり危険地 【県政環境部治山課（加古川流域土地改良事務所）・
 （農林水産省農村振興局所管）]
 （東条地域）

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

228-001	馬瀬	馬瀬	北山	1.64
228-002	上鴨川（3）	上鴨川	西山ノ北	0.11
228-003	上鴨川（1）	上鴨川	北山ノ北	2.14
228-004	上鴨川（2）	上鴨川	北山	2.31
228-005	平木（1）	平木	御防伏山	0.65
228-006	平木（5）	平木	御嶽山	0.09
228-007	平木（3）	平木	御嶽山	0.47
228-008	平木（2）	平木	御嶽山	0.93
228-009	平木（4）	平木	御嶽山	0.68
228-010	下鴨川（2）	下鴨川	北山	0.28
228-011	下鴨川（1）	下鴨川	西山	0.37
228-012	上三草	上三草		0.79
228-017		平木		0.58
228-018	平木1	平木	御嶽山	0.05
228-019	平木2	平木	御嶽山	0.07
228-021	上鴨川1	上鴨川	東山	0.04
228-022	平木3	平木	御嶽山	0.11
228-023	平木4	平木	御嶽山	0.29
228-024	平木5	平木	御嶽山	0.07
228-027	平木6	平木	御嶽山	0.07
228-028	上鴨川2	上鴨川	北山	0.48

(2) 滝野地域

箇所番号	地区名	位置		危険地区面積(ha)	備考
		大字	字		
<u>228-013</u>	下滝野(2)	下滝野	大谷	<u>0.35</u>	
<u>228-014</u>	下滝野(1)	下滝野	高倉	<u>0.76</u>	
<u>228-015</u>	上滝野	上滝野	奥ノ谷	<u>1.78</u>	
<u>228-016</u>	曾我	曾我	鍋子	<u>0.34</u>	
<u>228-025</u>	下滝野(3)	下滝野	高倉ほか	<u>0.39</u>	

1-3 崩壊土砂流出危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】

箇所番号	字	危険地区面積(ha)	備 考
282286-1	畑朝光山	1.13	
282286-2	馬瀬三草山	6.12	
282286-3	馬瀬三草山	0.75	

2 地すべり危険箇所等（地すべり危険箇所・**地すべり防止区域**・地すべり危険地区）
 2-1 地すべり危険箇所・**地すべり防止区域**【県土整備部砂防課（加東土木事務所）・国土交通省所管（略）】
 2-2 地すべり危険地区・**地すべり防止区域**【県農政環境部治山課（加古川流域土地改良事務所）・（農林水産省農村振興局所管）】

県地域防災計画に伴う修正
地図には、土砂災害警戒区域
関係を掲載することとする
ことによる番号の削除

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞

整理 番号	箇所名	位置	面積(ha)	指定年月日	地図 番号
341	新定大谷	新定	48.0	-----	6

3 かけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

3-1 急傾斜地崩壊危険箇所【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

I：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	上条	上鴨川北山ノ北	45	320	36	1
自然	<u>2</u>	半坂	上鴨川西山ノ北	42	110	30	2
自然	<u>3</u>	社（1）	社湯屋ヶ谷	35	155	14	3
自然	<u>4</u>	社（2）	社原	45	85	14	4
自然	<u>5</u>	家原	家原御霊	43	110	18	5
自然	<u>6</u>	上鴨川	上鴨川北山ノ北	45	200	60	6
自然	<u>7</u>	平木（1）	平木御嶽山	60	140	50	7
自然	<u>8</u>	平木（2）	平木御嶽山	50	350	136	8
自然	<u>9</u>	平木（3）	平木御嶽山	60	550	120	9
自然	<u>10</u>	上三草	上三草三草山	60	430	120	10
自然	<u>11</u>	上久米	上久米北山	34	155	120	11

(2) 滝野地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	多井田	多井田上ノカチ	47	70	7	12
自然	<u>2</u>	下滝野	下滝野西野	33	220	8	13
自然	<u>3</u>	下滝野（2）	下滝野膳棚	30	40	16	14

(3) 東条地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	黒石	永福	35	310	21	15
自然	<u>2</u>	中筋（1）	天神中筋	59	240	30	16
自然	<u>3</u>	中筋（2）	天神中筋	33	150	25	17
自然	<u>4</u>	中ノ垣内	岩屋中ノ垣内	40	370	32	18
自然	<u>5</u>	山ノ下	岩屋山ノ下	43	70	48	19
自然	<u>7</u>	大福	新定大福	49	205	12	20
自然	<u>8</u>	新定	新定	43	85	12	21
自然	<u>10</u>	西ノ越	栄枝西ノ越	48	145	16	22
自然	<u>11</u>	常田（1）	秋津	34	360	10	23
自然	<u>12</u>	常田（2）	秋津	30	95	34	24
自然	<u>13</u>	秋津台	秋津	30	240	30	25

＜改 正 後＞

整理 番号	箇所名	位置	危険地区 面積(ha)	防止区域 面積(ha)	地すべり防止区域の 指定年月日	地図 番号
341	新定大谷	新定	48.0	40.0	H28. 6. 20	-

3 かけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

3-1 急傾斜地崩壊危険箇所【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

I：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(社) <u>1</u>	上条	上鴨川上条	45	320	36	1
自然	(社) <u>2</u>	半坂	上鴨川半坂	42	110	30	2
自然	(社) <u>3</u>	社（1）	社	35	155	14	3
自然	(社) <u>4</u>	社（2）	社	45	85	14	4
自然	(社) <u>5</u>	家原	家原	43	110	18	5
自然	(社) <u>6</u>	上鴨川	上鴨川	45	200	60	6
自然	(社) <u>7</u>	平木（1）	平木	60	140	50	7
自然	(社) <u>8</u>	平木（2）	平木	50	350	136	8
自然	(社) <u>9</u>	平木（3）	平木	60	550	120	9
自然	(社) <u>10</u>	上三草	上三草	60	430	120	10
自然	(社) <u>11</u>	上久米	上久米	34	155	120	11

(2) 滝野地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(滝) <u>1</u>	多井田	多井田	47	70	7	12
自然	(滝) <u>2</u>	下滝野	下滝野	33	220	8	-
自然	(滝) <u>3</u>	下滝野（2）	下滝野	30	40	16	14

(3) 東条地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) <u>1</u>	黒石	永福黒石	35	310	21	15
自然	(東) <u>2</u>	中筋（1）	天神中筋	59	240	30	16
自然	(東) <u>3</u>	中筋（2）	天神中筋	33	150	25	17
自然	(東) <u>4</u>	中ノ垣内	岩屋中ノ垣内	40	370	32	18
自然	(東) <u>5</u>	山ノ下	岩屋山ノ下	43	70	48	19
自然	(東) <u>6</u>	大福	新定大福	49	205	12	20
自然	(東) <u>7</u>	新定	新定	43	85	12	21
自然	(東) <u>8</u>	西ノ越	栄枝西ノ越	48	145	16	22
自然	(東) <u>9</u>	常田（1）	秋津常田	34	360	10	23
自然	(東) <u>10</u>	常田（2）	秋津常田	30	95	34	24
自然	(東) <u>11</u>	秋津台	秋津秋津台	30	240	30	25

＜修正理由＞

土砂災害警戒区域以外の地すべり危険箇所等の地図からの削除

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正
土砂災害警戒区域以外の急傾斜地崩壊危険箇所の地図からの削除

県地域防災計画に伴う修正

Ⅱ：人家1～4戸の箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	上鴨川C	上鴨川北山	60	240	50	26
自然	<u>2</u>	上鴨川D	上鴨川北山ノ北	60	260	62	27
自然	<u>3</u>	上鴨川E	上鴨川北山ノ北	60	400	100	28
自然	<u>4</u>	上鴨川F	上鴨川西山ノ北	70	540	140	29
自然	<u>5</u>	上鴨川G	上鴨川南山	37	30	40	30
自然	<u>6</u>	上鴨川H	上鴨川南山	42	50	47	31
自然	<u>7</u>	上鴨川I	上鴨川南山	60	220	68	32
自然	<u>8</u>	上鴨川B	上鴨川西山ノ北	30	80	48	33
自然	<u>9</u>	上鴨川A	上鴨川西山ノ北	30	70	140	34
自然	<u>10</u>	平木A	平木御獄山	35	65	32	35
自然	<u>11</u>	平木B	平木御獄山	40	90	42	36
自然	<u>12</u>	平木C	平木御獄山	57	50	20	37
自然	<u>13</u>	平木D	平木御獄山	45	70	34	38
自然	<u>14</u>	平木E	平木御獄山	31	85	50	39
自然	<u>15</u>	平木F	平木御獄山	70	280	98	40
自然	<u>16</u>	下鴨川A	下鴨川西山	70	370	94	41
自然	<u>17</u>	平木	平木御獄山	35	30	10	42
自然	<u>18</u>	馬瀬A	上三草三草山	34	58	30	43
自然	<u>19</u>	馬瀬B	馬瀬北山	30	90	68	44
自然	<u>20</u>	馬瀬C	上三草三草山	47	40	10	45
自然	<u>21</u>	山口B	山口ウラ山	60	350	40	46
自然	<u>22</u>	山口A	山口ウラ山	37	70	30	47
自然	<u>23</u>	畑A	上三草三草山	45	110	85	48
自然	<u>24</u>	畑B	上三草三草山	40	90	36	49
自然	<u>25</u>	畑	上三草三草山	60	550	80	50
自然	<u>26</u>	吉馬	上三草三草山	36	125	125	51
自然	<u>27</u>	吉馬	吉馬飯盛	60	500	108	52
自然	<u>28</u>	藤田B	久米吹矢谷	42	80	16	53
自然	<u>29</u>	藤田	藤田カイチ	50	30	10	54
自然	<u>30</u>	上久米B	上久米北山	45	130	7	55
自然	<u>31</u>	上久米C	上久米北山	38	85	10	56
自然	<u>32</u>	上久米	上久米東山	43	77	90	57
自然	<u>33</u>	久米	久米中山	30	70	24	58
自然	<u>34</u>	上鴨川J	上鴨川北山ノ北	47	80	60	59
人工	<u>1</u>	平木	平木御獄山	39	40	32	60

(2) 滝野地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	多井田	多井田滝ノ上	36	50	8	61

Ⅱ：人家1～4戸の箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(社) <u>1</u>	上鴨川C	上鴨川	60	240	50	26
自然	(社) <u>2</u>	上鴨川D	上鴨川	60	260	62	27
自然	(社) <u>3</u>	上鴨川E	上鴨川	60	400	100	28
自然	(社) <u>4</u>	上鴨川F	上鴨川	70	540	140	29
自然	(社) <u>5</u>	上鴨川G	上鴨川	37	30	40	30
自然	(社) <u>6</u>	上鴨川H	上鴨川	42	50	47	31
自然	(社) <u>7</u>	上鴨川I	上鴨川	60	220	68	32
自然	(社) <u>8</u>	上鴨川B	上鴨川	30	80	48	33
自然	(社) <u>9</u>	上鴨川A	上鴨川	30	70	140	34
自然	(社) <u>10</u>	平木A	平木	35	65	32	35
自然	(社) <u>11</u>	平木B	平木	40	90	42	36
自然	(社) <u>12</u>	平木C	平木	57	50	20	37
自然	(社) <u>13</u>	平木D	平木	45	70	34	38
自然	(社) <u>14</u>	平木E	平木	31	85	50	39
自然	(社) <u>15</u>	平木F	平木	70	280	98	40
自然	(社) <u>16</u>	下鴨川A	下鴨川	70	370	94	41
自然	(社) <u>17</u>	平木	平木	35	30	10	42
自然	(社) <u>18</u>	馬瀬A	馬瀬	34	58	30	43
自然	(社) <u>19</u>	馬瀬B	馬瀬	30	90	68	44
自然	(社) <u>20</u>	馬瀬C	馬瀬	47	40	10	45
自然	(社) <u>21</u>	山口B	山口	60	350	40	46
自然	(社) <u>22</u>	山口A	山口	37	70	30	47
自然	(社) <u>23</u>	畑A	畑	45	110	85	48
自然	(社) <u>24</u>	畑B	畑	40	90	36	49
自然	(社) <u>25</u>	畑	畑	60	550	80	50
自然	(社) <u>26</u>	上三草	上三草	36	125	125	51
自然	(社) <u>27</u>	吉馬	吉馬	60	500	108	52
自然	(社) <u>28</u>	藤田B	藤田	42	80	16	53
自然	(社) <u>29</u>	藤田	藤田	50	30	10	54
自然	(社) <u>30</u>	上久米B	上久米	45	130	7	55
自然	(社) <u>31</u>	上久米C	上久米	38	85	10	56
自然	(社) <u>32</u>	上久米	上久米	43	77	90	57
自然	(社) <u>33</u>	久米	久米	30	70	24	58
自然	(社) <u>34</u>	上鴨川J	上鴨川	47	80	60	59
人工	(社) <u>1</u>	平木	平木	39	40	32	60

(2) 滝野地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(滝) <u>1</u>	多井田	多井田	36	50	8	61

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

自然	<u>2</u>	下滝野	下滝野西野	37	60	10	62
自然	<u>3</u>	河高	河高木山谷	30	60	14	63
人工	<u>1</u>	光明寺	光明寺西明谷	48	90	8	64

(3) 東条地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	大平井	新定大平井	45	95	13	65
自然	<u>2</u>	蔵ノ谷B	大畑蔵ノ谷	44	125	24	66
自然	<u>3</u>	黒谷	黒谷	45	65	30	67
自然	<u>4</u>	黒谷	黒谷	36	55	18	68
自然	<u>5</u>	秋津	秋津	35	70	24	69
自然	<u>6</u>	黒谷	黒谷	32	55	11	70
自然	<u>7</u>	黒石	永福黒石	34	70	17	71
自然	<u>8</u>	天神	天神	30	190	30	72
自然	<u>9</u>	岩屋C	岩屋	40	320	50	73
自然	<u>10</u>	岩屋B	岩屋	40	170	40	74
自然	<u>11</u>	岩屋A	岩屋	35	110	54	75
自然	<u>12</u>	森尾	森尾	30	450	26	76
自然	<u>13</u>	新定A	新定	30	60	20	77
自然	<u>14</u>	吉井A	吉井	30	100	30	78
自然	<u>15</u>	厚利A	厚利	37	90	40	79
自然	<u>16</u>	新定	新定	31	90	32	80
自然	<u>17</u>	新定B	新定	30	160	12	81
自然	<u>18</u>	新定E	新定	34	50	20	82
自然	<u>19</u>	新定C	新定	36	95	14	83
自然	<u>20</u>	蔵ノ谷A	大畑蔵ノ谷	30	65	10	84
自然	<u>21</u>	蔵ノ谷C	大畑蔵ノ谷	70	50	12	85
自然	<u>22</u>	蔵ノ谷D	大畑蔵ノ谷	40	85	15	86
人工	<u>1</u>	蔵ノ谷	大畑蔵ノ谷	30	70	16	87

Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	上鴨川（1）	上鴨川北山	30	180	50	88
自然	<u>2</u>	上鴨川（2）	上鴨川北山	31	170	80	89
自然	<u>3</u>	上鴨川（3）	上鴨川北山ノ北	60	270	79	90
自然	<u>4</u>	上鴨川（4）	上鴨川北山ノ北	31	350	60	91
自然	<u>5</u>	上鴨川（5）	上鴨川北山	30	200	40	92
自然	<u>6</u>	上鴨川（6）	上鴨川北山ノ北	30	296	58	93
自然	<u>7</u>	上鴨川（7）	上鴨川北山ノ北	41	418	96	94
自然	<u>8</u>	上鴨川（8）	上鴨川南山	43	736	136	95
自然	<u>9</u>	上鴨川（9）	上鴨川西山ノ南	30	425	60	96

<改 正 後>

自然	<u>(滝) 2</u>	下滝野	下滝野	37	60	10	62
自然	<u>(滝) 3</u>	河高	河高	30	60	14	63
人工	<u>(滝) 1</u>	光明寺	光明寺	48	90	8	64

(3) 東条地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>(東) 1</u>	大平井	新定大平井	45	95	13	65
自然	<u>(東) 2</u>	蔵ノ谷B	大畑蔵ノ谷	44	125	24	66
自然	<u>(東) 3</u>	黒谷	黒谷	45	65	30	67
自然	<u>(東) 4</u>	長谷A	黒谷	36	55	18	68
自然	<u>(東) 5</u>	新定D	秋津	35	70	24	69
自然	<u>(東) 6</u>	長谷B	黒谷	32	55	11	70
自然	<u>(東) 7</u>	黒石	永福黒石	34	70	17	71
自然	<u>(東) 8</u>	天神	天神	30	190	30	72
自然	<u>(東) 9</u>	岩屋C	岩屋	40	320	50	73
自然	<u>(東) 10</u>	岩屋B	岩屋	40	170	40	74
自然	<u>(東) 11</u>	岩屋A	岩屋	35	110	54	75
自然	<u>(東) 12</u>	森尾	森尾	30	450	26	76
自然	<u>(東) 13</u>	新定A	新定	30	60	20	77
自然	<u>(東) 14</u>	吉井A	吉井	30	100	30	78
自然	<u>(東) 15</u>	厚利A	厚利	37	90	40	79
自然	<u>(東) 16</u>	常田B	新定	31	90	32	80
自然	<u>(東) 17</u>	新定B	新定	30	160	12	81
自然	<u>(東) 18</u>	新定E	新定	34	50	20	82
自然	<u>(東) 19</u>	新定C	新定	36	95	14	83
自然	<u>(東) 20</u>	蔵ノ谷A	大畑蔵ノ谷	30	65	10	84
自然	<u>(東) 21</u>	蔵ノ谷C	大畑蔵ノ谷	70	50	12	85
自然	<u>(東) 22</u>	蔵ノ谷D	大畑蔵ノ谷	40	85	15	86
人工	<u>(東) 1</u>	蔵ノ谷	大畑蔵ノ谷	30	70	16	87

Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>(社) 1</u>	上鴨川（1）	上鴨川	30	180	50	88
自然	<u>(社) 2</u>	上鴨川（2）	上鴨川	31	170	80	89
自然	<u>(社) 3</u>	上鴨川（3）	上鴨川	60	270	79	90
自然	<u>(社) 4</u>	上鴨川（4）	上鴨川	31	350	60	91
自然	<u>(社) 5</u>	上鴨川（5）	上鴨川	30	200	40	92
自然	<u>(社) 6</u>	上鴨川（6）	上鴨川	30	296	58	93
自然	<u>(社) 7</u>	上鴨川（7）	上鴨川	41	418	96	94
自然	<u>(社) 8</u>	上鴨川（8）	上鴨川	43	736	136	95
自然	<u>(社) 9</u>	上鴨川（9）	上鴨川	30	425	60	96

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

土砂災害警戒区域以外の急傾斜地崩壊危険個所の地図からの削除

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >							
自然	<u>10</u>	上鴨川 (10)	平木御獄山	30	170	40	97
自然	<u>11</u>	下鴨川 (1)	上鴨川南山	60	300	130	98
自然	<u>12</u>	下鴨川 (2)	下鴨川北山	36	175	126	99
自然	<u>13</u>	下鴨川 (3)	下鴨川西山	35	440	140	100
自然	<u>14</u>	下鴨川 (4)	平木御獄山	36	305	40	101
自然	<u>15</u>	平木 (1)	平木御獄山	30	310	56	102
自然	<u>16</u>	平木 (2)	平木御獄山	34	120	30	103
自然	<u>17</u>	平木 (3)	秋津	31	160	50	104
自然	<u>18</u>	平木 (4)	平木御獄山	35	56	18	105
自然	<u>19</u>	平木 (5)	平木御獄山	30	150	30	106
自然	<u>20</u>	馬瀬 (1)	上三草三草山	34	375	82	107
自然	<u>21</u>	馬瀬 (2)	上三草三草山	30	210	60	108
自然	<u>22</u>	馬瀬 (3)	上三草三草山	30	190	40	109
自然	<u>23</u>	馬瀬 (4)	馬瀬南山	37	450	60	110
自然	<u>24</u>	馬瀬 (5)	馬瀬北山	32	110	80	111
自然	<u>25</u>	馬瀬 (6)	馬瀬北山	31	245	70	112
自然	<u>26</u>	馬瀬 (7)	馬瀬坂ノ下	30	55	16	113
自然	<u>27</u>	馬瀬 (8)	馬瀬南山	32	400	150	114
自然	<u>28</u>	馬瀬 (9)	馬瀬北山	34	190	44	115
自然	<u>29</u>	馬瀬 (10)	上三草三草山	34	510	60	116
自然	<u>30</u>	上三草 (1)	上三草三草山	30	70	38	117
自然	<u>31</u>	上三草 (2)	上三草三草山	33	800	90	118
自然	<u>32</u>	上三草 (3)	上三草三草山	31	165	40	119
自然	<u>33</u>	上三草 (4)	上三草三草山	32	490	40	120
自然	<u>34</u>	上三草 (5)	上三草三草山	31	115	38	121
自然	<u>35</u>	畑	畑猪ノ谷	32	230	100	122
自然	<u>36</u>	上鴨川 (11)	下鴨川北山	33	342	86	123

(2) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位 置	地 形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	<u>1</u>	黒谷	黒谷	30	46	28	124
自然	<u>2</u>	長谷 (1)	永福	31	80	14	125
自然	<u>3</u>	長谷 (2)	永福	30	265	30	126

3-2 山腹崩壊危険地区【県農林水産部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(1) 社地域

地区番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考	地図番号
		大字	字			
341-山-1	上久米	上久米	北山	3.0		<u>1</u>
341-山-2	下久米	下久米	宮下	1.0		<u>2</u>
341-山-3	上鴨川 (2)	上鴨川	北山ノ北	3.0		<u>3</u>
341-山-4	上鴨川 (3)	上鴨川	北山ノ北	<u>6.0</u>		<u>4</u>
341-山-5	上鴨川 (1)	上鴨川	北山	<u>6.0</u>		<u>5</u>

< 改 正 後 >

自然	(社) <u>10</u>	上鴨川 (10)	<u>上鴨川</u>	30	170	40	97
自然	(社) <u>11</u>	下鴨川 (1)	<u>下鴨川</u>	60	300	130	98
自然	(社) <u>12</u>	下鴨川 (2)	<u>下鴨川</u>	36	175	126	99
自然	(社) <u>13</u>	下鴨川 (3)	<u>下鴨川</u>	35	440	140	100
自然	(社) <u>14</u>	平木	平木	36	305	40	101
自然	(社) <u>15</u>	平木 (1)	平木	30	310	56	102
自然	(社) <u>16</u>	平木 (2)	平木	34	120	30	103
自然	(社) <u>17</u>	平木 (3)	平木	31	160	50	104
自然	(社) <u>18</u>	平木 (4)	平木	35	56	18	105
自然	(社) <u>19</u>	平木 (5)	平木	30	150	30	106
自然	(社) <u>20</u>	馬瀬 (1)	<u>馬瀬</u>	34	375	82	107
自然	(社) <u>21</u>	馬瀬 (2)	<u>馬瀬</u>	30	210	60	108
自然	(社) <u>22</u>	馬瀬 (3)	<u>馬瀬</u>	30	190	40	109
自然	(社) <u>23</u>	馬瀬 (4)	馬瀬	37	450	60	110
自然	(社) <u>24</u>	馬瀬 (5)	馬瀬	32	110	80	111
自然	(社) <u>25</u>	馬瀬 (6)	馬瀬	31	245	70	112
自然	(社) <u>26</u>	馬瀬 (7)	馬瀬	30	55	16	113
自然	(社) <u>27</u>	馬瀬 (8)	馬瀬	32	400	150	114
自然	(社) <u>28</u>	馬瀬 (9)	馬瀬	34	190	44	115
自然	(社) <u>29</u>	馬瀬 (10)	<u>馬瀬</u>	34	510	60	116
自然	(社) <u>30</u>	上三草 (1)	上三草	30	70	38	117
自然	(社) <u>31</u>	上三草 (2)	上三草	33	800	90	118
自然	(社) <u>32</u>	上三草 (3)	上三草	31	165	40	<u>二</u>
自然	(社) <u>33</u>	上三草 (4)	上三草	32	490	40	120
自然	(社) <u>34</u>	上三草 (5)	上三草	31	115	38	121
自然	(社) <u>35</u>	畑	畑	32	230	100	122
自然	(社) <u>36</u>	<u>下鴨川</u>	<u>下鴨川</u>	33	342	86	123

(2) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位 置	地 形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) <u>1</u>	黒谷	黒谷	30	46	28	124
自然	(東) <u>2</u>	長谷 (1)	永福 <u>長谷</u>	31	80	14	<u>二</u>
自然	(東) <u>3</u>	長谷 (2)	永福 <u>長谷</u>	30	265	30	126

3-2 山腹崩壊危険地区【県政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(1) 社地域

箇所番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考
		大 字	字		
<u>228-001</u>	上久米	上久米		<u>2.0</u>	
<u>228-002</u>	下久米	下久米	宮下	1.0	
<u>228-003</u>	上鴨川 <u>北山ノ北</u>	上鴨川	北山ノ北	<u>2.0</u>	
<u>228-004</u>	上鴨川	上鴨川		<u>5.0</u>	

< 修正理由 >

土砂災害警戒区域以外の急傾斜地崩壊危険個所の地図からの削除

県地域防災計画に伴う修正
土砂災害警戒区域以外の急傾斜地崩壊危険個所の地図からの削除

県地域防災計画に伴う修正
地図には、土砂災害警戒区域関係を掲載することとする
ことによる番号の削除

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >						
341-山-6	平木 (1)	平木	御嶽山	27.0		6
341-山-7	平木 (2)	平木	上南	1.0		7

(2) 滝野地域						
地区番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考	地図 番号
		大字	字			
342-山-1	下滝野	下滝野	膳棚	1.0		8

(3) 東条地域						
地区番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考	地図 番号
		大字	字			
343-山-1	栄枝	栄枝	西ノ越	5.0		9
343-山-2	松沢	松沢	大深谷	4.0		10
343-山-3	岩屋	岩屋	谷垣内	7.0		11
343-山-4	永福 (2)	永福	王子ノ前	11.0		12
343-山-5	永福 (1)	永福	畑ケ谷	9.0		13
343-山-6	横谷	横谷	樫谷	3.0		14

4 土砂災害警戒区域 【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

4-1 急傾斜地の崩壊

(1) 社地域

番号	名 称	区域 (箇所) 番号	指定の区域	土砂災害の発生の 原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
						箇所番号	地図 番号
1	上鴨川(1) I	129010001	上鴨川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	急-社-I-1	1
2	上鴨川(2) I	129010002	上鴨川	〃	〃	急-社-I-2	2
3	社(1) I	129010003	社	〃	〃	急-社-I-3	3
4	社(2) I	129010004	社	〃	〃	急-社-I-4	4
5	家原・社 I	129010005	家原・社	〃	〃	急-社-I-5	5
6	上鴨川(3) I	129010006	上鴨川	〃	〃	急-社-I-6	6
7	平木(1) I	129010007	平木	〃	〃	急-社-I-7	7
8	平木(2) I	129010008	平木	〃	〃	急-社-I-8	8
9	平木(3) I	129010009	平木	〃	〃	急-社-I-9	9
10	上三草・畑(1) I	129010010	上三草・畑	〃	〃	急-社-I-10	10
11	上久米(1) I	129010011	上久米	〃	〃	急-社-I-11	11
12	上鴨川(4) II	129010012	上鴨川	〃	〃	急-社-II-1	26
13	上鴨川(5) II	129010013	上鴨川	〃	〃	急-社-II-2	27

< 改 正 後 >						
228-006	平木御嶽山	平木	御嶽山	27.0		
228-007	平木上南	平木	上南	1.0		
228-016	山口 2	山口	廻り	1.0		
228-017	馬瀬 1	馬瀬	三草山	2.0		
228-018	馬瀬 2	馬瀬	三草山	4.0		
228-019	上鴨川 2	上鴨川	西山ノ北	5.0		
228-020	下鴨川	下鴨川	西山	7.0		

(2) 東条地域						
箇所番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考	
		大 字	字			
228-009	栄枝	栄枝	西ノ越	1.0		
228-010	松沢	松沢	大深谷	1.0		
228-011	岩屋 1	岩屋	谷垣内	1.0		
228-012	永福王子ノ前	永福	王子ノ前	1.0		
228-013	永福畑ケ谷	永福	畑ケ谷	1.0		
228-014	横谷	横谷	樫谷	1.0		
228-015	岩屋 2	岩屋	谷垣ノ内	1.0		

3-3 山腹崩壊危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】						
箇所番号	字			面積 (ha)		
282286-1	社三草山			3.0		
282286-2	社三草山			17.0		
282286-3	下久米宮山			1.0		

4 土砂災害警戒区域 【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

4-1 急傾斜地の崩壊

(1) 社地域

番号	名 称	箇所番号	字	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
1	上鴨川(1) I	129010001	上鴨川	H21.3.17	急-社-I-1	1
2	上鴨川(2) I	129010002	上鴨川	H21.3.17	急-社-I-2	2
3	社(1) I	129010003	社	H21.3.17	急-社-I-3	3
4	社(2) I	129010004	社	H21.3.17	急-社-I-4	4
5	家原・社 I	129010005	家原・社	H21.3.17	急-社-I-5	5
6	上鴨川(3) I	129010006	上鴨川	H21.3.17	急-社-I-6	6
7	平木(1) I	129010007	平木	H21.3.17	急-社-I-7	7
8	平木(2) I	129010008	平木	H21.3.17	急-社-I-8	8
9	平木(3) I	129010009	平木	H21.3.17	急-社-I-9	9
10	上三草・畑(1) I	129010010	上三草・畑	H21.3.17	急-社-I-10	10
11	上久米(1) I	129010011	上久米	H21.3.17	急-社-I-11	11
12	上鴨川(4) II	129010012	上鴨川	H21.3.17	急-社-II-1	26
13	上鴨川(5) II	129010013	上鴨川	H21.3.17	急-社-II-2	27

数字のずれ
県地域防災計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正
字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞							＜改 正 後＞							＜修正理由＞	
14	上鴨川(6)Ⅱ	129010014	上鴨川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	急-社-Ⅱ-3	28	14	上鴨川(6)Ⅱ	129010014	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-3	28	
15	上鴨川(7)Ⅱ	129010015	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-4	29	15	上鴨川(7)Ⅱ	129010015	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-4	29	
16	上鴨川(8)Ⅱ	129010016	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-5	30	16	上鴨川(8)Ⅱ	129010016	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-5	30	
17	上鴨川(9)Ⅱ	129010017	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-6	31	17	上鴨川(9)Ⅱ	129010017	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-6	31	
18	上鴨川(10)Ⅱ	129010018	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-7	32	18	上鴨川(10)Ⅱ	129010018	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-7	32	
19	上鴨川(11)Ⅱ	129010019	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-8	33	19	上鴨川(11)Ⅱ	129010019	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-8	33	
20	上鴨川(12)Ⅱ	129010020	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-9	34	20	上鴨川(12)Ⅱ	129010020	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-9	34	
21	平木(4)Ⅱ	129010021	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-10	35	21	平木(4)Ⅱ	129010021	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-10	35	
22	平木(5)Ⅱ	129010022	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-11	36	22	平木(5)Ⅱ	129010022	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-11	36	
23	平木(6)Ⅱ	129010023	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-12	37	23	平木(6)Ⅱ	129010023	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-12	37	
24	平木(7)Ⅱ	129010024	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-13	38	24	平木(7)Ⅱ	129010024	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-13	38	
25	上鴨川・平木(1)Ⅱ	129010025	上鴨川・平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-14	39	25	上鴨川・平木(1)Ⅱ	129010025	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-14	39	
26	平木(8)Ⅱ	129010026	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-15	40	26	平木(8)Ⅱ	129010026	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-15	40	
27	下鴨川(1)Ⅱ	129010027	下鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-16	41	27	下鴨川(1)Ⅱ	129010027	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-16	41	
28	平木(9)Ⅱ	129010028	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-17	42	28	平木(9)Ⅱ	129010028	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-17	42	
29	上三草・馬瀬(1)Ⅱ	129010029	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅱ-18	43	29	上三草・馬瀬(1)Ⅱ	129010029	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-18	43	
30	馬瀬(1)Ⅱ	129010030	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅱ-19	44	30	馬瀬(1)Ⅱ	129010030	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-19	44	
31	馬瀬(2)Ⅱ	129010031	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅱ-20	45	31	馬瀬(2)Ⅱ	129010031	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-20	45	
32	山口(1)Ⅱ	129010032	山口	〃	〃	急-社-Ⅱ-21	46	32	山口(1)Ⅱ	129010032	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-21	46	
33	山口(2)Ⅱ	129010033	山口	〃	〃	急-社-Ⅱ-22	47	33	山口(2)Ⅱ	129010033	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-22	47	
34	畑(1)Ⅱ	129010034	畑	〃	〃	急-社-Ⅱ-23	48	34	畑(1)Ⅱ	129010034	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-23	48	
35	畑(2)Ⅱ	129010035	畑	〃	〃	急-社-Ⅱ-24	49	35	畑(2)Ⅱ	129010035	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-24	49	
36	畑(3)Ⅱ	129010036	畑	〃	〃	急-社-Ⅱ-25	50	36	畑(3)Ⅱ	129010036	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-25	50	
37	上三草(1)Ⅱ	129010037	上三草	〃	〃	急-社-Ⅱ-26	51	37	上三草(1)Ⅱ	129010037	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅱ-26	51	
38	吉馬Ⅱ	129010038	吉馬	〃	〃	急-社-Ⅱ-27	52	38	吉馬Ⅱ	129010038	吉馬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-27	52	
39	久米・藤田Ⅱ	129010039	久米・藤田	〃	〃	急-社-Ⅱ-28	53	39	久米・藤田Ⅱ	129010039	久米・藤田	H21.3.17	急-社-Ⅱ-28	53	
40	藤田Ⅱ	129010040	藤田	〃	〃	急-社-Ⅱ-29	54	40	藤田Ⅱ	129010040	藤田	H21.3.17	急-社-Ⅱ-29	54	
41	上久米(2)Ⅱ	129010041	上久米	〃	〃	急-社-Ⅱ-30	55	41	上久米(2)Ⅱ	129010041	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-30	55	
42	上久米(3)Ⅱ	129010042	上久米	〃	〃	急-社-Ⅱ-31	56	42	上久米(3)Ⅱ	129010042	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-31	56	
43	上久米(4)Ⅱ	129010043	上久米	〃	〃	急-社-Ⅱ-32	57	43	上久米(4)Ⅱ	129010043	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-32	57	
44	久米Ⅱ	129010044	久米	〃	〃	急-社-Ⅱ-33	58	44	久米Ⅱ	129010044	久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-33	58	
45	上鴨川(13)Ⅱ	129010045	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅱ-34	59	45	上鴨川(13)Ⅱ	129010045	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-34	59	
46	平木(10)Ⅱ	129010046	平木	〃	〃	急-社-Ⅱ-人1	60	46	平木(10)Ⅱ	129010046	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-人1	60	
47	上鴨川(14)Ⅲ	129010047	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-1	88	47	上鴨川(14)Ⅲ	129010047	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-1	88	
48	上鴨川(15)Ⅲ	129010048	上鴨川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	急-社-Ⅲ-2	89	48	上鴨川(15)Ⅲ	129010048	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-2	89	
49	上鴨川(16)Ⅲ	129010049	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-3	90	49	上鴨川(16)Ⅲ	129010049	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-3	90	
50	上鴨川(17)Ⅲ	129010050	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-4	91	50	上鴨川(17)Ⅲ	129010050	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-4	91	
51	上鴨川(18)Ⅲ	129010051	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-5	92	51	上鴨川(18)Ⅲ	129010051	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-5	92	
52	上鴨川(19)Ⅲ	129010052	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-6	93	52	上鴨川(19)Ⅲ	129010052	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-6	93	
53	上鴨川(20)Ⅲ	129010053	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-7	94	53	上鴨川(20)Ⅲ	129010053	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-7	94	
54	上鴨川(21)Ⅲ	129010054	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-8	95	54	上鴨川(21)Ⅲ	129010054	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-8	95	
55	上鴨川(22)Ⅲ	129010055	上鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-9	96	55	上鴨川(22)Ⅲ	129010055	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-9	96	
56	上鴨川・平木(2)Ⅲ	129010056	上鴨川・平木	〃	〃	急-社-Ⅲ-10	97	56	上鴨川・平木(2)Ⅲ	129010056	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-10	97	
57	上鴨川・下鴨川Ⅲ	129010057	上鴨川・下鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-11	98	57	上鴨川・下鴨川Ⅲ	129010057	上鴨川・下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-11	98	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現行＞								＜改正後＞								＜修正理由＞			
58	下鴨川(2)Ⅲ	129010058	下鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-12	99	58	下鴨川(2)Ⅲ	129010058	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-12	99					
59	下鴨川(3)Ⅲ	129010059	下鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-13	100	59	下鴨川(3)Ⅲ	129010059	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-13	100					
60	平木(11)Ⅲ	129010060	平木	〃	〃	急-社-Ⅲ-14	101	60	平木(11)Ⅲ	129010060	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-14	101					
61	平木(12)Ⅲ	129010061	平木	〃	〃	急-社-Ⅲ-15	102	61	平木(12)Ⅲ	129010061	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-15	102					
62	平木(13)Ⅲ	129010062	平木	〃	〃	急-社-Ⅲ-16	103	62	平木(13)Ⅲ	129010062	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-16	103					
63	平木・秋津Ⅲ	129010063	平木・秋津	〃	〃	急-社-Ⅲ-17	104	63	平木・秋津Ⅲ	129010063	平木・秋津	H21.3.17	急-社-Ⅲ-17	104					
64	平木(14)Ⅲ	129010064	平木	〃	〃	急-社-Ⅲ-18	105	64	平木(14)Ⅲ	129010064	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-18	105					
65	平木(15)Ⅲ	129010065	平木	〃	〃	急-社-Ⅲ-19	106	65	平木(15)Ⅲ	129010065	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-19	106					
66	上三草・馬瀬(2)Ⅲ	129010066	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-20	107	66	上三草・馬瀬(2)Ⅲ	129010066	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-20	107					
67	馬瀬(3)Ⅲ	129010067	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-21	108	67	馬瀬(3)Ⅲ	129010067	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-21	108					
68	上三草・馬瀬(3)Ⅲ	129010068	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-22	109	68	上三草・馬瀬(3)Ⅲ	129010068	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-22	109					
69	上三草・馬瀬(4)Ⅲ	129010069	上三草・馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-23	110	69	上三草・馬瀬(4)Ⅲ	129010069	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-23	110					
70	馬瀬(4)Ⅲ	129010070	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-24	111	70	馬瀬(4)Ⅲ	129010070	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-24	111					
71	馬瀬(5)Ⅲ	129010071	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-25	112	71	馬瀬(5)Ⅲ	129010071	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-25	112					
72	馬瀬(6)Ⅲ	129010072	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-26	113	72	馬瀬(6)Ⅲ	129010072	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-26	113					
73	馬瀬(7)Ⅲ	129010073	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-27	114	73	馬瀬(7)Ⅲ	129010073	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-27	114					
74	馬瀬(8)Ⅲ	129010074	馬瀬	〃	〃	急-社-Ⅲ-28	115	74	馬瀬(8)Ⅲ	129010074	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-28	115					
75	上三草(2)Ⅲ	129010075	上三草	〃	〃	急-社-Ⅲ-29	116	75	上三草(2)Ⅲ	129010075	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅲ-29	116					
76	上三草・山口Ⅲ	129010076	上三草・山口	〃	〃	急-社-Ⅲ-30	117	76	上三草・山口Ⅲ	129010076	上三草・山口	H21.3.17	急-社-Ⅲ-30	117					
77	上三草・畑(2)Ⅲ	129010079	上三草・畑	〃	〃	急-社-Ⅲ-34	121	77	上三草・畑(2)Ⅲ	129010079	上三草・畑	H21.3.17	急-社-Ⅲ-34	121					
78	畑(4)Ⅲ	129010080	畑	〃	〃	急-社-Ⅲ-35	122	78	畑(4)Ⅲ	129010080	畑	H21.3.17	急-社-Ⅲ-35	122					
79	下鴨川(4)Ⅲ	129010081	下鴨川	〃	〃	急-社-Ⅲ-36	123	79	下鴨川(4)Ⅲ	129010081	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-36	123					
80	上三草(3)Ⅲ	129010077	上三草	〃	H22.3.30	急-社-Ⅲ-31～2	118	80	上三草(3)Ⅲ	129010077	上三草	H22.3.30	急-社-Ⅲ-31～2	118					
81	上三草(5)Ⅲ	129010078	上三草	〃	〃	急-社-Ⅲ-33	120	81	上三草(5)Ⅲ	129010078	上三草	H22.3.30	急-社-Ⅲ-33	120					
								82	上鴨川(23)Ⅰ	129010082	上鴨川	H28.10.28		127					

（2）滝野地域							
番号	名 称	区域（箇所）番号	指定の区域	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
						箇所番号	地図
1	多井田Ⅰ	129020001	多井田	急傾斜地の崩壊	H22.3.30	急-滝野-Ⅰ-1	12
2	下滝野(2)Ⅰ	129020002	下滝野	〃	〃	急-滝野-Ⅰ-3	14
3	多井田Ⅱ	129020003	多井田	〃	〃	急-滝野-Ⅱ-1	61
4	下滝野Ⅱ	129020004	下滝野	〃	〃	急-滝野-Ⅱ-2	62
5	河高	129020005	河高	〃	〃	急-滝野-Ⅱ-3	63
6	光明寺Ⅱ	129020006	光明寺・上滝野	〃	〃	急-滝野-Ⅱ-人-1	64

（3）東条地域							
番号	名 称	区域（箇所）番号	指定の区域	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
						箇所番号	地図
1	黒石Ⅰ	129030001	永福	急傾斜地の崩壊	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-1	15
2	中筋(1)Ⅰ	129030002	天神	〃	〃	急-東条-Ⅰ-2	16
3	中筋(2)Ⅰ	129030003	天神	〃	〃	急-東条-Ⅰ-3	17

（3）東条地域							
番号	名 称	区域（箇所）番号	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所			
					箇所番号	地図	
1	黒石Ⅰ	129030001	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-1	15	
2	中筋(1)Ⅰ	129030002	天神	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-2	16	
3	中筋(2)Ⅰ	129030003	天神	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-3	17	

県水防計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正
字句の修正

県水防計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

4	中ノ垣内Ⅰ	129030004	天神・岩屋	〃	〃	急-東条Ⅰ- 4	18
5	山ノ下Ⅰ	129030005	岩屋・森尾	〃	〃	急-東条Ⅰ- 5	19
6	大福Ⅰ	129030006	新定	〃	〃	急-東条Ⅰ- 7	20
7	新定Ⅰ	129030007	新定	〃	〃	急-東条Ⅰ- 8	21
8	西ノ越Ⅰ	129030008	栄枝	〃	〃	急-東条Ⅰ- 10	22
9	常田(1)Ⅰ	129030009	秋津	〃	〃	急-東条Ⅰ- 11	23
10	常田(2)Ⅰ	129030010	秋津	〃	〃	急-東条Ⅰ- 12	24
11	秋津台Ⅰ	129030011	秋津	〃	〃	急-東条Ⅰ- 13	25
12	大平井Ⅱ	129030012	新定	〃	〃	急-東条Ⅱ- 1	65
13	蔵ノ谷BⅡ	129030013	大畑	〃	〃	急-東条Ⅱ- 2	66
14	黒谷Ⅱ	129030014	黒谷	〃	〃	急-東条Ⅱ- 3	67
15	長谷AⅡ	129030015	黒谷	〃	〃	急-東条Ⅱ- 4	68
16	新定DⅡ	129030016	秋津	〃	〃	急-東条Ⅱ- 5	69
17	長谷BⅡ	129030017	黒谷	〃	〃	急-東条Ⅱ- 6	70
18	黒石Ⅱ	129030018	永福	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 7	71
19	天神Ⅱ	129030019	岩屋	〃	〃	急-東条Ⅱ- 8	72
20	岩屋CⅡ	129030020	岩屋	〃	〃	急-東条Ⅱ- 9	73
21	岩屋BⅡ	129030021	岩屋	〃	〃	急-東条Ⅱ- 10	74
22	岩屋AⅡ	129030022	岩屋	〃	〃	急-東条Ⅱ- 11	75
23	森尾Ⅱ	129030023	森尾・新定・岩屋	〃	〃	急-東条Ⅱ- 12	76
24	新定AⅡ	129030024	森尾・新定	〃	〃	急-東条Ⅱ- 13	77
25	吉井AⅡ	129030025	吉井	〃	〃	急-東条Ⅱ- 14	78
26	厚利AⅡ	129030026	厚利	〃	〃	急-東条Ⅱ- 15	79
27	常田BⅡ	129030027	新定	〃	〃	急-東条Ⅱ- 16	80
28	新定BⅡ	129030028	新定	〃	〃	急-東条Ⅱ- 17	81
29	新定EⅡ	129030029	新定	〃	〃	急-東条Ⅱ- 18	82
30	新定CⅡ	129030030	新定	〃	〃	急-東条Ⅱ- 19	83
31	蔵ノ谷AⅡ	129030031	大畑	〃	〃	急-東条Ⅱ- 20	84
32	蔵ノ谷CⅡ	129030032	大畑	〃	〃	急-東条Ⅱ- 21	85
33	蔵ノ谷DⅡ	129030033	大畑	〃	〃	急-東条Ⅱ- 22	86
34	黒谷Ⅲ	129030034	黒谷	〃	〃	急-東条Ⅲ- 1	124
35	長谷(2)Ⅲ	129030035	永福	〃	〃	急-東条Ⅲ- 3	126

4-2 土石流

(1) 社地域

NO	名 称	区域（溪流）番号	指定の区域	土砂災害の発生 の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険溪流	
						溪流番号	地図
1	下久米第2Ⅰ	229010001	下久米	土石流	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-1	1
2	池ノ内容Ⅰ	229010002	池ノ内	〃	〃	加-社町-Ⅰ-2	2
3	畑西谷2Ⅰ	229010003	畑	〃	〃	加-社町-Ⅰ-3	3
4	畑谷Ⅰ	229010004	畑	〃	〃	加-社町-Ⅰ-4	4
5	上鴨川Ⅰ	229010005	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅰ-5	5
6	西上鴨川Ⅰ	229010006	上鴨川	〃	〃	加-社町-Ⅰ-6	6

<改 正 後>

4	中ノ垣内Ⅰ	129030004	天神・岩屋	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 4	18
5	山ノ下Ⅰ	129030005	岩屋・森尾	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 5	19
6	大福Ⅰ	129030006	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 6	20
7	新定Ⅰ	129030007	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 7	21
8	西ノ越Ⅰ	129030008	栄枝	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 8	22
9	常田(1)Ⅰ	129030009	秋津	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 9	23
10	常田(2)Ⅰ	129030010	秋津	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 10	24
11	秋津台Ⅰ	129030011	秋津	H22. 3. 30	急-東条Ⅰ- 11	25
12	大平井Ⅱ	129030012	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 1	65
13	蔵ノ谷BⅡ	129030013	大畑	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 2	66
14	黒谷Ⅱ	129030014	黒谷	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 3	67
15	長谷AⅡ	129030015	黒谷	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 4	68
16	新定DⅡ	129030016	秋津	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 5	69
17	長谷BⅡ	129030017	黒谷	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 6	70
18	黒石Ⅱ	129030018	永福	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 7	71
19	天神Ⅱ	129030019	岩屋	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 8	72
20	岩屋CⅡ	129030020	岩屋	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 9	73
21	岩屋BⅡ	129030021	岩屋	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 10	74
22	岩屋AⅡ	129030022	岩屋	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 11	75
23	森尾Ⅱ	129030023	森尾・新定・岩屋	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 12	76
24	新定AⅡ	129030024	森尾・新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 13	77
25	吉井AⅡ	129030025	吉井	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 14	78
26	厚利AⅡ	129030026	厚利	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 15	79
27	常田BⅡ	129030027	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 16	80
28	新定BⅡ	129030028	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 17	81
29	新定EⅡ	129030029	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 18	82
30	新定CⅡ	129030030	新定	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 19	83
31	蔵ノ谷AⅡ	129030031	大畑	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 20	84
32	蔵ノ谷CⅡ	129030032	大畑	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 21	85
33	蔵ノ谷DⅡ	129030033	大畑	H22. 3. 30	急-東条Ⅱ- 22	86
34	黒谷Ⅲ	129030034	黒谷	H22. 3. 30	急-東条Ⅲ- 1	124
35	長谷(2)Ⅲ	129030035	永福	H22. 3. 30	急-東条Ⅲ- 3	126

4-2 土石流

(1) 社地域

NO	名 称	箇所 番号	字	指定年月日	土石流危険溪流	
					溪流番号	地図 番号
1	下久米第2Ⅰ	229010001	下久米	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-1	1
2	池ノ内容Ⅰ	229010002	池ノ内	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-2	2
3	畑西谷2Ⅰ	229010003	畑	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-3	3
4	畑谷Ⅰ	229010004	畑	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-4	4
5	上鴨川Ⅰ	229010005	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-5	5
6	西上鴨川Ⅰ	229010006	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-6	6

<修正理由>

県水防計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

7	神山地東谷Ⅰ	229010007	上鴨川			加-社町-Ⅰ-7	7	7	神山地東谷Ⅰ	229010007	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-7	7	県水防計画に伴う修正 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ	
8	鴨川東谷Ⅰ	229010008	上鴨川			加-社町-Ⅰ-8	8	8	鴨川東谷Ⅰ	229010008	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-8	8		
9	神山地南谷Ⅰ	229010009	上鴨川			加-社町-Ⅰ-9	9	9	神山地南谷Ⅰ	229010009	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-9	9		
10	下鴨川南谷Ⅰ	229010010	平木	土石流	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-10	10	10	下鴨川南谷Ⅰ	229010010	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-10	10		
11	のぞき川Ⅰ	229010011	平木			加-社町-Ⅰ-11	11	11	のぞき川Ⅰ	229010011	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-11	11		
12	仙人川Ⅰ	229010012	平木			加-社町-Ⅰ-12	12	12	仙人川Ⅰ	229010012	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-12	12		
13	荷子川西谷Ⅰ	229010013	平木			加-社町-Ⅰ-13	13	13	荷子川西谷Ⅰ	229010013	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-13	13		
14	滝谷川南谷Ⅰ	229010014	平木・木津(____篠山)			加-社町-Ⅰ-14	14	14	14	滝谷川南谷Ⅰ	229010014	平木・木津(丹波篠山)		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-14		14
15	下平木谷Ⅰ	229010015	平木			加-社町-Ⅰ-15	15	15	15	下平木谷Ⅰ	229010015	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-15		15
16	久米第2Ⅰ	229010016	久米			加-社町-Ⅰ-16	16	16	16	久米第2Ⅰ	229010016	久米		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-16		16
17	久米谷Ⅰ	229010017	久米			加-社町-Ⅰ-17	17	17	17	久米谷Ⅰ	229010017	久米		H21.3.17	加-社町-Ⅰ-17		17
18	馬瀬北谷Ⅱ	229010018	上三草・馬瀬			加-社町-Ⅱ-1	34	34	18	馬瀬北谷Ⅱ	229010018	上三草・馬瀬		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-1		34
19	御所南谷Ⅱ	229010019	上三草・馬瀬			加-社町-Ⅱ-2	35	35	19	御所南谷Ⅱ	229010019	上三草・馬瀬		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-2		35
20	馬瀬南谷Ⅱ	229010020	馬瀬			加-社町-Ⅱ-3	36	36	20	馬瀬南谷Ⅱ	229010020	馬瀬		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-3		36
21	上三草Ⅱ	229010021	藤田			加-社町-Ⅱ-4	37	37	21	上三草Ⅱ	229010021	藤田		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-4		37
22	下久米第3Ⅱ	229010022	下久米			加-社町-Ⅱ-5	38	38	22	下久米第3Ⅱ	229010022	下久米		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-5		38
23	下久米谷Ⅱ	229010023	下久米			加-社町-Ⅱ-6	39	39	—	—	—	—	—	—	—		
24	鹿野谷Ⅱ	229010024	下久米			加-社町-Ⅱ-8	40	40	23	鹿野谷Ⅱ	229010024	下久米		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-8		41
25	畑西谷ⅠⅡ	229010025	畑			加-社町-Ⅱ-9	41	41	24	畑西谷ⅠⅡ	229010025	畑		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-9		42
26	下鴨奥谷Ⅱ	229010026	下鴨川			加-社町-Ⅱ-10	42	42	25	下鴨奥谷Ⅱ	229010026	下鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-10		43
27	上鴨川南Ⅱ	229010027	上鴨川			加-社町-Ⅱ-11	43	43	26	上鴨川南Ⅱ	229010027	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-11		44
28	神山谷Ⅱ	229010028	上鴨川			加-社町-Ⅱ-12	44	44	27	神山谷Ⅱ	229010028	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-12		45
29	小上鴨谷Ⅱ	229010029	上鴨川			加-社町-Ⅱ-13	45	45	28	小上鴨谷Ⅱ	229010029	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-13		46
30	神山奥谷Ⅱ	229010030	上鴨川			加-社町-Ⅱ-14	46	46	29	神山奥谷Ⅱ	229010030	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-14		47
31	北上鴨川Ⅱ	229010031	上鴨川			加-社町-Ⅱ-15	47	47	30	北上鴨川Ⅱ	229010031	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-15		48
32	南上鴨川Ⅱ	229010032	上鴨川			加-社町-Ⅱ-17	48	48	31	南上鴨川Ⅱ	229010032	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-17		50
33	神山東谷Ⅱ	229010033	上鴨川			加-社町-Ⅱ-18	49	49	32	神山東谷Ⅱ	229010033	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-18		51
34	上鴨川谷口Ⅱ	229010034	上鴨川			加-社町-Ⅱ-19	50	50	33	上鴨川谷口Ⅱ	229010034	上鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-19		52
35	平木谷東Ⅱ	229010035	平木			加-社町-Ⅱ-20	51	51	34	平木谷東Ⅱ	229010035	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-20		53
36	平木谷Ⅱ	229010036	平木			加-社町-Ⅱ-21	52	52	35	平木谷Ⅱ	229010036	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-21		54
37	平木谷西Ⅱ	229010037	上鴨川・平木			加-社町-Ⅱ-22	53	53	36	平木谷西Ⅱ	229010037	上鴨川・平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-22		55
38	神山川下谷ⅠⅡ	229010038	上鴨川・平木			加-社町-Ⅱ-23	54	54	37	神山川下谷ⅠⅡ	229010038	上鴨川・平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-23		56
39	神山川下谷ⅡⅡ	229010039	上鴨川・平木			加-社町-Ⅱ-24	55	55	38	神山川下谷ⅡⅡ	229010039	上鴨川・平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-24		57
40	奥の谷池上谷Ⅱ	229010040	上鴨川・平木			加-社町-Ⅱ-25	56	56	39	奥の谷池上谷Ⅱ	229010040	上鴨川・平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-25		58
41	下鴨川東谷Ⅱ	229010041	下鴨川			加-社町-Ⅱ-26	57	57	40	下鴨川東谷Ⅱ	229010041	下鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-26		59
42	下鴨川谷Ⅱ	229010042	下鴨川			加-社町-Ⅱ-27	58	58	41	下鴨川谷Ⅱ	229010042	下鴨川		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-27		60
43	荷子川Ⅱ	229010043	平木			加-社町-Ⅱ-28	59	59	42	荷子川Ⅱ	229010043	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-28		61
44	荷子川東谷Ⅱ	229010044	平木			加-社町-Ⅱ-29	62	62	43	荷子川東谷Ⅱ	229010044	平木		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-29		62
45	滝谷川Ⅱ	229010045	平木・木津(____篠山)			加-社町-Ⅱ-30	63	63	44	滝谷川Ⅱ	229010045	平木・木津(丹波篠山)		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-30		63
46	下平木南谷Ⅱ	229010046	平木・木津(____篠山)・大川瀬(三田)	土石流	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-31	64	64	45	下平木南谷Ⅱ	229010046	平木・木津(丹波篠山)・大川瀬(三田)		H21.3.17	加-社町-Ⅱ-31		64

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞

47	平木鉱山西谷Ⅱ	229010047	下鴨川・平木	〃	〃	加-社町-Ⅱ-32	65
48	南西川Ⅰ（篠山）	222040018	平木・市原（〃篠山）	〃	H22. 1. 19	加-篠山-Ⅰ-125	二
49	堂ヶ谷Ⅰ（篠山）	222040019	平木・本荘（〃篠山）	〃	〃	加-篠山-Ⅰ-126	二

(2) 滝野地域

NO	名 称	区域（溪流） 番号	指定の区域	土砂災害の発生 の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険溪流	
						溪流番号	地図 番号
1	右支溪第一Ⅰ	229020001	下滝野	土石流	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅰ- 1	18
2	右支溪第二Ⅰ	229020002	下滝野・光明寺	〃	〃	加-滝野-Ⅰ- 2	19
3	左支溪第一Ⅱ	229020003	下滝野・光明寺	〃	〃	加-滝野-Ⅱ- 1	66

(3) 東条地域

NO	名 称	区域（溪流） 番号	指定の区域	土砂災害の発生 の原因となる自然現象の種類	指 定 年月日	土石流危険溪流	
						溪流番号	地図 番号
1	右支溪第一Ⅰ	229030001	松沢	土石流	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 1	1
2	栄枝Ⅰ	229030002	栄枝・厚利	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 2	2
3	右支溪第二Ⅰ	229030003	新定・吉井	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 3	3
4	右支溪第三Ⅰ	229030004	新定	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 4	4
5	右支溪第四Ⅰ	229030005	新定	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 5	5
6	右支溪第五Ⅰ	229030005	岩屋	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 6	6
7	右支溪第六Ⅰ	229030007	黒谷	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 7	7
8	右支溪第八Ⅰ	229030008	秋津	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 8	8
9	右支溪第九Ⅰ	229030009	秋津	〃	〃	加-東条-Ⅰ- 9	9
10	右支溪第十一Ⅰ	229030010	秋津	〃	〃	加-東条-Ⅰ-10	10
11	左支溪第三Ⅰ	229030011	永福	〃	〃	加-東条-Ⅰ-11	11
12	左支溪第一Ⅰ	229030012	森	〃	〃	加-東条-Ⅰ-12	12
13	左支溪第二Ⅰ	229030013	岡本	〃	〃	加-東条-Ⅰ-13	13
14	右支溪第二Ⅰ	229030014	大畑	〃	〃	加-東条-Ⅰ-14	14
15	右支溪第二Ⅱ	229030015	栄枝	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 1	15
16	右支溪第三Ⅱ	229030016	栄枝	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 2	16
17	左支溪第一Ⅱ	229030017	栄枝	土石流	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 3	17
18	右支溪第七Ⅱ	229030018	黒谷	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 4	18
19	右支溪第十Ⅱ	229030019	秋津	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 5	19
20	右支溪第十二Ⅱ	229030020	秋津	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 6	20
21	左支溪第三Ⅱ	229030021	長貞	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 7	21
22	左支溪第一Ⅱ	229030022	永福	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 9	23
23	左支溪第二Ⅱ	229030023	永福	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 10	24
24	左支溪第一Ⅱ	229030024	岡本	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 11	25
25	カジャヤ谷Ⅱ	229030025	新定	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 12	26
26	右支溪第一Ⅱ	229030026	新定	〃	〃	加-東条-Ⅱ- 13	27

＜改 正 後＞

46	平木鉱山西谷Ⅱ	229010047	下鴨川・平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-32	65
47	南西川Ⅰ	222040018	平木・市原（丹波篠山）	H22. 1. 19	加-篠山-Ⅰ-125	82
48	堂ヶ谷Ⅰ	222040019	上鴨川・本荘（丹波篠山）	H22. 1. 19	加-篠山-Ⅰ-126	83

(2) 滝野地域

NO	名 称	箇所 番号	字	指定年月日	土石流危険溪流	
					溪流番号	地図 番号
1	右支溪第一Ⅰ	229020001	下滝野	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅰ- 1	18
2	右支溪第二Ⅰ	229020002	光明寺	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅰ- 2	19
3	左支溪第一Ⅱ	229020003	下滝野・光明寺	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅱ- 1	66

(3) 東条地域

NO	名 称	箇所 番号	字	指定年月日	土石流危険溪流	
					溪流番号	地図 番号
1	右支溪第一Ⅰ	229030001	松沢	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 1	20
2	栄枝Ⅰ	229030002	栄枝・厚利	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 2	21
3	右支溪第二(1)Ⅰ	229030003	新定・吉井	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 3	22
4	右支溪第三Ⅰ	229030004	新定	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 4	23
5	右支溪第四Ⅰ	229030005	新定	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 5	24
6	右支溪第五Ⅰ	229030006	岩屋	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 6	25
7	右支溪第六Ⅰ	229030007	黒谷	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 7	26
8	右支溪第八Ⅰ	229030008	秋津	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 8	27
9	右支溪第九Ⅰ	229030009	秋津	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 9	28
10	右支溪第十一Ⅰ	229030010	秋津	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ-10	29
11	左支溪第三Ⅰ	229030011	永福	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ-11	30
12	左支溪第一Ⅰ	229030012	森	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ-12	31
13	左支溪第二Ⅰ	229030013	岡本	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ-13	32
14	右支溪第二(2)Ⅰ	229030014	大畑	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ-14	33
15	右支溪第二Ⅱ	229030015	栄枝	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 1	67
16	右支溪第三Ⅱ	229030016	栄枝	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 2	68
17	左支溪第一(1)Ⅱ	229030017	栄枝	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 3	69
18	右支溪第七Ⅱ	229030018	黒谷	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 4	70
19	右支溪第十Ⅱ	229030019	秋津	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 5	71
20	右支溪第十二Ⅱ	229030020	秋津	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 6	72
21	左支溪第三Ⅱ	229030021	長貞	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 7	73
22	左支溪第一(2)Ⅱ	229030022	永福	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 9	75
23	左支溪第二Ⅱ	229030023	永福	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 10	76
24	左支溪第一(3)Ⅱ	229030024	岡本	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 11	77
25	カジャヤ谷Ⅱ	229030025	新定	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 12	78
26	右支溪第一(1)Ⅱ	229030026	新定	H22. 3. 30	加-東条-Ⅱ- 13	79

＜修正理由＞

字句の修正
 県水防計画に伴う修正
 県水防計画に伴う修正
 字句の修正
 県水防計画に伴う修正
 県水防計画に伴う追記
 県水防計画に伴う修正
 県水防計画に伴う追記
 県水防計画に伴う追記
 県水防計画に伴う追記
 県水防計画に伴う追記
 県水防計画に伴う追記

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

27	右支溪第一__Ⅱ	229030027	大畑	<u>〃</u>	<u>〃</u>	加-東条Ⅱ- 14	<u>28</u>
28	左支溪第一__Ⅱ	229030028	大畑	<u>〃</u>	<u>〃</u>	加-東条Ⅱ- 15	<u>29</u>

5 警戒ため池【県農林水産部農村環境課（加古川流域土地改良事務所）所管】

(1) 社地域

ため池名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤高 堤長 (m)	満水面 上の余 裕高 (m)	危険な場所 及び 状況	管理者名	級 別	被害予想
奥の谷池	下鴨川	<u>0.10</u>	<u>2,000</u>	<u>5.0</u> <u>38.0</u>	<u>0.8</u>	2-Ⅰ-(イ. ロ) 2-Ⅱ-(ロ)	下鴨川区長	B	家屋3戸 耕地2ha
アナセ池	畑	<u>0.20</u>	<u>5,000</u>	<u>3.4</u> <u>31.5</u>	<u>0.6</u>	2-Ⅰ-(イ) 2-Ⅱ-(ロ)	畑区長	B	家屋2戸 耕地2.2ha
又池	上中	<u>3.07</u>	<u>90,000</u>	<u>8.5</u> <u>77.2</u>	<u>1.5</u>	2-Ⅰ-(イ) 2-Ⅱ-(ロ. ホ)	上中区長	B	家屋13戸 耕地30.5ha
宮ヶ谷池	廻淵	<u>0.40</u>	<u>12,000</u>	<u>4.7</u> <u>45.2</u>	<u>1.5</u>	2-Ⅰ-(イ) 2-Ⅱ-(ロ)	廻淵区長	B	家屋12戸 耕地2.2ha
元廻池	上久米	<u>0.33</u>	<u>10,700</u>	<u>4.2</u> <u>40.0</u>	<u>0.5</u>	2-Ⅰ-(イ) 2-Ⅱ-(ロ. ハ)	上久米区長	B	家屋5戸 耕地4.0ha
御所ヶ谷 新池	上三草	<u>3.50</u>	<u>140,000</u>	<u>11.4</u> <u>73.0</u>	<u>1.0</u>	2-Ⅰ-(イ) 2-Ⅱ-(ロ. ホ)	馬瀬区長	B	家屋19戸 耕地3.57ha
昭和池	山口	<u>14.8</u>	<u>1,500,000</u>	<u>31.2</u> <u>205.0</u>	<u>1.85</u>	2-Ⅰ-(イ) 2-Ⅱ-(ロ. ホ)	兵庫県東播土 地改良区	B	家屋301戸 耕地370ha
大谷中池	藤田	<u>0.96</u>	<u>42,000</u>	<u>8.0</u> <u>90.9</u>	<u>0.3</u>	2-Ⅰ-(イ. ロ,ハ) 2-Ⅱ-(ロ.)	藤田区長	B	家屋2戸 耕地11.2ha

<改 正 後>

27	右支溪第一(2)Ⅱ	229030027	大畑	<u>H22.3.30</u>	加-東条Ⅱ- 14	<u>80</u>
28	左支溪第一(4)Ⅱ	229030028	大畑	<u>H22.3.30</u>	加-東条Ⅱ- 15	<u>81</u>

4-3 地すべり

(1) 社地域

NO	名 称	一 箇所番号	字	指定年月日	整理番号	地図番号
1	廻淵	329010001	廻淵	H25.1.15	341-1	1
2	上久米	329010002	上久米	H25.1.15	341-2	2

(2) 東条地域

NO	名 称	一 箇所番号	字	指定年月日	整理番号	地図番号
1	黒石	329030001	永福	H25.1.15	343-1	3
2	永福	329030002	永福	H25.1.15	343-2	4
3	天神	329030003	天神	H25.1.15	343-3	5

5 要監視ため池【県農政環境部農村環境室所管】

特定ため 池台帳 ID	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)
34100103	オノ神池	上鴨川北山ノ北1062	<u>18.0</u>	<u>12.0</u>	<u>75.0</u>	<u>125,000</u>
34100104	芦原池	平木1046	<u>0.8</u>	<u>4.0</u>	<u>40.0</u>	<u>2,000</u>
34100105	カゴ池	平木1191	<u>0.6</u>	<u>5.0</u>	<u>14.0</u>	<u>2,000</u>
34100106	越道池	平木越道1214	<u>3.0</u>	<u>5.0</u>	<u>70.0</u>	<u>7,000</u>
34100107	新池	平木宮ノ前806	<u>0.5</u>	<u>10.0</u>	<u>49.0</u>	<u>2,000</u>
34100110	南池	平木小南80	<u>1.0</u>	<u>3.0</u>	<u>65.0</u>	<u>2,000</u>
34100111	藪ヶ谷池	平木焼尾1210	<u>3.0</u>	<u>4.0</u>	<u>150.0</u>	<u>3,000</u>
34100112	サラ池	平木上中604	<u>0.5</u>	<u>4.0</u>	<u>34.0</u>	<u>2,000</u>
34100116	北谷池	平木大北826	<u>0.7</u>	<u>4.0</u>	<u>46.0</u>	<u>1,000</u>
34100117	梅ノ木池	平木梅ノ木888	<u>1.0</u>	<u>6.0</u>	<u>28.0</u>	<u>1,000</u>
34100119	坂池	平木北坂1122	<u>0.8</u>	<u>3.0</u>	<u>32.0</u>	<u>1,000</u>
34100128	アナセ上池	畑穴無所615	<u>2.0</u>	<u>5.0</u>	<u>30.0</u>	<u>5,000</u>
34100130	ロナシ池	畑築池626	<u>5.4</u>	<u>7.0</u>	<u>30.0</u>	<u>7,000</u>
34100136	穴うせ池	廻淵宮西池104	<u>2.0</u>	<u>5.2</u>	<u>30.0</u>	<u>5,000</u>
34100137	スグ谷池	廻淵左ノ向523	<u>1.0</u>	<u>6.0</u>	<u>40.0</u>	<u>2,000</u>
34100143	川池	廻淵川池カチ112	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>39.0</u>	<u>26,000</u>
34100144	藤沼池	廻淵藤地ヶ池235	<u>1.4</u>	<u>4.5</u>	<u>60.0</u>	<u>7,700</u>
34100146	小屋谷池	廻淵南谷308	<u>0.7</u>	<u>3.2</u>	<u>40.0</u>	<u>1,500</u>
34100148	サカ谷池	廻淵南谷309	<u>0.5</u>	<u>2.0</u>	<u>24.2</u>	<u>1,000</u>
34100152	北池	池之内高谷137	<u>5.0</u>	<u>8.0</u>	<u>100.0</u>	<u>20,000</u>
34100155	山ノ川池	池之内北山497	<u>2.0</u>	<u>5.0</u>	<u>42.0</u>	<u>5,000</u>
34100156	奥ノ池	池之内北山5007	<u>2.9</u>	<u>5.0</u>	<u>40.0</u>	<u>8,000</u>
34100157	中ノ池	池之内北山501	<u>2.9</u>	<u>6.0</u>	<u>30.0</u>	<u>12,000</u>

<修正理由>

県水防計画に伴う追記

県水防計画に伴う追記

県水防計画に伴う追記

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >

						二. ホ. へ)				34100158	六蔵池	池之内北山503	2.6	10.0	60.0	30,000	
奥新池	山国	3.6	73,500	8.0 185.0	0.98	2-Ⅰ-(イ. ロ)	山国区長	B	家屋1戸 耕地97.4ha	34100164	浦ヶ谷上池	上久米大年ノ下85	0.9	3.5	45.0	2,000	
下り藤池	山国	1.62	24,500	2.6 93.5	0.7	2-Ⅱ-(ロ. ホ)	山国区長	B	家屋1戸 耕地16.0ha	34100167	石プロ上池	上久米中畑1512	0.6	5.0	35.0	5,000	
中尾池	山国	1.15	23,500	6.1 82.7	0.0	2-Ⅰ-(イ. ロ)	山国区長	B	家屋1戸 耕地98.2ha	34100168	谷田口池	上久米南山1361-1	4.9	5.0	40.0	7,000	
(2) 滝野地域										34100169	谷田中池	上久米南山1702	0.8	2.0	40.0	2,000	
ため池名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m)	堤高 堤長 (m)	満水面 上の余 裕高 (m)	危険な場所 及び 状況	管理者名	級 別	被害予想	34100170	谷田上池	上久米南山1704	0.8	5.0	50.0	6,000	
天神池	上滝野	1.25	50,900	8.0 118.0	1.0	2-Ⅰ-(イ. ロ)	上滝野区長	B	家屋14戸 耕地5ha	34100171	滝池	上久米南小谷713	3.3	8.0	70.0	20,000	
(3) 東条地域										34100172	皿池	上久米南小谷714	2.5	5.0	50.0	10,000	
ため池名	所在地	満水面積 (ha)	貯水量 (m)	堤高 堤長 (m)	満水面 上の余 裕高 (m)	危険な場所 及び 状況	管理者名	級 別	被害予想	34100173	北山新池	上久米北山1729-29	0.5	12.0	48.0	1,900	
西戸中ノ池	西戸	1.40	49,000	4.7 114.0	0.8	2-Ⅰ-(イ. ロ)	西戸区長	B	家屋27戸 耕地7ha	34100174	桜谷池	上久米北山1730	6.0	10.0	28.0	28,000	
岡本奥ノ池	岡本	2.00	94,000	10.3 110.0	1.0	2-Ⅰ-(イ. ロ)	岡本区長	B	家屋5戸 耕地5ha	34100187	東谷中池	下久米坂谷1280	25.0	6.0	52.0	12,000	
奥菱池	永福	0.2	4,500	3.8 46.0	0.5	2-Ⅱ-(ロ. ホ)	長谷区長	B	耕地0.8ha	34100192	菅谷口池	下久米菅谷191	5.0	8.0	70.0	40,000	
										34100194	岩池	下久米西鹿野395	0.9	6.0	30.0	6,000	
										34100195	奥池	下久米西鹿野409	2.0	6.0	38.0	6,000	
										34100196	平池	下久米西鹿野410	2.0	6.0	38.0	6,000	
										34100199	トクベール中池	下久米大谷1527	2.5	3.0	50.0	2,300	
										34100200	トクベール奥池	下久米大谷1528	2.5	7.0	30.0	5,200	
										34100201	ビワコ谷西池	下久米大谷1530	1.0	5.0	40.0	5,500	
										34100203	新池口池	下久米田中627	4.0	6.0	42.0	7,500	
										34100205	三ツ池	下久米田中634	4.0	4.0	34.0	3,500	
										34100209	菅谷奥池	下久米南菅谷193	5.0	5.0	60.0	700	
										34100211	奥新池	下久米北鹿野392	0.9	8.0	42.0	40,000	
										34100212	鴨池	久米鴨池207	5.0	4.5	48.0	1,000	
										34100222	切れ池	山国キレ池2008	13.0	4.3	72.3	7,500	
										34100227	王子ヶ池	山国王子池2026	68.1	9.9	275.5	150,000	
										34100228	口ノ森池	山国口ノ森2010	13.0	7.0	142.5	50,000	
										34100234	新池	屋度鴨ヶ谷735	5.8	8.0	60.0	28,000	
										34100238	種子池	東古瀬中カチ860	12.0	9.0	220.0	15,000	
										34100245	新池	社防ノ前1355-1	10.0	8.2	83.0	21,000	
										34100246	井ノ谷池	松尾井ノ谷ノ内361	8.4	5.0	56.0	6,000	
										34100247	新池	松尾清水491	24.2	4.0	143.0	6,000	
										34100248	清水池	東実清水845	3.0	4.0	78.0	3,500	
										34100250	与左エ門池	東実東山105-153	2.0	3.0	210.0	15,000	
										34100251	新池	東実東山105-81	6.0	5.8	84.0	37,000	
										34100258	更池	沢部北山172-1	15.0	3.9	361.0	27,000	
										34100259	弥谷池	沢部弥谷尻609-1	54.0	3.6	200.0	49,000	
										34100260	南池	大門清水286	5.0	3.0	82.0	9,300	
										34100261	大池	大門北池ノ尻311	33.0	4.5	478.0	62,000	
										34100266	鳥居池	鳥居操場400-1	25.2	3.5	400.0	52,000	
										34100267	貝原池	貝原鎌池356	18.0	3.5	848.0	84,000	
										34100268	上池	西垂水中之池111	8.4	2.8	517.0	23,000	
										34100269	下池	西垂水東下り181-1	8.9	2.5	578.0	30,000	
										34100270	カセ池	木梨原南山1134-69	5.0	3.0	180.0	14,000	
										34100272	ミツ池	木梨原南山1134-74	0.9	3.5	40.0	1,000	
										34100275	山田中池	木梨川北山310	5.0	5.0	35.0	4,000	

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

	34100276	山田上池	木梨川北山311	5.0	4.0	24.0	2,000	
	34100278	猿子谷池	木梨馬渡848	0.9	7.0	22.0	2,000	
	34100280	二の谷池	藤田ミトロロ1180	2.0	5.2	36.0	6,000	
	34100281	一ノ谷下池	藤田一ノ谷口1232	5.0	8.0	64.0	10,000	
	34100282	一ノ谷上池	藤田一ノ谷口1234	3.2	6.0	48.0	10,000	
	34100288	クズレ谷上池	藤田南山1393	2.0	3.0	63.0	7,000	
	34100289	ミヤノ池	藤田北山495	1.0	2.0	26.0	300	
	34100290	藤谷池	藤田北山735	2.0	4.0	34.0	4,000	
	34100295	熊谷池	喜田熊谷501-1	67.0	10.5	111.0	79,000	
	34100296	皿池	喜田皿池505	67.0	4.4	59.4	25,000	
	34100297	中の池	喜田中ノ谷494	67.0	4.6	130.0	69,000	
	34100305	廻池（下）	上三草三草山1137	27.0	14.7	66.0	95,000	
	34100310	慈丘上池	上三草慈丘120	1.0	3.0	15.0	500	
	34100311	慈丘下池	上三草慈丘121-1	1.0	3.0	10.0	300	
	34100314	宮谷池（中）	上三草南山961-1	3.0	2.0	30.0	1,800	
	34100318	五領中池	下三草五領谷592	0.5	4.0	22.0	1,000	
	34100319	五領上池	下三草五領谷593	0.5	4.0	22.0	1,000	
	34100320	谷池	下三草東山10	0.8	2.0	20.0	1,000	
	34100321	又池	下三草東山1-82	0.8	2.0	15.0	1,000	
	34100323	上の池	下三草東山5	3.0	5.0	40.0	4,500	
	34100324	北山下池	下三草北山628	1.5	3.0	20.0	600	
	34100328	奥ノカチ池	牧野奥ノカチ1857	2.5	1.7	40.0	1,500	
	34100332	住吉池	牧野北山1859-25	5.0	13.0	115.0	16,000	
	34100336	皿池（上）	吉馬宮裏サラ池1854	10.0	5.8	51.0	14,000	
	34100337	小袋池	吉馬小袋谷1849-15	0.6	5.0	30.0	10,000	
	34280102	曾我新池	曾我鍋子646	23.5	6.8	92.0	44,000	
	34280104	曾我上池	曾我鍋子652	23.5	8.1	61.0	12,000	
	34280107	新池（多井田）	多井田長坂644	3.0	11.5	54.0	53,000	
	34280108	聖神池	多井田長坂645	3.5	6.0	75.0	33,000	
	34280111	奥新池	稲尾天満4	0.9	4.3	48.0	9,500	
	34280115	地藏寺下池	北野河原釜684	19.0	7.1	76.7	3,400	
	34280116	地藏寺上池	北野河原釜690-1	19.0	7.8	89.0	53,000	
	34280121	八王子池	上滝野八王子1570	62.0	14.3	235.0	176,000	
	34280122	鷺谷長池	上滝野鷺谷141	5.0	6.5	51.0	51,000	
	34280123	鷺谷新池	上滝野鷺谷142	5.0	9.0	75.0	19,000	
	34280124	ヌタノ池	下滝野ヌタノ1276-1	7.0	9.0	45.0	16,000	
	34280125	下滝野明治池	下滝野下ノ山1275-48	5.0	10.9	75.0	93,000	
	34280127	下新池	下滝野石子田113	8.0	10.0	88.0	42,000	
	34280128	大池	下滝野大池1273-1	15.0	9.8	366.0	205,000	
	34280130	高倉大池	光明寺奥道通り345	5.4	6.8	90.0	10,000	
	34280131	明治池	光明寺丸山320	12.0	8.1	71.0	42,000	
	34280133	上東谷池	光明寺東名谷63-1	4.2	3.2	36.0	2,000	
	34280134	中ノ池	光明寺名谷327	11.0	12.7	112.0	40,000	
	34280140	大谷中池	河高黒石3012-1	26.0	9.4	143.4	104,000	
	34280141	宮ヶ谷池	河高黒石353-1	5.0	10.4	69.0	46,000	

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >

34280145	皿池	河高市ノ瀬342	7.0	7.0	60.0	106,000
34280148	藤五郎池	高岡市坂935-1	8.0	2.8	83.0	27,000
34280150	西新池	高岡西山2446-1	5.0	3.7	440.0	60,000
34280151	西平池	高岡西平池下1768	12.0	3.0	388.0	80,000
34280152	天神池	高岡天神池西2321	4.0	3.3	85.0	21,000
34280153	東平池	高岡東平池2034-1	11.0	4.1	423.0	43,000
34360101	三谷池	黒谷更池1033	35.0	6.3	65.0	13,000
34360104	上手ヶ谷上池	黒谷上手ヶ谷北1206-6	2.0	2.5	45.0	100
34360105	神子谷池	黒谷神子谷1210	1.0	5.7	45.0	4,500
34360106	皿池	黒谷神子谷1212	2.0	2.2	38.1	2,000
34360109	新池	秋津タジ1984	21.1	5.1	57.0	6,000
34360112	波床池	秋津初岡1979	5.0	8.0	90.0	17,000
34360115	中の池（常田）	秋津西山2007	22.0	4.2	82.0	10,000
34360116	大池	秋津西山2008	16.2	11.9	140.0	67,000
34360120	八幡池	秋津前垣2035	23.8	4.1	203.0	12,000
34360121	寺池	秋津前垣2036	23.8	2.4	80.0	1,000
34360122	惣池	秋津池ノ谷2021	5.7	5.4	87.0	5,000
34360123	中ノ池	秋津池ノ谷2022	5.7	5.7	56.5	3,500
34360124	奥ノ池（古家）	秋津池ノ谷2023	5.7	7.9	41.5	8,500
34360125	白坂池	秋津池ノ谷2027	5.7	3.8	24.0	3,000
34360130	片嶋下池	秋津白坂2017	5.7	2.9	28.0	600
34360131	馬塚池	秋津白坂2019	5.7	3.7	84.0	4,200
34360133	狐谷池	少分谷辻山462-12	9.4	12.7	107.5	33,000
34360136	口ノ池	少分谷辻山462-29	8.9	13.4	59.5	15,000
34360138	順三池	長貞塩ヶ谷1741	0.5	5.0	49.0	500
34360148	大年谷口池	長貞大年谷1674・1675	0.5	2.7	19.0	2,000
34360157	辻の堂池	天神辻の堂1074	3.0	5.0	35.5	3,000
34360158	猪鹿谷北池	天神南猪鹿谷1311	2.0	3.3	24.0	4,000
34360159	猪鹿谷池	天神南猪鹿谷1313	2.0	3.0	57.0	4,000
34360160	明戸岩池	天神明戸岩池1122	1.2	3.1	61.0	1,200
34360161	大池（天神）	天神佛坂845	14.8	11.8	102.5	51,000
34360162	新池	天神佛坂846	14.8	3.5	40.0	1,500
34360163	佛坂池 2	天神佛坂873	0.5	2.3	30.0	100
34360166	イヤガ池（黒石）	永福イヤガ谷1716	0.8	2.8	26.5	1,500
34360174	王子ヶ池	永福王子ノ谷1712	0.5	3.9	28.0	700
34360177	松ヶ谷池	永福岩ヶ谷691	3.6	7.1	67.0	9,000
34360178	潰池	永福岩ヶ谷704	2.8	3.9	28.5	2,500
34360180	岩逸池	永福岩ヶ谷729	0.5	5.0	47.0	1,500
34360186	西谷大池	永福寺カチ1311	0.6	3.8	38.0	900
34360188	蓮ヶ谷池	永福足ガ谷1175-1	0.8	4.2	61.5	2,500
34360190	谷ガチ池	永福谷ガチ池	20.0	5.7	38.5	3,500
34360193	梶ヶ池	永福池ノ内1235	6.7	9.0	71.0	16,000
34360196	奥ノ池	永福中ノ池558	25.0	5.2	59.0	7,000
34360197	藤池	永福藤池1526	0.5	4.6	50.0	2,500
34360202	坊の谷口池（長谷）	永福坊ノ谷173	1.5	4.0	39.5	2,500

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >

	34360207	西池	横谷寛長484-1	15.0	4.4	82.5	33,000	
	34360208	足笠池	横谷寛長493	1.4	3.9	51.0	3,000	
	34360211	茶居池	横谷坂ノ下631-1	0.5	2.7	32.5	1,500	
	34360212	浦谷池	横谷坂ノ下638	0.6	5.5	35.5	2,000	
	34360215	新池（横谷）	横谷水谷555	1.3	5.0	24.0	1,500	
	34360218	五大力池	岩屋イヤノ坂550-3	1.4	3.4	32.5	800	
	34360221	裏池	岩屋柳谷563-2	5.0	9.3	74.5	29,000	
	34360222	新池	森合ノ本295	1.0	1.8	76.5	1,500	
	34360225	池の谷奥池	岡本トノガチ1590	4.0	4.0	30.0	2,000	
	34360229	カイモチ池	岡本赤法師1622	49.8	4.6	60.0	7,000	
	34360231	池の谷中池	岡本池ノ谷1587	4.0	3.7	36.0	2,000	
	34360232	兵ヶ谷小池	岡本池ノ谷1591-4	2.0	4.0	35.0	600	
	34360233	兵ヶ谷大池	岡本別府1424	2.0	5.9	57.0	6,000	
	34360234	三昧谷奥池	岡本片山1081-20	49.8	5.3	34.0	3,800	
	34360235	三昧谷口池	岡本片山1081-24	49.8	5.2	55.0	5,500	
	34360238	バクチ谷池	新定バクチ谷700	1.0	4.5	33.0	1,500	
	34360243	セセナギ池	新定鴨池2177-7	2.0	8.3	48.5	14,000	
	34360244	岩ヶ谷池	新定岩ヶ谷1833	0.6	3.1	38.5	1,000	
	34360246	のうこし谷口池	新定更池1393	0.7	6.7	37.5	1,000	
	34360247	のうこし谷池	新定更池1397	0.7	7.4	32.9	1,500	
	34360249	寺池	新定寺谷854	2.0	8.3	75.0	4,500	
	34360253	真谷大池	新定真谷1849	3.5	5.6	55.0	7,500	
	34360254	真谷奥池	新定真谷1854	3.5	4.8	38.0	1,500	
	34360255	真谷口池	新定真谷1857	3.5	3.1	39.0	1,500	
	34360256	西谷池	新定西谷2097	3.0	6.3	72.0	10,000	
	34360257	小池ヶ谷池	新定大福134	1.1	4.0	23.0	4,000	
	34360262	池の谷口の池	新定池の谷1453	1.8	5.9	26.5	4,000	
	34360263	田畑口池	新定田畑1533	3.0	3.5	31.6	1,500	
	34360264	田畑池 1 2	新定田畑1574	0.6	4.3	35.0	1,000	
	34360265	田畑池	新定田畑1581	5.0	4.3	52.0	5,000	
	34360266	田畑奥池	新定田畑1585-1	5.0	5.4	71.0	22,000	
	34360274	シダガ谷池	大畑シダガ谷537-19	0.9	5.3	36.5	3,000	
	34360276	下ノ池	大畑古ヤシキ1077	36.1	11.5	92.9	43,100	
	34360279	順礼池	大畑順礼池1496	36.1	9.7	119.0	62,000	
	34360281	中ノ池	大畑中ノ池1495	36.1	8.5	82.5	47,000	
	34360284	大峰池	大畑流田398-1	23.0	12.5	80.0	45,000	
	34360285	イノコ谷池	栄枝イノコ205	0.5	4.5	43.5	1,500	
	34360287	山路池	栄枝山サゼ272-1	40.0	8.3	111.0	41,000	
	34360290	丈ヶ谷奥池	栄枝丈ヶ谷528-1	3.2	5.3	38.5	8,000	
	34360296	宿ヶ谷上池	小沢宿ヶ谷610	2.0	5.6	44.5	5,500	
	34360298	初の子池	小沢堂ヶ谷口602	10.0	3.6	51.0	2,500	
	34360299	二番目池	小沢堂ヶ谷口603	10.0	7.9	75.5	23,000	
	34360300	豊年池	小沢堂ヶ谷口604	10.0	7.1	45.0	8,000	
	34360301	三番目池	小沢堂ヶ谷口605	10.0	4.5	54.0	7,000	
	34360304	阿口ノ下池	吉井阿口ノ下99	0.5	3.8	40.0	2,000	

警戒 ため池判定基準 【県農政環境部（加古川流域土地改良事務所）】

第1条 定義

警戒ため池とは、農業用ため池であって第3条に示す総合判定基準を満たすものをいう。

第2条 ため池の危険度判定基準

I 下流への影響度による判定

- (イ) 下流に人家及び公共施設があり、決壊による被害が想定されるもの。
- (ロ) ため池の規模は貯水量と堤高により定めるものとし、規模指数*が100以上のものとする。
- * 規模指数＝ 堤高(m) × 貯水量(m³) × 1/1000
- (ハ) 重ね池は総合した規模指数が100以上のものとする。
- II 構造による判定**
- (イ) 貯水位が一定の場合の漏水量変化が1ヶ月間に10%以上増加するもの。
- (ロ) 堤体100m当りの漏水量が1ℓ/Sをこえるもの。
- (ハ) 堤体の当初断面との変形断面積が5%以上のもの、また堤体にひび割れ又は亀裂が発生しているもの。

- (ニ) 堤体の余裕高が不足し、溢流する恐れのあるもの。
- (ホ) 洪水吐が破損し堤体に影響を及ぼすもの。または断面が不足*し、洪水が堤体を溢流する恐れがあるもの。
- * 断面不足：50年確率洪水量の流下能力を確保できない断面のもの
- (ヘ) 放流施設（取水施設）の機能が低下し、緊急放流ができないため危険となるもの。
- (ト) 制波工が不十分ため堤体が不安定となる恐れのあるもの。
- (チ) 過去において堤体を溢流したもの、又は溢流寸前の危険状態となったもの。

III 環境による判定

- (イ) 流域が開発等により変化し洪水量が増大しているもの。
- (ロ) 流域において地すべり及び土砂崩壊等のおそれがあり、そのため急激な水位上昇や土砂流による決壊が想定されるもの。
- (ハ) 河川区域（一級・二級河川、準用河川）内、または直上流に位置するもの。
- (ニ) 流域比*が30を上回るもの。
- * 流域比＝ため池の流域面積/ため池の満水面積
- (ホ) 近傍にある道路からの排水が、堤体に流下し、浸食する恐れのあるもの。

34360306	大池（吉井）	吉井五社ノ下432	17.0	11.2	97.0	47,000
34360309	新池（吉井）	吉井五社ノ下436	17.0	13.3	59.5	4,200
34360311	新池	藪高山590	13.7	9.9	69.5	25,000
34360313	弥勒大池	藪山田595	13.7	7.1	79.0	53,000
34360314	臺池	藪山田660	10.3	11.5	86.0	28,000
34360315	笹子谷池	藪山田676	10.3	5.5	45.5	9,000
34360319	下ノ池	東垂水岩ノ脇135	17.0	10.2	95.0	18,000
34360320	西ノ池	東垂水石室364-1	2.2	1.8	24.0	1,500
34360321	皿池	松沢鯨ヶ谷756-2	6.0	6.3	42.5	6,000
34360322	大池	松沢鯨ヶ谷757	6.0	9.7	67.0	70,000
34360325	陸冠湖池	厚利鯨ヶ谷538	5.0	2.3	26.0	1,500
34360326	買福池（買次池）	厚利鯨ヶ谷539	1.5	5.6	37.5	6,500
34360327	打越池	厚利鯨ヶ谷541	1.5	3.2	35.5	2,000
34360328	中之池	厚利鯨ヶ谷546	5.0	2.9	38.5	2,000

要監視ため池判定基準 【県農政環境部農村環境室所管】

（定義）

「要監視ため池」とは、「特定農業用ため池」、「特定ため池」のうち、老朽化の進行又は構造上の不備等によって洪水又は地震等に対して脆弱な状態であり改修又は耐震補強が必要であって、日常的に監視が必要なため池をいう。

（判定基準）

次の（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

- （１）定期点検の結果、以下のいずれかに該当するもので、被害想定区域に人家・公共施設等があり、水害対策が必要と認められるもの

【堤体】

ア 全体又は部分的な漏水があり、流れがあるが清水であり、漏水量が1ℓ/sec/100m未満の場合

イ 前法部において、築堤当時の想定断面から断面変形が進行している場合（断面変形率3%以上～5%未満）

ウ 前法部において、陥没・穴があり漏水又はパイピングを助長している場合

エ 後法部において、はらみ出し・陥没・穴があり、湧水又は漏水がある場合

オ 堤頂部において、陥没・穴・ひび割れがあるが部分補修で対策が可能な場合

カ 天端と満水位との差が0.5m未満の場合

【洪水吐】

キ コンクリート・石積構造において、ひび割れが全体に及んでいる、又は破損により機能が著しく低下している

ク 土水路構造において、破損箇所が多く洪水流による洗掘により全壊のおそれが高い

ケ コンクリート等による永続的な堰上げがされており、余裕高が減少又は消失している

コ 現況の洪水吐能力が50年以上～100年確率未満に相当するもの

【取水施設】

サ 施設として操作ができず、機能していない

- （２）耐震調査の結果、以下のいずれかに該当するもので、下流の被害想定区域に人家又は公共施設があり、地震対策が必要と認められるもの

県水防計画に伴う追記

第3条 警戒ため池総合判定基準

Ⅰ A級ため池

(ア) 第2条第Ⅰ項(イ)～(ハ)の一つに該当し、かつ同条第Ⅱ項(イ)に該当するもの。

(イ) 第2条第Ⅰ項(イ)～(ハ)の一つに該当し、かつ同条第Ⅱ項(ロ)～(チ)の一つに該当し(但し緊急に対応が必要なもの)第Ⅲ項の一つに該当するもの。

Ⅱ B級ため池

第2条第Ⅰ項(イ)～(ハ)の一つに該当し、かつ同条第Ⅱ項(ロ)～(チ)の一つに該当する(但し緊急に対応が必要なもの)もの。

第3節 その他(堤高15m以上の農業用ため池・ダム)

1・2 (略)

3 その他

(1) 河川区域内利水ダム

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (㎡)	操作基準	備 考
大川瀬ダム	東条川	三田市 大川瀬	農林水産省	鴨川・大川 瀬ダム管理 所	9,280,000	操作規程 による	堤高50.8 農業用水・上水
糝屋ダム	仕出原川	多可町 中区糝 屋	農林水産省	糝屋ダム管 理所	13,500,000	操作規程 による	堤高44.1 農業用水・工水
鏝市ダム	鏝市川	——篠 山市 火打岩	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	1,070,000	操作規程 による	堤高34.5 農業用水
八幡谷ダム	川原川	——篠 山市 川原	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	742,000	操作規程 による	堤高27.5 農業用水
藤岡ダム	藤岡川	——篠 山市 藤岡	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	870,000	操作規程 による	堤高43.4 農業用水
佐仲ダム	小坂川	——篠 山市 小坂	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	505,000	操作規程 による	堤高38.9 農業用水
川代ダム	篠山川	——篠 山市 大山下	農林水産省	川代ダム管 理所	1,280,000	操作規程 による	堤高9 農業用水・上水
みくまり ダム	三熊川	篠山市 三熊	兵庫県	丹波県民局	380,000	操作規程 による	堤高27.0 治水、不特定上 水

(2) 河川区域外ため池

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (㎡)	操作基準	備 考
黒石ダム	黒石川	——篠山	兵庫県	今田町土	720,000	——	堤高29.6

ア 円弧すべり法による、堤体上流側法面又は下流側法面の安全率が1.2未満のもの

イ 簡易液化化安定計算法による沈下量が天端高さで常時満水位との差以上のもの

ウ レベル2地震動を対象とする詳細ニューマークD法等による沈下量が堤体天端高さで200年確率又は既往最大のいずれか大なる雨量による設計洪水水位との差を超えるもの

第3節 その他(堤高15m以上の農業用ため池・ダム)

1・2 (略)

3 その他

(1) 河川区域内利水ダム

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (㎡)	操作基準	備 考
大川瀬ダム	東条川	三田市 大川瀬	農林水産省	鴨川・大川 瀬ダム管理 所	9,280,000	操作規程 による	堤高50.8 農業用水・上水
糝屋ダム	仕出原川	多可町 中区糝 屋	農林水産省	糝屋ダム管 理所	13,500,000	操作規程 による	堤高44.1 農業用水・工水
鏝市ダム	鏝市川	丹波篠 山市 火打岩	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	1,070,000	操作規程 による	堤高34.5 農業用水
八幡谷ダム	川原川	丹波篠 山市 川原	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	742,000	操作規程 による	堤高27.5 農業用水
藤岡ダム	藤岡川	丹波篠 山市 藤岡	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	870,000	操作規程 による	堤高43.4 農業用水
佐仲ダム	小坂川	丹波篠 山市 小坂	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	505,000	操作規程 による	堤高38.9 農業用水
川代ダム	篠山川	丹波篠 山市 大山下	農林水産省	川代ダム管 理所	1,280,000	操作規程 による	堤高9.0 農業用水・上水
みくまり ダム	三熊川	丹波篠 山市 三熊	兵庫県	丹波県民局	380,000	操作規程 による	堤高26.0 治水、不特定上 水

(2) 河川区域外ため池

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (㎡)	操作基準	備 考
黒石ダム	黒石川	丹波篠山	兵庫県	今田町土	720,000	——	堤高29.6

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

		市 今田町 黒石		地改良区			
金城池	加古川	西脇市 高松町	高松土地改良 区	西脇市高松 町区長	109,000	――	堤高 16.0
記念池	上比延谷川	西脇市 上比延 町	西脇市	上比延町区 長	333,000	――	堤高 15.3
庵谷池	門柳川	西脇市 黒田庄 町喜多	喜多区総代	喜多区総代	105,000	――	堤高 17.5
三方池	葛野川	丹波市 三方	丹波市	丹波市	108,000	――	堤高 17.1
牧野大池	思出川	多可町 牧野	兵庫県	牧野土地改 良区	390,000	――	堤高 17.0

第6章 気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（平成26年10月9日 現在）

注意報・警報	説 明	発表基準（加東市）	
大雨注意報 （雨量）	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	雨量基準	R1=40mm
		土壌雨量指数基準	99
大雨警報 （浸水害） （土砂災害）	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報	雨量基準	R1=60mm
		土壌雨量指数基準	135
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量基準 (50年に一度の値)	R3=128mm R48=302mm
		土壌雨量指数基準 (50年に一度の値)	198
洪水注意報 （雨量）	洪水によって災害のおこるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	雨量基準	40mm
		流域雨量指数基準	東条川流域=9
		複合基準	＝

		市 今田町 黒石		地改良区			
金城池	加古川	西脇市 高松町	高松土地改良 区	西脇市高松 町区長	109,000	――	堤高 16.0
記念池	上比延谷川	西脇市 上比延 町	西脇市	上比延町区 長	333,000	――	堤高 15.3
庵谷池	門柳川	西脇市 黒田庄 町喜多	喜多区総代	喜多区総代	105,000	――	堤高 17.5
三方池	葛野川	丹波市 三方	丹波市	丹波市	108,000	――	堤高 17.1
牧野大池	思出川	多可町 牧野	兵庫県	牧野土地改 良区	390,000	――	堤高 17.0

第5章 気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（R3.6 現在加東市加東市を対象とした発表基準）

注意報・警報等	基 準 等		
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	7
		土壌雨量指数	99
大雨警報 （浸水害）	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	17
大雨警報 （土砂災害）		土壌雨量指数	135
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量 (50年に一度の値)	3時間雨量 132mm以上、 48時間雨量 363mm以上
		土壌雨量指数 (50年に一度の値)	219
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川 複合基準	(37.1、5)
		水位（板波）	3.50m
		東条川 流域雨量指数	19.4
		複合基準	(15.5、6)
		千鳥川 流域雨量指数	12.4
		複合基準	(10.6、5)
		三草 流域雨量指数	7.5

章のずれ

時点の修正

神戸地方気象台の発表基準の修正に伴う修正

洪水警報 (雨量)	洪水によって重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報	雨量基準	60 mm
		流域雨量指数基準	東条川流域=18
		複合基準	＝
記録的短時間 大雨情報 (雨量)	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で現在の降雨が地域にとって希な激しい状況であることを周知するためのもの。	兵庫県南部において1時間雨量がアメダスもしくは解析雨量で110mmを超えた場合	
備考(1) 注意報・警報名欄の()内は基準として用いる気象要素を示す。			
(2) 発表基準欄中のR 1は、1時間雨量を示す。			
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。			
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。			

2 土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）（略）

第2節 加古川上流洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸地方気象台共同発表）

(1) 対象となる河川の区域

加古川	左岸 多井田	から三木市別所町（美囊川合流点）まで
	右岸 上滝野	から小野市黍田町まで

(2) 基準となる水位観測所と 水位

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (指定)	はん濫注意 (警戒)	避難判断 (特別警戒)	はん濫危険 (危険)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.40m	5.00m

(3) 洪水予報の種類と発表基準

危険度 レベル	予報の種類	予報の標題	発 表 基 準
1		発表なし	水位が水防団待機（通報）水位に到達したとき
2	洪水注意報	はん濫注意情報	水位がはん濫注意（警戒）水位に達し更に水位の上昇が予想されるとき

洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	川	複合基準	(7.5、5)
		加古川	複合基準	(42.4、5)
		川	水位（板波）	4.20m
		東条川	流域雨量指数	24.3
		千鳥川	流域雨量指数	15.5
		川	複合基準	(11.8、6)
		三草川	流域雨量指数	9.4
		川	複合基準	(9.3、6)
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき	県南部において1時間雨量がアメダス若しくは解析雨量で110mmを超えた場合		
備考(1) 複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値。				
(2) 表面雨量指数は、降雨による浸水害のリスクの高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを示す指数。				
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。				
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。				

2 土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）（略）

第2節 洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸地方気象台共同発表）

(1) 対象となる河川の区域

加古川	左岸 多井田	大字48番地先から海	まで
	右岸 上滝野	字塩谷1番地1先から海	まで

(2) 基準となる水位観測所及び水位

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (指定)	氾濫 注意 (警戒)	避難判断	氾濫 危険 (危険)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

(3) 洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
		氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続してい

字句の修正

県水防計画に伴う修正

字句の修正

県水防計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正

<u>3</u>	洪水警報	はん濫警戒情報	水位がはん濫危険（危険）水位を超えることが予想される とき、又は避難判断（特別警戒）水位に達し更に水位の上 昇が予想されるとき
<u>4</u>		はん濫危険情報	水位がはん濫危険（危険）水位に達したとき
<u>5</u>		はん濫発生情報	はん濫発生を確認したとき
備考(1) この洪水予報は、予報の標題に加古川上流を冠して加古川の沿川区域を対象として発表され る。 (2) 発表は、報道機関に対しても行われる。			

(4) 洪水予報の通知（略）

第3節 加古川及び東条川の水防警報

1 加古川 水防警報（姫路河川国道事務所発令）

(1) 対象となる河川の区域

加古川	左岸 多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸 上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川 (一部区域)	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川への合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川への合流点まで

(2) 基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（指定）	はん濫注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1. 50m	2. 50m

(3) 警報の種類

種 類	内 容
第1段階 待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
第2段階 準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動 等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行われる。
第3段階 出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行わ れる。
第4段階 解除	水防活動の終了 通知
水 防 情 報	水位等の状況を通知する必要があるとき適時に発表される。

(4) 警報の発令基準

第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
はん濫注意 水	はん濫注意（警戒）水位	はん濫注意（警戒）水位	水防活動の必要がなく

はん濫危険情報	はん濫警戒情報	るときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難 が必要とされる警戒レベル4に相当。
	はん濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水 位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とさ れる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水 位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断 水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(4) 洪水予報の通知（略）

第3節 水防警報

1 国土交通大臣の発する水防警報（姫路河川国道事務所発令）

(1) 対象となる河川の区域

加古川	左岸 多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸 上滝野字塩谷 1 番地 1 先から海まで
東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川 合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川 合流点まで

(2) 基準となる水位観測所と水位

量水標	所在地	水 位	
		水防団待機（指定）	氾濫 注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1. 50m	2. 50m

(3) 水防警報の種類

種 類	内 容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集準備、 幹部の出動 等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行われる。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行わ れる。
解除	水防活動の終了 通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇・下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況の 通知が行われる。

(4) 水防警報の発表基準

待機	準備	出動	解除
氾濫 注意（警戒）水 位に達する約3時間	氾濫 注意（警戒）水位 に達する約2時間前	氾濫 注意（警戒）水位 に達する約1時間前	水防活動の必要がなく なった時

字句の修正
県水防計画に伴う修正

字句の修正

県水防計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正

水防法第2条第8号に伴う
修正
県水防計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現行＞				＜改正後＞				＜修正理由＞
位に達する約 3 時間前		に達する約 2 時間前		に達する約 1 時間前		なった時		
注）待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。								
注） ____ 警報を <u>発令</u> できないときは、理由を付して通知される。								
(5) ____ 警報の通知（略）								
2 東条川（一部区域を除く）水防警報（北播磨県民局（加東土木事務所）発令）								
(1) 対象となる河川の区域								
東条川		左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流 右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流						
(2) 基準となる水位観測所と水位								
観測所名		所在地		水 位				
				水防団待機（通報）		はん濫注意（警戒）		
吉井（県）		吉井		1. 50m		2. 00m		
(3) ____ 警報の種類（略）								
(4) 警報の発令基準								
種 類		標 準 的 な 発 令 基 準						
第 1 号（待機）		____ 水位が水防団待機（通報）水位を概ね 10cm 上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき						
第 2 号（準備）		____ 水位が水防団待機（通報）水位とはん濫注意（警戒）水位の概ね 2／3 に達し、はん濫注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき						
第 3 号（出動）		____ 水位がはん濫注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき						
第 4 号（解除）		____ 水位がはん濫注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき						
注）待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。								
注） ____ 警報を <u>発令</u> できない場合は、理由を付して通知される。								
(5) ____ 警報の通知（略）								
第 4 節 東条川の水位情報								
1 東条川（一部区域）の水位情報（姫路河川国道事務所通知）								
(1) 対象となる河川の区域（略）								
(2) 基準となる水位観測所と水位								
観測所名		所在地		水 位				
				避難判断（特別警戒）				
吉井（県）		吉井		2. 70m				

前											
注）待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。											
注） <u>水防</u> 警報を <u>発表</u> できない <u>場合</u> は、理由を付して通知される。											
(5) <u>水防</u> 警報の通知（略）											
2 <u>知事の発する</u> 水防警報（北播磨県民局（加東土木事務所）発令）											
(1) <u>水防警報河川</u> <u>加東市に関連する対象河川は加古川、東条川、千島川である。ただし、国土交通省が管理する河川の区域は除く。</u>											
河川名		水位局の名称		水防警報							
				第 1 号（待機）		第 2 号（準備）		第 3 号（出動）		第 4 号（解除）	
加古川		上戸田		2. 90m		3. 50m		3. 90m		3. 90m	
東条川		吉井		1. 50m		1. 80m		2. 00m		2. 00m	
千島川		家原		1. 40m		2. 00m		2. 30m		2. 30m	
(2) <u>水防</u> 警報の種類（略）											
(3) <u>加東土木事務所水防警報発表基準</u>											
種 類		標 準 的 な 発 表 基 準									
第 1 号（待機）		<u>水位観測所</u> の水位が水防団待機（通報）水位を概ね 10cm 上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき									
第 2 号（準備）		<u>水位観測所</u> の水位が水防団待機（通報）水位と <u>氾濫</u> 注意（警戒）水位の概ね 2／3 に達し、 <u>氾濫</u> 注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき									
第 3 号（出動）		<u>水位観測所</u> の水位が <u>氾濫</u> 注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき									
第 4 号（解除）		<u>水位観測所</u> の水位が <u>氾濫</u> 注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき									
注）待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。											
注） <u>水防</u> 警報を <u>発表</u> できない場合は、理由を付して通知される。											
(4) <u>水防</u> 警報の通知（略）											
第 4 節 <u>水位周知河川における水位情報の周知・公表</u>											
1 <u>国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知</u> （姫路河川国道事務所通知）											
(1) 対象となる河川の区域（略）											
(2) <u>量水標及び特別警戒水位（氾濫危険水位）</u>											
<u>量水標</u>		<u>所在地</u>		<u>特別警戒水位（氾濫危険水位）</u>							
<u>国包</u>		<u>加古川市上荘町国包</u>		<u>4. 70m</u>							

字句の修正	
県水防計画に伴う修正	
県北播磨県民局加東土木事務所令和 2 年度水防活動要綱に伴う修正	
県水防計画に伴う修正	
県北播磨県民局加東土木事務所令和 2 年度水防活動要綱に伴う修正	
水防法第 2 条第 8 号に伴う修正	
字句の修正	
県水防計画に伴う修正	
県水防計画に伴う修正	

(3) 水位情報の通知及び周知

姫路河川国道事務所長

県水防本部

加東土木事務所

市水防本部

消 防 本 部

各施設

市 民

2 東条川（一部区域を除く）の水位情報（加東土木事務所通知）

(1) 対象となる河川の区域

東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

(2) 基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位
		避難判断（特別警戒）
吉井（県）	吉井	2.70m

(3) 水位情報の通知及び周知

北播磨県民局長

市水防本部

消 防 本 部

各 施 設

市 民

第5節 水防指令（略）

第6節 鴨川・大川瀬ダム放流通知（鴨川・大川瀬ダム管理所）

1 関係機関に対する通知

鴨川ダム・大川瀬ダムからの放流開始及び放流量増加に伴い、下流の水位、流量等に変化が生じるときは、下記のとおりに連絡通知される。

(3) 水位情報の通知及び周知

国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、その旨を県水防本部長及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2 知事が行う水位情報の通知及び周知（加東土木事務所通知）

(1) 対象河川（加東市に関連する河川）
加古川、東条川、千鳥川

(2) 水位情報の通知及び周知

県民局長は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき及び氾濫危険水位に達したときは、その旨を市長、関係機関及び県水防本部長等に通知する。

第5節 水防指令（略）

第6節 ダム放流の通知（鴨川・大川瀬ダム管理所及び川代ダム管理所）

1 関係機関に対する通知

ダム管理所からの放流開始及び放流量増加に伴い、下流の水位、流量等に変化が生じるときは、下記のとおりに連絡通知される。

県水防計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正

水位観測所は複数あるため
削除

数字のずれ
県水防計画に伴う修正

川代ダム管理所の追記

字句の修正

農林水産省
近畿農政局
鴨川・大川瀬ダム管理所

FAX
電 話

市水防本部

2 一般に周知させるための措置（警報活動）

- (1) 警報車による警告（略）
(2) 警報局による警告

ダム地点では放流開始の約 10 分前まで、ダム地点以外では河川の水位が上昇する約 10 分前までに警報局から拡声器及びサイレンによる警告が行われる。
市域に係する東条川流域の警報局については、次のとおりとなっている。

区 間	警報局名称	A L 番号	設置場所	地図番号
大川瀬ダム～ 加古川合流部	奥ノ開地警報局	A L 3	西戸	1
	一ノ井警報局	A L 4	少分谷	2
	住吉橋警報局	A L 5	貞守	3
	梅ヶ坪警報局	A L 6	貞守	4
	掬鹿谷警報局	A L 7	掬鹿谷	5
	天神警報局	A L 8	天神	6
	岡本警報局	A L 9	岡本	7
	永久橋警報局	A L 10	岡本	8
	新定警報局	A L 11	新定	9
	旭橋警報局	A L 12	吉井	10
	東垂水警報局	A L 13	東垂水	11
	新橋警報局	A L 14	松沢	12
	久保ノ下警報局	A L 15	小野市曾根町	13
	東苗代警報局	A L 20	小野市久保木町	14
	久保木町警報局	A L 21	小野市久保木町	15
	古川橋警報局	A L 22	小野市古川町	16
	喜多警報局	A L 23	小野市喜多町	17
鴨川ダム～ 東条川合流部	ダム警報局	—	黒谷	18
	古家警報局	A L 1	古家	19

第 7 節 水防に関する情報等の収集（略）

第 7 章 雨量及び水位の観測所

加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。

1 雨量の観測所

- (1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地
------	-----	-------

農林水産省
近畿農政局
鴨川・大川瀬ダム管理所
川代ダム管理所

FAX
電 話

市水防本部

2 一般に周知させるための措置（警報活動）

- (1) 警報車による警告（略）
(2) 警報局による警告

ダム地点では放流開始の約 10 分前まで、ダム地点以外では河川の水位が上昇する約 10 分前までに警報局から拡声器及びサイレンによる警告が行われる。
市域に係する東条川流域の警報局については、次のとおりとなっている。

区 間	警報局名称	A L 番号	設置場所	地図番号
大川瀬ダム～ 加古川合流部	奥ノ開地警報局	A L 3	<u>秋津奥ノ開地 1973-42</u>	1
	一ノ井警報局	A L 4	少分谷	2
	住吉橋警報局	A L 5	<u>長貞石間 687-1</u>	3
	梅ヶ坪警報局	A L 6	<u>長貞梅ヶ坪 1023-1</u>	4
	掬鹿谷警報局	A L 7	掬鹿谷	5
	天神警報局	A L 8	天神	6
	岡本警報局	A L 9	岡本 <u>川ノ上</u>	7
	永久橋警報局	A L 10	岡本 <u>西之カチ</u>	8
	新定警報局	A L 11	新定 <u>東 886-1</u>	9
	旭橋警報局	A L 12	吉井 <u>栗町 782-2</u>	10
	東垂水警報局	A L 13	東垂水 <u>久保市 327-12</u>	11
	新橋警報局	A L 14	松沢 <u>西之カチ 424-1</u>	12
	久保ノ下警報局	A L 15	小野市曾根町 <u>久保ノ下 745</u>	13
	東苗代警報局	A L 20	小野市久保木町 <u>東苗代 531</u>	14
	久保木町警報局	A L 21	小野市久保木町	15
	古川橋警報局	A L 22	小野市古川町 <u>村下 473-1</u>	16
	喜多警報局	A L 23	小野市喜多町 <u>土井 62-2</u>	17
鴨川ダム～ 東条川合流部	ダム警報局	—	<u>秋津泉ヶ谷 2037-47</u>	18
	古家警報局	A L 1	<u>秋津道下 302-1</u>	19

第 7 節 水防に関する情報等の収集（略）

第 6 章 雨量及び水位の観測所

加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。

1 雨量の観測所

- (1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地
------	-----	-------

川代ダム管理所の追記

鴨川ダム・大川瀬ダム放流連絡会資料に伴う修正

章のずれ

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >

天神	東条川	天神
氷上	葛野川	丹波市氷上町上新庄
火打岩	畑川	____篠山市畑宮
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町
杉原	杉原川	多可郡多可町加美区市原
今田	東条川	____篠山市今田町本庄
青垣	加古川	丹波市青垣町桧倉
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
福住	靱井川	____篠山市福住
八千代	野間川	多可郡多可町八千代区中野間
板波	加古川	西脇市高松町中川原

(2) 気象庁（神戸地方気象台）所管

観測所名	河川名	所 在 地
柏原	加古川	丹波市柏原町母坪
西脇	加古川	西脇市上比延町

(3) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地
社	下川	社
馬瀬	三草川	馬瀬
東条	東条川	天神
西脇	加古川	西脇市野村町
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村
加美	杉原川	多可郡多可町加美区山口
中畑	畑谷川	西脇市中畑町
下野間	野間川	多可郡多可町八千代区下野間
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治
山南	篠山川	丹波市山南町谷川
篠山	篠山川	____篠山市郡家
今田	東条川	____篠山市今田町市原
東本荘	篠山川	____篠山市東本荘
稲継	加古川	丹波市氷上町稲継
北和田	加古川	丹波市山南町北和田
青田	篠山川	丹波市山南町青田

2 水位の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)				
			水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別警戒)	はん濫 危険 (危険)	計画高

< 改 正 後 >

天神	東条川	天神
氷上	葛野川	丹波市氷上町上新庄
火打岩	畑川	丹波篠山市畑宮
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町
杉原	杉原川	多可郡多可町加美区市原
今田	東条川	丹波篠山市今田町本荘
青垣	加古川	丹波市青垣町桧倉
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
福住	靱井川	丹波篠山市福住
八千代	野間川	多可郡多可町八千代区中野間
板波	加古川	西脇市高松町中川原

(2) 気象庁（神戸地方気象台）所管

観測所名	河川名	所 在 地
柏原	加古川	丹波市柏原町柏原
西脇	加古川	西脇市上比延町

(3) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地
社	下川	社
馬瀬	三草川	馬瀬
____	____	____
西脇	加古川	西脇市小坂町
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村
加美	杉原川	多可郡多可町加美区西山
中畑	畑谷川	西脇市中畑町
下野間	野間川	多可郡多可町八千代区下野間
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治
山南	篠山川	丹波市山南町谷川
篠山	篠山川	丹波篠山市郡家
今田	東条川	丹波篠山市今田町市原
東本荘	篠山川	丹波篠山市東本荘
稲継	加古川	丹波市氷上町稲継
北和田	加古川	丹波市山南町北和田
青田	篠山川	丹波市山南町青田

2 水位の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)			
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険

< 修正理由 >

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

市名の変更に伴う修正

所在地の修正

天神の雨量観測所は国土交通省所管のため削除
所在地の修正

所在地の修正

市名の変更に伴う修正
市名の変更に伴う修正
市名の変更に伴う修正

字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>							
小野前	加古川	丹波市氷上町小野	1.00	2.10	—	—	3.80
谷川	篠山川	丹波市山南町谷川	2.50	3.70	—	—	4.50
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1.50	3.00	—	—	5.50
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2.00	3.50	4.40	5.00	6.10
大門	加古川	大門	0.00	1.50	—	—	5.79
古川第二	東条川	小野市久保木町	1.00	1.90	—	—	3.00

(2) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)				
			水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 (避難) (警戒)	はん濫 危険 (危険)	はん濫 危険 (計画 高)
吉井	東条川	吉井	1.50	2.00	2.70	4.41	4.41
家原	千鳥川	家原	1.40	2.30	2.90	3.44	3.81
上戸田	加古川	西脇市上戸田	2.90	3.90	4.50	5.55	6.04
西脇	杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2.30	3.30	3.30	4.29	5.30
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村	2.10	2.80	2.80	2.99	2.99
下野間	野間川	多可郡多可町八千代区下野間	1.60	2.30	2.60	3.43	3.43
本郷	加古川	丹波市氷上町本郷	2.30	3.30	3.50	4.60	—
西中	加古川	丹波市氷上町西中	2.90	3.50	—	—	—
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治	0.70	1.00	—	—	—
上成松	葛野川	丹波市氷上町上成松	2.20	2.80	3.30	3.70	—
篠山	篠山川	篠山市糯ヶ坪	1.80	2.50	3.50	4.10	—
東本荘	篠山川	篠山市東本荘	2.10	2.60	—	—	—
今田	東条川	篠山市今田町市原	2.00	2.40	2.60	3.00	—
宮田	宮田川	篠山市宮田	2.10	2.60	3.10	3.40	—
小南	柏原川	丹波市柏原町小南	0.90	1.50	1.60	2.00	—
高谷川上流	高谷川	丹波市氷上町稲継	1.30	1.90	2.10	2.70	—
高谷川外	高谷川	丹波市氷上町稲継	—	—	—	—	—

第8章 施設等の監視

第1節 施設等の監視

1 量水標及び堤防監視

気象等の状況から水防活動が必要と予想される場合並びに水防____本部が設置された場合は、職員及び消防団が互いに連携して量水標の監視及び堤防監視にあたるものとする。

2・3 (略)

<改 正 後>								<修正理由>	
			(通報)	(警戒)	—		(危険)	県水防計画に伴う修正	
谷川	篠山川	丹波市山南町谷川	2.50	3.70	—	—			
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1.50	3.00	—	—			
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2.00	3.50	4.20	5.00			
大門	加古川	大門	0.00	1.50	—	—			
古川第二	東条川	小野市久保木町	1.00	1.90	—	—			

(2) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名		河川名	所 在 地	水 位 設 定 (m)			
				水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断 ——	氾濫 危険 (危険)
吉井	上流	東条川	吉井	1.50	2.00	3.30	3.90
	下流					3.70	4.40
家原		千鳥川	家原	1.40	2.30	2.70	3.10
上戸田	上流	加古川	西脇市上戸田	2.90	3.90	3.90	4.60
	下流					4.30	5.00
西脇		杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2.30	3.10	3.10	3.80
中町		杉原川	多可郡多可町中区中村	2.10	2.50	2.50	2.90
下野間	上流	野間川	多可郡多可町八千代区下野間	1.60	2.00	2.00	2.70
	下流					2.30	2.80
本郷		加古川	丹波市氷上町本郷	2.30	3.30	3.50	4.60
西中		加古川	丹波市氷上町氷上	1.90	2.80	—	—
青垣		加古川	丹波市青垣町佐治	1.30	1.60	—	—
上成松		葛野川	丹波市氷上町上成松	2.20	2.80	3.20	3.40
篠山		篠山川	丹波篠山市糯ヶ坪	1.80	2.50	3.00	3.50
東本荘		篠山川	丹波篠山市東本荘	2.20	2.80	—	—
今田		東条川	丹波篠山市今田町市原	2.00	2.40	2.50	2.90
宮田		宮田川	丹波篠山市宮田	2.70	3.20	3.30	3.60
小南		柏原川	丹波市柏原町柏原	1.50	1.80	1.90	2.10
高谷川上流		高谷川	丹波市氷上町稲継	1.40	2.00	2.20	2.70

第7章 施設等の監視

第1節 施設等の監視

1 量水標及び堤防監視

気象等の状況から水防活動が必要と予想される場合及び水防対策本部が設置された場合は、職員及び消防団が互いに連携して量水標の監視及び堤防監視にあたるものとする。

2・3 (略)

章のずれ

字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】		＜現 行＞		＜改 正 後＞		＜修正理由＞																																																							
第2節 重要水防箇所等の巡視（略）				第2節 重要水防箇所等の巡視（略）																																																									
第9章 避難のための立退き				第8章 避難のための立退き																																																									
市長は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。 <u>また、避難の指示に先立ち避難準備情報の発令及び避難の勧告をすることができる。</u>				市長は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。																																																									
なお、立退きを指示する場合には、 <u>社</u> 警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。				なお、立退きを指示する場合には、 <u>加東</u> 警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。																																																									
第10章 水防信号				第9章 水防信号																																																									
水防に用いる信号は次のとおりとする。				水防に用いる信号は次のとおりとする。																																																									
表（略）				表（略）																																																									
(1) 第1信号 河川又はため池では量水標が <u>はん</u> 濫注意（警戒）水位に達したことを知らせるもの。				(1) 第1信号 河川又はため池では量水標が <u>氾濫</u> 注意（警戒）水位に達したことを知らせるもの。																																																									
(2) 第2信号 <u>消防本部各班、消防団水防班</u> が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。				(2) 第2信号 <u>消防団及び消防機関</u> が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。																																																									
(3)・(4)（略）				(3)・(4)（略）																																																									
第11章 水防関連施設				第10章 水防関連施設																																																									
水防上必要な設備等として <u>水防倉庫</u> 、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を <u>加東市</u> 地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。				水防上必要な設備等として <u>防災備蓄倉庫</u> 、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を <u>市</u> 地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。																																																									
なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあつてはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。				なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあつてはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。																																																									
1 水防倉庫等				1 水防倉庫等																																																									
(1) 市防災備蓄（水防）倉庫				(1) 市防災備蓄 <u>倉庫及び車庫</u>																																																									
<table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td><td>名 称</td><td>位 置</td></tr><tr><td>中央防災備蓄（<u>水防</u>）倉庫</td><td>社66番地1</td><td>旧滝野庁舎防災備蓄（水防）倉庫</td><td>下滝野1269番地2</td></tr><tr><td>社地区防災備蓄（水防）倉庫</td><td>家原12番地35</td><td>上滝野防災備蓄（水防）倉庫</td><td>上滝野1167番地5</td></tr><tr><td>福田地区防災備蓄（水防）倉庫</td><td>沢部613番地5</td><td><u>河高</u>防災備蓄（水防）倉庫</td><td><u>河高873番地先(中国道高架下)</u></td></tr><tr><td>米田地区防災備蓄（水防）倉庫</td><td>上久米253番地10</td><td>北野防災備蓄（水防）倉庫</td><td>北野791番地</td></tr><tr><td>上福田地区防災備蓄（水防）倉庫</td><td>上三草985番地2</td><td>旧東条庁舎防災備蓄（水防）倉庫</td><td>天神125番地</td></tr><tr><td>鴨川地区防災備蓄（水防）倉庫</td><td>下鴨川209番地1</td><td></td><td></td></tr></table>		名 称	位 置	名 称	位 置	中央防災備蓄（ <u>水防</u> ）倉庫	社66番地1	旧滝野庁舎防災備蓄（水防）倉庫	下滝野1269番地2	社地区防災備蓄（水防）倉庫	家原12番地35	上滝野防災備蓄（水防）倉庫	上滝野1167番地5	福田地区防災備蓄（水防）倉庫	沢部613番地5	<u>河高</u> 防災備蓄（水防）倉庫	<u>河高873番地先(中国道高架下)</u>	米田地区防災備蓄（水防）倉庫	上久米253番地10	北野防災備蓄（水防）倉庫	北野791番地	上福田地区防災備蓄（水防）倉庫	上三草985番地2	旧東条庁舎防災備蓄（水防）倉庫	天神125番地	鴨川地区防災備蓄（水防）倉庫	下鴨川209番地1			<table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td><td>名 称</td><td>位 置</td></tr><tr><td>中央防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>社66番地1</td><td>旧滝野庁舎<u>車庫</u></td><td>下滝野1269番地2</td></tr><tr><td>社地区防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>家原12番地35</td><td>上滝野防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>上滝野1167番地5</td></tr><tr><td>福田地区防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>沢部613番地5</td><td><u>滝野南</u>防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td><u>高岡1013番地1</u></td></tr><tr><td>米田地区防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>上久米253番地10</td><td>北野防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>北野791番地</td></tr><tr><td>上福田地区防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>上三草985番地2</td><td>旧東条庁舎<u>車庫</u></td><td>天神125番地</td></tr><tr><td>鴨川地区防災備蓄 <u>倉庫</u></td><td>下鴨川209番地1</td><td></td><td></td></tr></table>		名 称	位 置	名 称	位 置	中央防災備蓄 <u>倉庫</u>	社66番地1	旧滝野庁舎 <u>車庫</u>	下滝野1269番地2	社地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	家原12番地35	上滝野防災備蓄 <u>倉庫</u>	上滝野1167番地5	福田地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	沢部613番地5	<u>滝野南</u> 防災備蓄 <u>倉庫</u>	<u>高岡1013番地1</u>	米田地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	上久米253番地10	北野防災備蓄 <u>倉庫</u>	北野791番地	上福田地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	上三草985番地2	旧東条庁舎 <u>車庫</u>	天神125番地	鴨川地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	下鴨川209番地1				
名 称	位 置	名 称	位 置																																																										
中央防災備蓄（ <u>水防</u> ）倉庫	社66番地1	旧滝野庁舎防災備蓄（水防）倉庫	下滝野1269番地2																																																										
社地区防災備蓄（水防）倉庫	家原12番地35	上滝野防災備蓄（水防）倉庫	上滝野1167番地5																																																										
福田地区防災備蓄（水防）倉庫	沢部613番地5	<u>河高</u> 防災備蓄（水防）倉庫	<u>河高873番地先(中国道高架下)</u>																																																										
米田地区防災備蓄（水防）倉庫	上久米253番地10	北野防災備蓄（水防）倉庫	北野791番地																																																										
上福田地区防災備蓄（水防）倉庫	上三草985番地2	旧東条庁舎防災備蓄（水防）倉庫	天神125番地																																																										
鴨川地区防災備蓄（水防）倉庫	下鴨川209番地1																																																												
名 称	位 置	名 称	位 置																																																										
中央防災備蓄 <u>倉庫</u>	社66番地1	旧滝野庁舎 <u>車庫</u>	下滝野1269番地2																																																										
社地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	家原12番地35	上滝野防災備蓄 <u>倉庫</u>	上滝野1167番地5																																																										
福田地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	沢部613番地5	<u>滝野南</u> 防災備蓄 <u>倉庫</u>	<u>高岡1013番地1</u>																																																										
米田地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	上久米253番地10	北野防災備蓄 <u>倉庫</u>	北野791番地																																																										
上福田地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	上三草985番地2	旧東条庁舎 <u>車庫</u>	天神125番地																																																										
鴨川地区防災備蓄 <u>倉庫</u>	下鴨川209番地1																																																												
				章のずれ																																																									
				災害対策基本法改正に伴う修正																																																									
				修正																																																									
				組織の名称修正																																																									
				章のずれ																																																									
				県水防計画に伴う修正																																																									
				章のずれ																																																									
				字句の修正																																																									
				字句の修正																																																									
				字句の修正																																																									
				防災備蓄倉庫の修正																																																									
				字句の修正																																																									
				字句の修正																																																									

【新旧対照表（水防計画）】

＜現 行＞																	＜改 正 後＞																	＜修正理由＞
品名 倉庫名	エンジンカッター	チェーンソー	かすがい	オノ	カナヅチ	カマ	カラーコーン	カラーバー	クギ (kg)	コードリール	ジョウレン	スコップ	ナタ	ツルハシ	ノコギリ	バール	品名 倉庫名	エンジンカッター	チェーンソー	かすがい	オノ	カナヅチ	カマ	カラーコーン	カラーバー	クギ (kg)	コードリール	ジョレン	スコップ	ナタ	ツルハシ	ノコギリ	バール	資機材の修正
	中央	3	3	50	8	35	32	26	16	52	3	46	48	9	43	8		10	中央	3	3	50	8	31	44	108	100	215	5	59	63	8	55	
社	2	2	70	10		30			5	2	50	80	10	50	20	10	社	2	2	70	10		30			50	2	50	80	10	50	20	9	
福田	2	2	100	10		30			5	2	50	80	10	50	20	10	福田	2	2	100	10		30			50	3	50	80	10	50	20	10	
米田	2	2	100	10		30			5	2	50	80	10	50	20	10	米田	2	2	100	10		30			50	2	49	80	10	50	20	10	
上福田	2	2	100	10		30			5	2	50	80	10	50	20	10	上福田	2	2	100	10		30			50	2	50	80	10	50	20	10	
鴨川	2	2	100	10		30			5	2	50	80	10	50	20	10	鴨川	2	2	100	10		30			50	2	50	95	10	50	20	10	
旧滝野	1	1		6	10	9	15	15	25	1	15	15	6	15	5	5	旧滝野	1	1		6	10	9	8	3	25	1	14	15	6	15	5	5	
上滝野			100		5				1		20	20	5	5	5	10	上滝野			――		4				10		17	21	5	5	4	10	
河高				1	7	2			2		17	25	1	12	3		滝野南				2	5	2			20	17	25	4	11	3			
北野			100		5				1		20	――	5	5	5	10	北野			100		5				10	20	20	5	5	5	10		
旧東条	1	1		5	10	5	20	20	20	1	15	15	4	15	5	4	旧東条	1	1		6	10	6	22	10	20	1	14	15	3	15	4	4	

品名 倉庫名	タコツチ	ベンチ	ハンマー	脚立	掛矢	バケツ	バリケード	ブルーシート	ヘルメット	ロープ (m)	トラロープ (m)	一輪車	回転灯	拡声器	空気入れ	軍手 (打)	品名 倉庫名	タコツチ	ベンチ	ハンマー	脚立	掛矢	バケツ	バリケード	ブルーシート	ヘルメット	ロープ (m)	トラロープ (m)	一輪車	回転灯	拡声器	空気入れ	資機材の修正
	中央		10	10	2	17	85	10	73	94	260	260	10	8	14	5			中央		11	10	2	17	88	43	75	104	260	260	10	8	
社	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1		社	10	20	9		30			47	150		1,000	10			1	
福田	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1		福田	10	18	10		30			50	150		1,000	10			1	
米田	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1		米田	10	20	10		30			47	150		1,000	10			1	
上福田	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1		上福田	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1	
鴨川	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1		鴨川	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1	
旧滝野		5	6		5	30	20	10	13			6	7	4			旧滝野		5	6		5	30	8	10	30			6	――	――		
上滝野		10	5	1	5		12	7	50		200	3					上滝野		8	4	――	5		13	7	50		200	3				
河高			5	1	5	97	10	40			50	3					滝野南			5	1	14	97	11	40		50	3					
北野		10	10		5		10	20	50		200	3			1		北野		10	5		5		10	20	37			3			1	
旧東条		4	4		5	27	20	5	12	100		4	9	4			旧東条		4	4		4	27	5	5	――	――		4	――	――		

品名 倉庫名	鋼杭	木杭	針金 (110 m)	竹籠	土囊	水土囊	土囊袋 (袋)	土囊袋 (1 t)	投光器	発電機	番線	番線切り	携帯投光器	台車	担架	農業用フォーク	品名 倉庫名	鋼杭	木杭	針金 (110 m)	竹籠	土囊	水土囊	土囊袋 (袋)	土囊袋 (1 t)	投光器	発電機	番線	番線切り	台車	担架	農業用フォーク	資機材の修正
	中央	130	57	4	3	1,200	300	1,326		18	5	800	――	8	2	8		――	中央	120	73	12	3	1,200	300	4,698		17	4	600	1	2	
社	200	200	1		790		1,400		10	2				1	5	2	社	200	200	4		900		413		9	2			1	5	――	

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

福田	200	200	<u>1</u>		<u>730</u>		<u>1,600</u>		10	2				1	5	<u>2</u>
米田	200	200	<u>1</u>		630		<u>200</u>		10	2				1	5	<u>2</u>
上福田	200	<u>200</u>	<u>1</u>		910		<u>600</u>		<u>10</u>	2				1	5	<u>2</u>
鴨川	200	<u>200</u>	<u>1</u>		400		<u>800</u>		10	2				1	5	<u>2</u>
旧滝野	75	30	1			100	763		2	1	<u>—</u>					1
上滝野	60	30	10	<u>2</u>	490	<u>100</u>	<u>1,000</u>	25		<u>1</u>	200	<u>3</u>		1	2	<u>2</u>
河高	50	400	2	<u>10</u>	1,100	50	1,400	25			<u>150</u>	<u>—</u>				<u>2</u>
北野	60	30	10			80	1,000	20			200	<u>5</u>			2	<u>2</u>
旧東条	45	<u>30</u>	1	2	<u>300</u>	100	<u>463</u>		<u>2</u>	<u>—</u>	<u>200</u>					1

<改正後>

福田	200	200	<u>4</u>		<u>550</u>		<u>1580</u>		10	2				1	5	<u>—</u>
米田	200	200	<u>4</u>		630		<u>154</u>		10	2				1	5	<u>—</u>
上福田	200	<u>170</u>	<u>4</u>		910		<u>668</u>		<u>9</u>	2				1	5	<u>—</u>
鴨川	200	<u>200</u>	<u>4</u>		400		<u>1400</u>		10	2				1	5	<u>—</u>
旧滝野	75	30	1			100	763		2	1	<u>200</u>					1
上滝野	<u>50</u>	<u>—</u>	10	<u>—</u>	490	<u>80</u>	<u>800</u>	25		<u>—</u>	200	<u>2</u>		1	2	<u>—</u>
滝野南	50	400	2	<u>—</u>	1,100	50	1,400	25			<u>200</u>	<u>5</u>				<u>—</u>
北野	60	30	10			80	1,000	20			200	<u>2</u>			2	<u>—</u>
旧東条	45	<u>31</u>	1	2	<u>100</u>	100	<u>2,400</u>		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>400</u>					1

<修正理由>

品名 倉庫名	ジャツキ	ストーブ	トイレ (重椅子対応)	トイレ (様式)	トイレ (和式)	トイレ (電動式)	テント (トイレ用)	テント	寝袋	懐中電灯	ヘッドライト	ポリタンク	オイルブロッター	竹ぼうき
中央	6	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	1	<u>2</u>	<u>5</u>	36	36	<u>14</u>	<u>300</u>	<u>1</u>
社											15			2
福田											<u>12</u>			2
米田											15			2
上福田							1				15			2
鴨川											10			2
旧滝野	1								<u>—</u>	<u>15</u>		<u>100</u>		
上滝野											20			
河高												<u>480</u>		
北野														<u>—</u>
旧東条	1	3									<u>8</u>	2	100	

品名 倉庫名	カッパ	予備燃料 (ガソリン)	予備燃料 (混合油)	オイル 4ℓ缶	誘導棒	救命胴衣
中央	30	<u>52</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	17	<u>18</u>
社		10	5			<u>9</u>
福田		10	<u>—</u>	2		10
米田		10	5	1		5
上福田		10	5	2		5
鴨川		10	5	2		5
旧滝野	15	18	10		10	10
上滝野						30
河高						
北野						
旧東条	<u>15</u>	<u>18</u>	10	<u>—</u>	10	<u>10</u>

品名 倉庫名	ジャツキ	ストーブ	トイレ (重椅子対応)	トイレ (洋式)	トイレ (和式)	トイレ (電動式)	テント (トイレ用)	テント	寝袋	懐中電灯	ヘッドライト	ポリタンク	オイルブロッター	竹ぼうき
中央	6	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	1	<u>4</u>	<u>4</u>	36	36	<u>18</u>	<u>250</u>	<u>2</u>
社											15			2
福田											<u>8</u>			2
米田											15			2
上福田							1				<u>14</u>			2
鴨川											10			2
旧滝野	1								<u>22</u>	<u>—</u>			<u>200</u>	
上滝野										20				
滝野南													<u>100</u>	
北野														<u>1</u>
旧東条	1	3								<u>—</u>		2	100	

品名 倉庫名	カッパ	予備燃料 (ガソリン)	予備燃料 (混合油)	オイル 4ℓ缶	誘導棒	救命胴衣
中央	30	<u>18</u>	<u>10</u>	<u>—</u>	17	<u>15</u>
社		10	5			<u>10</u>
福田		10	<u>5</u>	2		10
米田		10	5	1		5
上福田		10	5	2		5
鴨川		10	5	2		5
旧滝野	15	18	10		10	10
上滝野						30
滝野南						
北野						
旧東条	<u>5</u>	<u>20</u>	10	<u>1</u>	10	<u>—</u>

資機材の修正

資機材の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

(2) 姫路河川国道事務所所管水防倉庫

[illegible]

(3) 加東土木事務所

品名	ビニール袋等	むしろ	なわ(巻)	ロープ	杭	針金	釘	かすがい	スコップ	かけや	たこつち	のこぎり	おの	鎌	なた	鋤簾
事務所																
本所	2,250		29	1,716	300	311	11	50	40	19	2	10	25	24	6	20

品名 事務所名	つるはし	ペンチ	さのがし	にない棒	懐中電灯	鋏	かなづち	救命フイ
本所	20	10	45	30	30	10	18	3

2 · 3 (略)

第 12 章 輸送の確保

- 1 輸送連絡経路 (略)
- 2 異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準

異常気象時における通行が規制される区間及び規制の基準は次のとおりとされている。

異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準 (加東土木事務所)

路線名	規制区間		規制基準(mm)		気象等 観測所	危険 内容	迂回路	指標
	所在地	延長 (km)	通行 注意	通行止				
一 小野藍本線 (主線)	秋津	1.0	(参考) 50	(参考) 100	三田	落石 冠水	市道 ——下相野森線(一 果)	土壌雨量 指数

(2) 加東土木事務所

品名 事務所名	品名 ビニール袋等	なわ	ロープ	杭	針金	釘	かすがい	スコップ	かけや	たごうち	のこぎり	おの	かま	なた	じよれん
単位	枚	巻	m	本	kg	kg	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
本所	2,250	29	1,716	300	311	11	50	40	19	2	10	25	24	6	2

品名 事務用品	つるはし	ペンチ	皿 かこ	にない棒	懐中電灯	鉋	金 づち	救命ブイ
単位	丁	丁	荷	本	個	丁	丁	個
本所	20	10	45	30	30	10	18	

2・3 (略)

第 11 章 輸送の確保

- 1 輸送連絡経路 (略)
- 2 異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準

異常気象時における通行が規制される区間及び規制の基準は次のとおりとされている。

異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準（加東十木事務所）

路線番号 路線名		規制区間 所在地	規制基準(mm) 延長(km) 通行注意 通行止		気象等 観測所	危険 内容	迂回路	指標
75 小野藍本線	秋津	1.0	70	100	三田	落石 冠水	市道 (一) 下相野森線	土壤雨量 指数

姫路河川国道事務所所管水
防倉庫は河高含め、市内にな
いたため削除

数字のずれ

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所令和2年度水防活動要綱に伴う修正

章のずれ

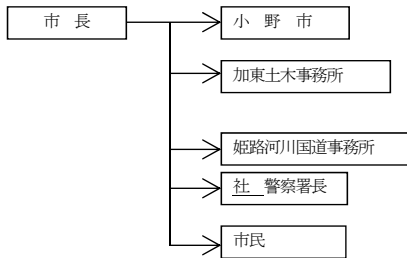
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所令和2年度水防活動要綱に伴う修正

							大川瀬吉川線（一 県）	
--	--	--	--	--	--	--	----------------	--

第 13 章 決壊の通報及び決壊後の処置

第 1 節 決壊の通知

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。



第 2 節 決壊後の処置（略）

第 14 章 関係団体との相互協力と応援

第 1 節・第 2 節（略）

第 3 節 警察署との協議

市長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退等が必要と認められる事項について社警察署長と協議しておくものとする。

1～3（略）

4 立退きの指示（法第 29 条）

市長は、洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められる区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示した場合（可能な限り事前協議する。）は、警察署長にこの旨を通知するものとする。

							(一) 大川瀬吉川線	
--	--	--	--	--	--	--	------------	--

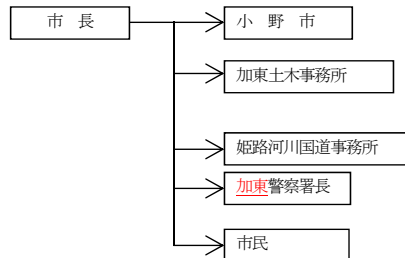
特殊通行規制区間及び通行規制条件（加東土木事務所）

路線番号 路線名	規制区間		規制条件 （通行止）	危険内容	迂回路	備考
	所在地	延長 (km)				
204 社町停車場 線	河高 具原	0.2	震度 5 以上の地震が 発生したとき	橋梁損傷	(国) 372 号	(福田橋)

第 12 章 決壊の通報及び決壊後の処置

第 1 節 決壊の通知

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。



第 2 節 決壊後の処置（略）

第 13 章 関係団体との相互協力と応援

第 1 節・第 2 節（略）

第 3 節 警察署との協議

市長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退等が必要と認められる事項について加東警察署長と協議しておくものとする。

1～3（略）

4 立退きの指示（法第 29 条）

洪水又は雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。市長が指示をする場合においては、加東警察署長にその旨を通知しなければならない。

章のずれ

組織の名称修正

章のずれ

組織の名称修正

水防法に伴う修正

第4節 自衛隊の災害派遣要請要求

救援を必要とする緊急事態が生じた場合は、加東市地域防災計画に定めるところにより、知事に対し陸上自衛隊（姫路・青野原駐屯地）部隊等の派遣の要請を要求するものとする。

第15章 水防記録及び報告**第1節 水防記録**

市長は、次の水防記録を作成し、保管する。

(1)～(14) (略)

(15) 法第35条の水防訓練の概要

第2節 報告

- 1 知事への報告 (略)
- 2 土木事務所長等への報告

市長は、次の事項についてその都度報告するものとする。

(1)～(8) (略)

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者（小野市）並びにダム、樋門及びため池等の管理者へ、(2)(6)及び(7)については、社 警察署長及び隣接水防管理者及び加東健康福祉事務所長へ通報する。

3・4 (略)

第16章 水防通信 (略)**第17章 住民に対する周知****第1節 周知事項**

次において必要と認められるものを周知する。

(1)～(3) (略)

(4) 避難準備情報、避難の勧告・指示及び立退き先の指示

(5)～(7) (略)

第2節 周知方法

周知の内容により適切と認められるものをを用いて行う。

(1) CATV

第4節 自衛隊の災害派遣要請要求

救援を必要とする緊急事態が生じた場合は、市地域防災計画に定めるところにより、知事に対し陸上自衛隊（姫路・青野原駐屯地）部隊等の派遣の要請を要求するものとする。

第14章 水防記録及び報告**第1節 水防記録**

市長は、次の水防記録を作成し、保管する。

(1)～(14) (略)

第2節 報告

- 1 知事への報告 (略)
- 2 土木事務所長等への報告

市長は、次の事項についてその都度報告するものとする。

(1)～(8) (略)

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者（小野市）並びにダム、樋門及びため池等の管理者へ、(2)(6)及び(7)については、加東警察署長、隣接水防管理者及び加東健康福祉事務所長へ通報する。

3・4 (略)

第15章 水防通信 (略)**第16章 住民に対する周知****第1節 周知事項**

次において必要と認められるものを周知する。

(1)～(3) (略)

(4) _____ 避難の _____ 指示及び立退き先の指示

(5)～(7) (略)

第2節 周知方法

周知の内容により適切と認められるものをを用いて行う。

(1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機

(2) CATV

字句の修正

章のずれ

水防記録に水防訓練の記録は必要ないことから削除

組織の名称の修正

章のずれ

章のずれ

災害対策基本法改正に伴う修正

周知方法の最新状況への修正

【新旧対照表（水防計画）】	<改 正 後>	< 修正理由 >
(2) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信） (3) インターネット (4) 電話、ファクシミリ等 (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） (6) 広報車 (7) 消防関係車 (8) 放送事業者との連携（テレビ・ラジオ） (9) 消防団、自主防災組織・民生委員等的人ネットワーク (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力 第 18 章 避難（略） 第 19 章 車両優先通行標識及び身分証明書（略） 第 20 章 費用負担と公用負担 第 1 節 費用負担（略） 第 2 節 公用負担 1 公用負担権限 法第28条第1項の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防団長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。 (1) （略） (2) 土石、竹木、その他の資材の使用 (3) 土石、竹木、その他の資材の収用 (4) 車両その他の運搬用機器の使用 (5) （略） 2・3 （略） 第 21 章 水防計画及び水防訓練 1 水防計画 (1) （略） (2) 水防計画の策定又は変更を行ったときは、社警察署長に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。 2 水防訓練（略） 1 加東市水防実施状況報告書（略）	(3) かとう安全安心ネット（メール配信） (4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ） (5) ホームページ (6) 電話、ファクシミリ等 (7) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） (8) 広報車 (9) 消防関係車 (10) 放送事業者（テレビ・ラジオ）との連携（Lアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む） (11) 消防団、自主防災組織、民生委員及び児童委員等的人ネットワーク (12) アマチュア無線等情報ボランティアの協力 第 17 章 避難（略） 第 18 章 車両優先通行標識及び身分証明書（略） 第 19 章 費用負担と公用負担 第 1 節 費用負担（略） 第 2 節 公用負担 1 公用負担権限 法第28条第1項の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防団長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。 (1) （略） (2) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用 (3) 車両その他の運搬用機器の使用 (4) 排水用機器の使用 (5) （略） 2・3 （略） 第 20 章 水防計画及び水防訓練 1 水防計画 (1) （略） (2) 水防計画の策定又は変更を行ったときは、加東警察署長に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。 2 水防訓練（略） 1 加東市水防実施状況報告書（略）	章のずれ 章のずれ 章のずれ 字句の修正 水防法に伴う追記 章のずれ 組織の名称の修正

2 水防関係機関一覧

水防関係機関		NTT 電話 衛星電話	NTTFAX 衛星 FAX
兵庫県	水防本部 (県土整備部土木局河川整備課)	078-362-3531 7-151-4421	078-362-3922 7-151-6722
	加東土木事務所 (管理第2課)	42-9388 7-____-185-522	42-5137 7-____-185-621
	三木総合防災公園推進室	0794-83-0226	0794-83-3551
	北播磨県民局 (総務防災課) (夜間)	42-9304 7-____-185-1222 078-942-8064	42-4704 7-____-185-630 090-5363-4187
	加東健康福祉事務所 (福祉課)	42-9360 7-185-1309	42-4050 7-185-634
	加東農林振興事務所 (調整担当)	42-9486 7-185-1410	42-7232 _____
	加古川流域土地改良事務所 (管理課)	42-6929 7-185-1429	42-7217 _____
	東播土地改良区	42-1308	42-7537

近隣水防管理団体	西脇市 (防災対策課)	22-3111 7-213-54	22-1014 7-213-61
	小野市 (防災グループ)	0794-63-1000 7-218-51	0794-63-1093 7-218-61
	加西市 (危機管理課)	0790-42-1110 7-220-52	0790-43-1800 7-220-61
	多可町 (生活安全課)	32-2380 7-361-52	32-3814 7-361-61
	____篠山市 (市民安全課)	079-552-1111 14-661-9	079-552-5665 7-661-390
	三田市 (防災安全課)	079-563-1111 7-219-51	079-559-1254 7-219-61
	三木市 (危機管理課)	0794-82-2000 7-213-9	0794-82-9755 7-215-5414

近隣消防本部・消防署	北はりま消防本部	48-3115	48-3234
	西脇消防署	22-0119 7-920-41・42・43	23-6119 7-920-62
	加西消防署	0790-42-0119 7-768-42・43・44	0790-42-3435 7-768-62
	加東消防署	42-0119 7-891-42・43	42-6406 7-891-62
	多可消防署	32-0119	32-3900
	小野市消防本部	0794-63-0119 7-218-42	0794-63-6699 7-218-62
	三木市消防本部	0794-82-0119 7-763-43	0794-82-9167 7-763-62
	三田市消防本部	079-564-0119 7-767-43	079-563-1230 7-767-62
	____篠山市消防本部	079-594-1119 7-871-41	079-594-2070 7-871-62

警察	社 (警備課)	42-0110 _____	42-6424 _____
----	------------	------------------	------------------

2 水防関係機関一覧

水防関係機関		NTT 電話 衛星電話	NTTFAX 衛星 FAX
兵庫県	水防本部 (県土整備部土木局河川整備課)	078-362-3571 7-151-4419	078-362-3922 7-151-6722
	加東土木事務所 (管理____課)	42-9387 7-15187-185-515	42-5137 7-15187-185-637
	北播磨県民局 (総務防災課)	42-9304 7-15187-185-1206	42-4704 7-15187-185-630
	加東健康福祉事務所 (監査・福祉課)	42-9357	42-4050
	加東農林振興事務所 (管理課)	42-9486	42-7232
	加古川流域土地改良事務所 (農村計画第2課)	0794-82-9843	0794-83-6835
	東播土地改良区	42-1308	42-7537

近隣水防管理団体	西脇市 (防災安全課)	22-3111 7-213-52	22-1014 7-213-61
	小野市 (防災グループ)	0794-63-1000 7-218-52	0794-63-1093 7-218-61
	加西市 (危機管理課)	0790-42-1110 7-220-52	0790-43-1800 7-220-61
	多可町 (生活安全課)	32-2380 7-361-52	32-3814 7-361-61
	丹波篠山市 (市民安全課)	079-552-1111 7-661-52	079-552-5665 7-661-61
	三田市 (危機管理課)	079-563-1111 7-219-52	079-559-1254 7-219-61
	三木市 (危機管理課)	0794-82-2000 7-215-52	0794-82-2278 7-215-61

近隣消防本部・消防署	北はりま消防本部	27-8119	27-8124
	西脇消防署	22-0119	23-6119
	加西消防署	0790-42-0119	0790-42-3435
	加東消防署	42-0119	42-6406
	北はりま消防組合指令センター	48-0119 7-342-42	48-3149 7-342-62
	小野市消防本部	0794-63-0119 7-218-43	0794-63-6699 7-218-62
	三木市消防本部	0794-82-0119 7-763-43	0794-82-9167 7-763-62
	三田市消防本部	079-564-0119 7-767-43	079-563-1230 7-767-62
	丹波篠山市消防本部	079-594-1119 7-871-43	079-594-2070 7-871-62

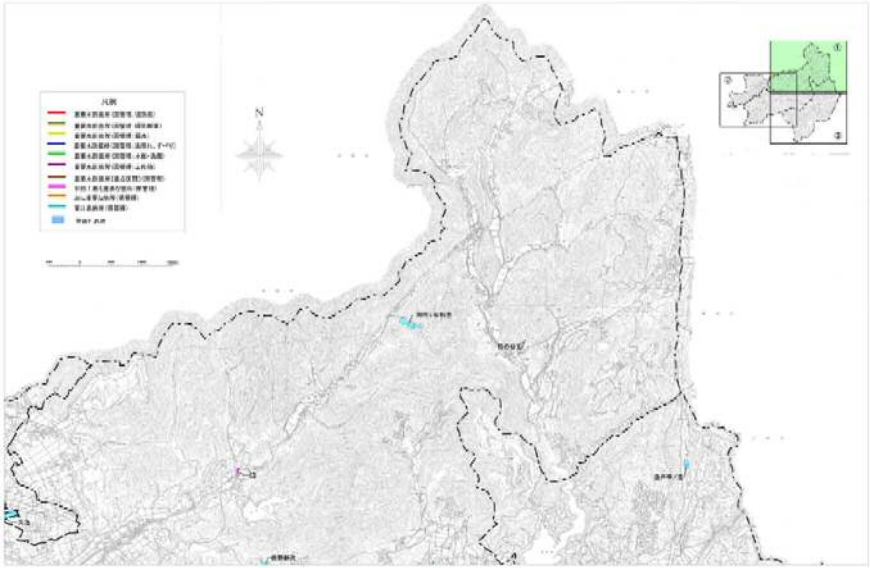
警察	加東警察署 (警備課)	42-0110 _____	42-6424 _____
----	----------------	------------------	------------------

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所令和2年度水防活動要綱及び兵庫衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿に伴う修正

国	姫路河川国道事務所 (調査第1課) (小野出張所)	079-282-8503 0794-63-2792	079-222-5843 0794-62-8409
	近畿農政局 (鴨川・大川瀬ダム管理所) (<u>嵯峨ダム管理所</u>)	0795- 68-1840 32-0016	0795- 60-7087 32-0020
	(川代ダム管理所)	0795- 96-0905	0795- 96-0903
	陸上自衛隊青野原駐屯地	0794-66-7301 7-984-31~33	<u>7-984-61</u>

国	姫路河川国道事務所 (調査第1課) (小野出張所)	079-282-8503 0794-63-2792	079-222-5843 0794-62-8409
	近畿農政局 (鴨川・大川瀬ダム管理所)	079- <u>568</u> -1840	079- <u>560</u> -7087
	(川代ダム管理所)	079- <u>596</u> -0905	079- <u>596</u> -0903
	陸上自衛隊青野原駐屯地	0794-66-7301	<u>7-984-61</u>

3 重要水防箇所等位置図 ①

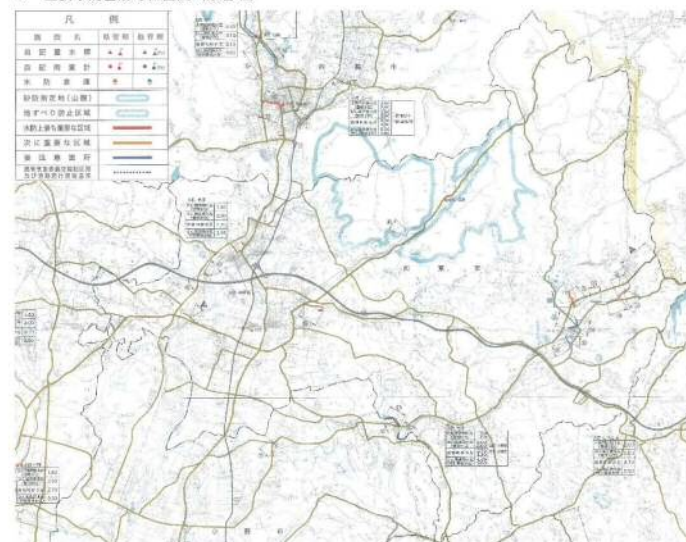
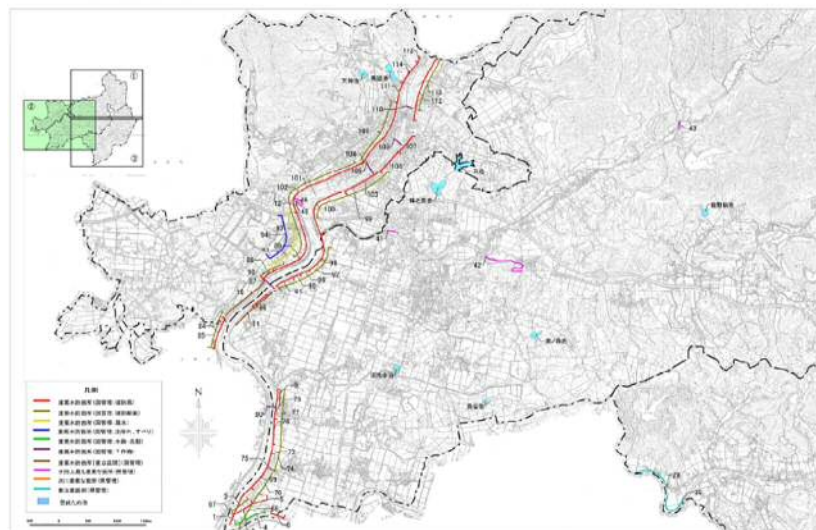


3 重要水防箇所等位置図（国管理）

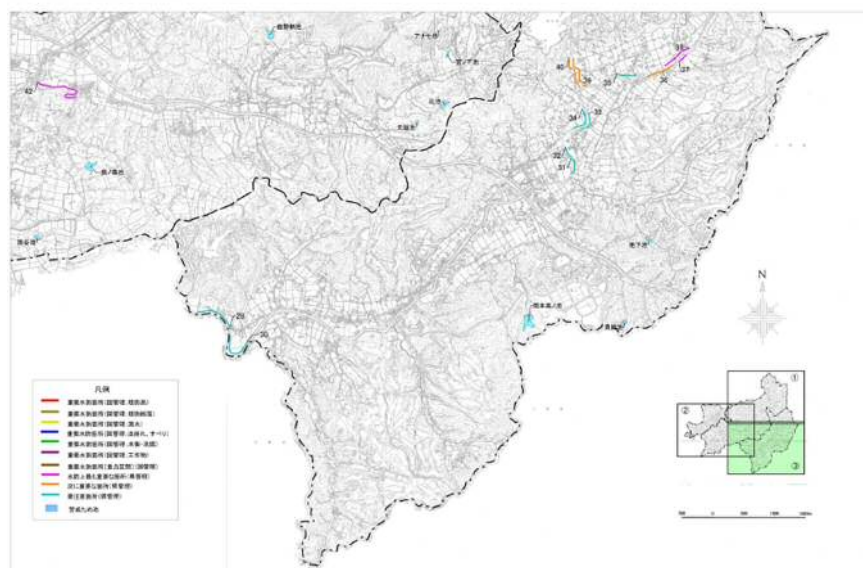


重要水防箇所の修正

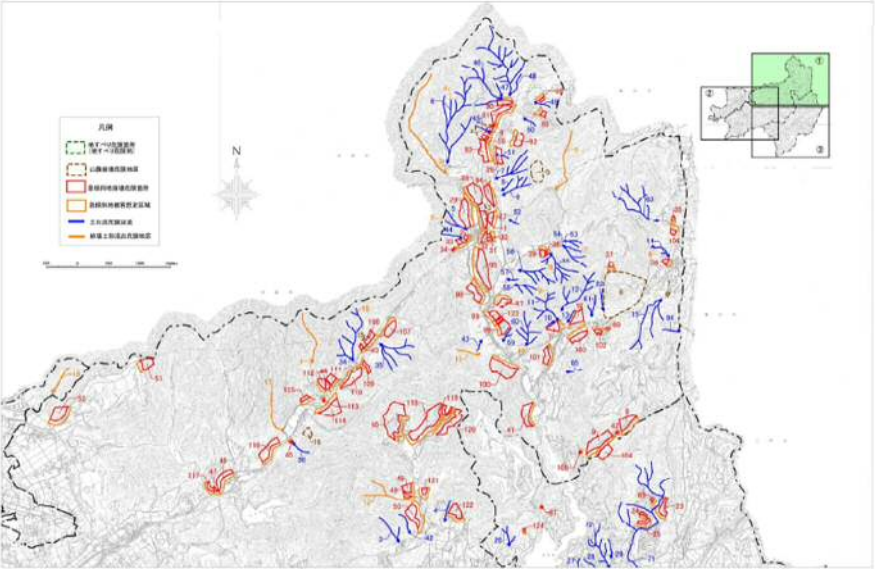
3 重要水防箇所等位置図 (県管理)



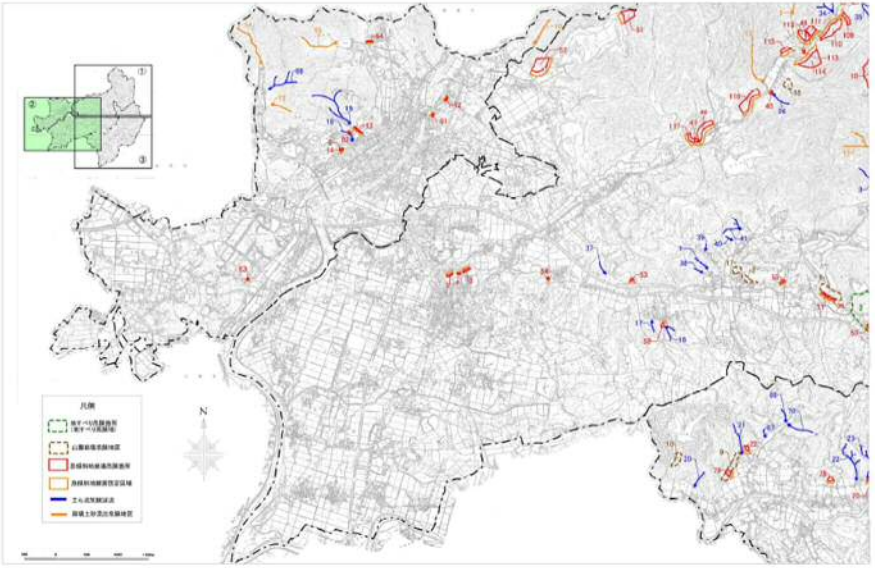
3 重要水防箇所等位置図 ③



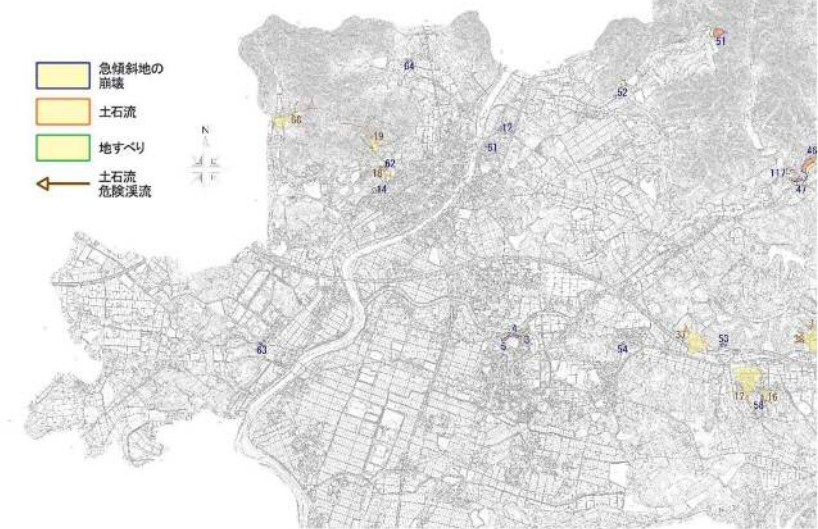
4 土砂災害危険箇所位置図 ①



4 土砂災害危険箇所位置図 ②



4 土砂災害警戒区域位置図 ①

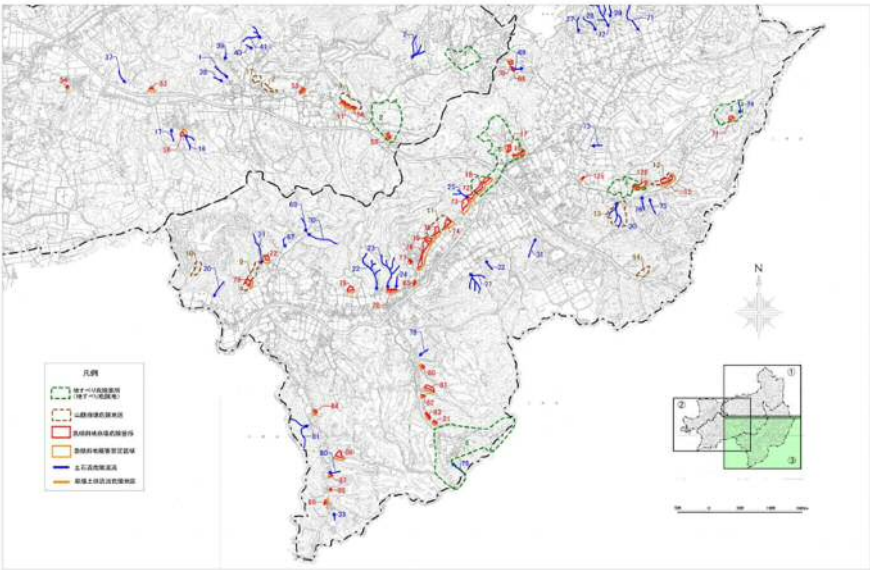


4 土砂災害警戒区域位置図 ②

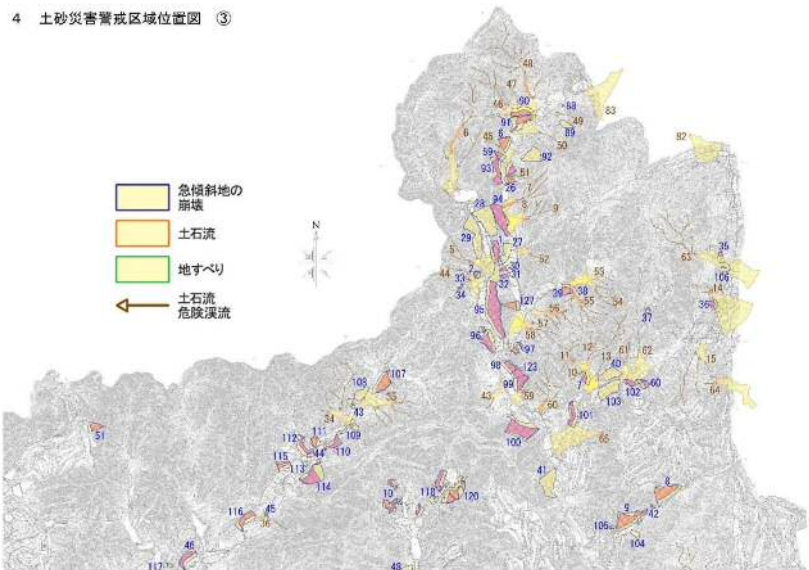


土砂災害危険箇所位置図の修正

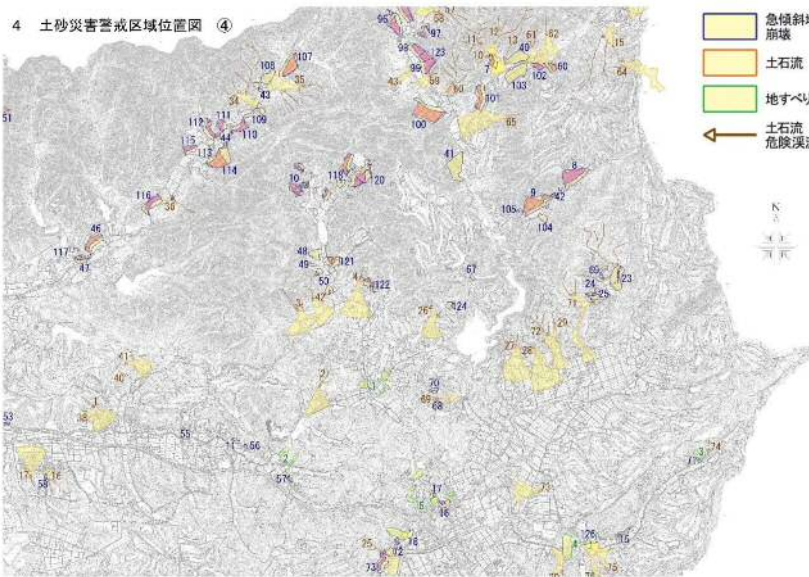
4 土砂災害危険箇所位置図 ③



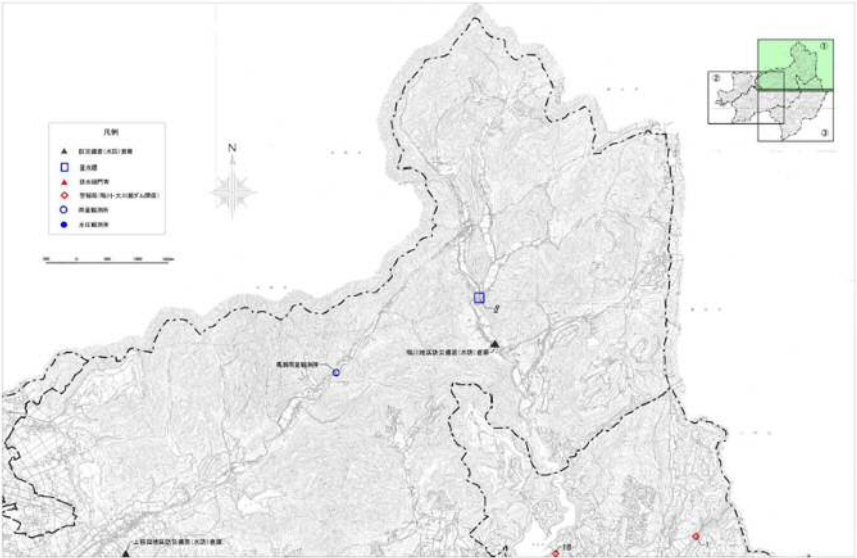
4 土砂災害警戒区域位置図 ③



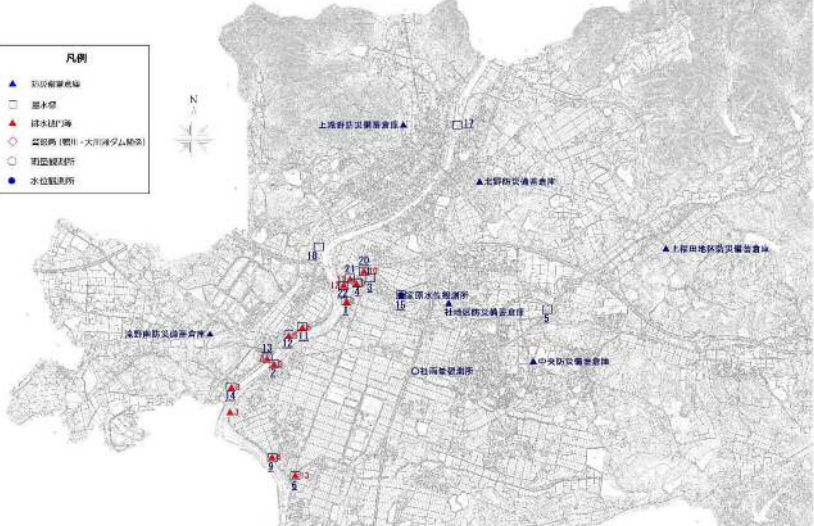
4 土砂災害警戒区域位置図 ④



5 防災（水防）関連施設位置図 ①

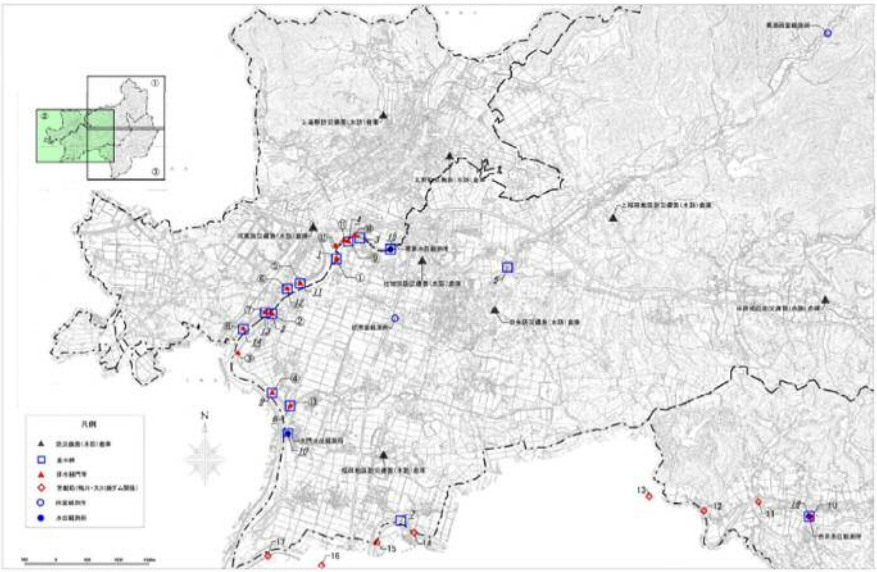


5 防災関連施設位置図 ①

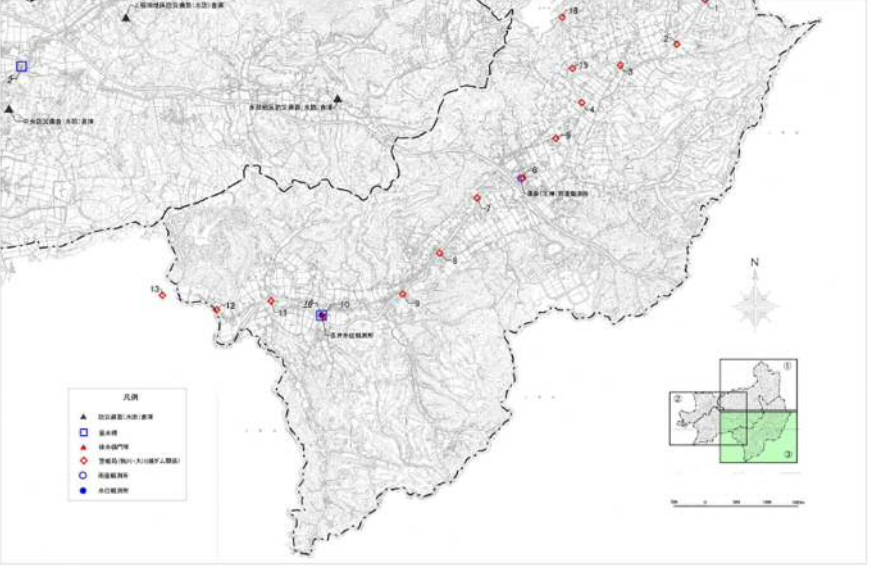


河高防災備蓄倉庫を廃止し、
滝野南備蓄倉庫を設置した
ことに伴う修正

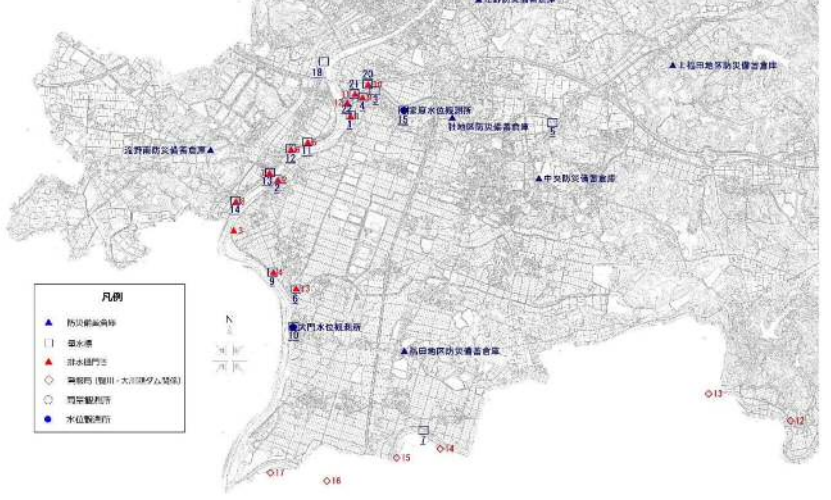
5 防災（水防）関連施設位置図 ②



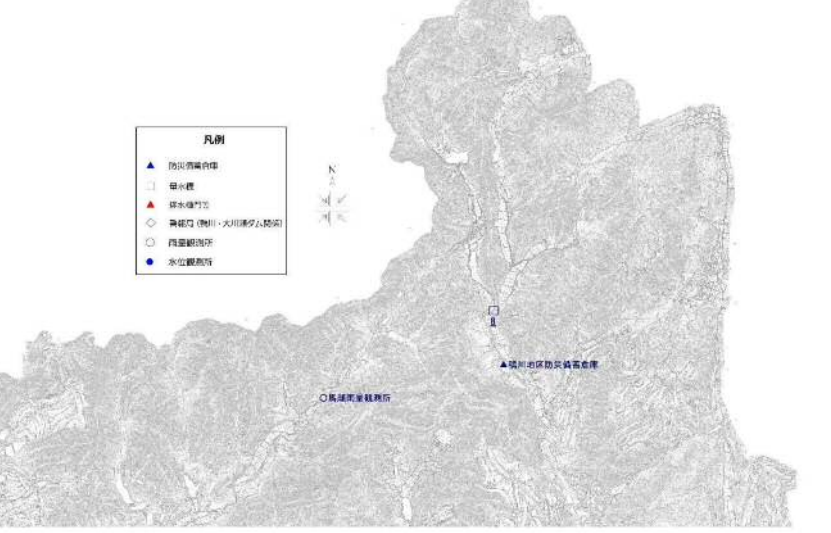
5 防災（水防）関連施設位置図 ③

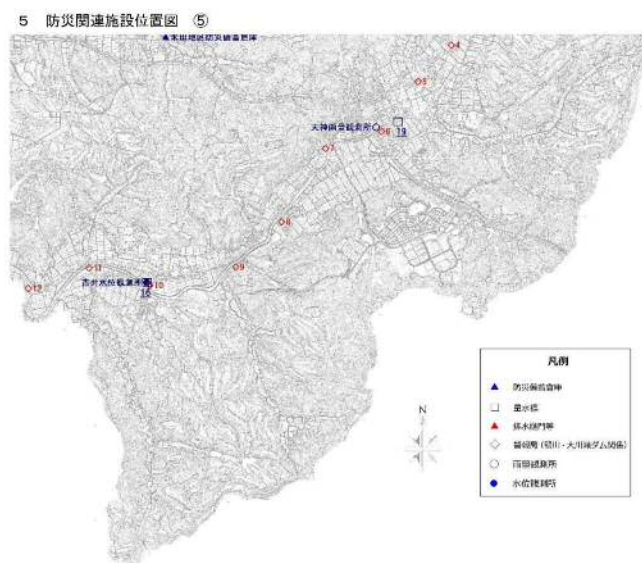


5 防災関連施設位置図 ②



5 防災関連施設位置図 ③





【新旧対照表（水防計画）】		< 現 行 >	< 改 正 後 >	< 修正理由 >
6 水防法 水防法 (昭和二十四年六月四日法律第百九十三号) <u>最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号</u> 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 水防組織（第三条―第八条） 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三） 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条） 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条） 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条） 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条） 第八章 罰則（第五十二条―第五<u>四</u>条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、洪水、<u>津波又は高潮</u>に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。 （定義） <u>第二条</u> この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。 <u>2</u> この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。 <u>3</u> この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。 <u>4</u> この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。 <u>5</u> この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又			6 水防法 水防法 (昭和二十四年六月四日法律第百九十三号) 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 水防組織（第三条―第八条） 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三） 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条） 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条） 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条） 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条） 第八章 罰則（第五十二条―第五<u>五</u>条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、洪水、<u>雨水出水</u>、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。 <u>(平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)</u> （定義） <u>第二条</u> この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。 <u>2</u> この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。 <u>3</u> この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。 <u>4</u> この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。 <u>5</u> この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。 <u>6</u> この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法	

【新旧対照表（水防計画）】	＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
	は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項 に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長_____ _____ _____の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。 6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。 7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。 _____	律第六十七号）第七条（同法百条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項 に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長<u>並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）</u>の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。 <u>（昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・令三法三一・一部改正）</u>	
	第二章 水防組織 （市町村の水防責任） 第三条 （略） _____ （水防事務組合の設立） 第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、_____津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。 _____ （水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置） 第三条の三 （略） _____ （水防事務組合の議会の議員の選挙） 第三条の四 （略） _____ （水防事務組合の経費の分賦） 第三条の五 （略） _____ （都道府県の水防責任） 第三条の六 （略） _____ （指定水防管理団体） 第四条 （略） _____ （水防の機関） 第五条 （略）	第二章 水防組織 （市町村の水防責任） 第三条 （略） <u>（昭三三法八・全改）</u> （水防事務組合の設立） 第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、<u>雨水出水</u>、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。 <u>（昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）</u> （水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置） 第三条の三 （略） <u>（昭三三法八・追加）</u> （水防事務組合の議会の議員の選挙） 第三条の四 （略） <u>（昭三三法八・追加）</u> （水防事務組合の経費の分賦） 第三条の五 （略） <u>（昭三三法八・追加）</u> （都道府県の水防責任） 第三条の六 （略） <u>（昭三三法八・追加）</u> （指定水防管理団体） 第四条 （略）	

(水防団) 第六条（略） (公務災害補償) 第六条の二（略） (退職報償金) 第六条の三（略） (都道府県の水防計画) 第七条（略） 2（略） 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下<u>この項において同じ。</u>）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。 4 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。 5 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。 6 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。 (都道府県水防協議会) 第八条（略） 第三章 水防活動 (河川等の巡視) 第九条（略）	(水防の機関) 第五条（略） (水防団) 第六条（略） <u>(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)</u> (公務災害補償) 第六条の二（略） <u>(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)</u> (退職報償金) 第六条の三（略） <u>(平一七法三七・追加)</u> (都道府県の水防計画) 第七条（略） 2（略） 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下<u> </u>同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。 <u>4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。</u> 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。 <u>(昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正)</u> (都道府県水防協議会) 第八条（略） <u>(平一一法八七・平二五法四四・一部改正)</u> 第三章 水防活動 (河川等の巡視)	
--	---	--

< 現 行 >	< 改 正 後 >	< 修正理由 >
(国の機関が行う洪水予報等) 第十条 (略) (都道府県知事が行う洪水予報) 第十一条 (略) (水位の通報及び公表) 第十二条 (略) (国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知) 第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、<u> </u>特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、<u> </u>特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 3 (略)	第九条 (略) <u>(平二三法一二四・一部改正)</u> (国の機関が行う洪水予報等) 第十条 (略) <u>(昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正)</u> (都道府県知事が行う洪水予報) 第十一条 (略) <u>(平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下)</u> (水位の通報及び公表) 第十二条 (略) <u>(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正)</u> (国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知) 第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、<u>洪水</u>特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、<u>洪水</u>特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 3 (略) <u>(平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)</u> <u>(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)</u> <u>第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補充するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。))をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</u> <u>2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め</u>	

- 63 -

	<u>二九法三一・令三法三一・一部改正)</u> <u>(雨水出水浸水想定区域)</u> <u>第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</u> <u>一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設</u> <u>二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設</u> <u>三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設</u> <u>四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</u> <u>2 市長村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。</u> <u>一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設</u> <u>二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設</u> <u>三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設</u> <u>四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設</u> 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。 <u>4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。</u> <u>5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。</u> <u>(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)</u> <u>(高潮浸水想定区域)</u> <u>第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。</u> <u>一 第十三条の三の規定により指定した海岸</u> <u>二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの</u> <u>2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</u> <u>3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の</u>	
--	---	--

【新旧対照表（水防計画）】	<改 正 後>	<修正理由>
（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置） 第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前 条第一項 _____ の規定により _____ 浸水想定区域の指定 _____ があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該 _____ 浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項 _____ の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事 _____ が通知し若しくは周知する _____ 情報をいう。以下 _____ 同じ。）の伝達方法 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 _____ 三 浸水想定区域 _____ 内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設 _____ をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時 _____ の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時 _____ の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの ハ （略） _____ 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 一 前項第三号イに掲げる施設 _____ 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員 二 前項第三号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 三 前項第三号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民 _____ に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。 一・二 （略） _____	<u>国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。</u> <u>4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。</u> <u>（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）</u> （浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置） 第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、<u>第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水</u>浸水想定区域の指定、<u>第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定</u>があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該<u>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮</u>浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、<u>第4号</u>ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項<u>又は</u> _____ 第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官<u>又は</u> _____ 都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、 _____ 第十三条第一項若しくは第二項、<u>第十三条の二又は第十三条の三</u>の規定により国土交通大臣、 _____ 都道府県知事<u>又は市町村長</u>が通知し<u>又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報</u>をいう。<u>次項において同じ。</u>）の伝達方法 二 避難施設その他の<u>避難場所及び避難路その他の避難経路に関する</u> _____ 事項 <u>三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</u> イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（<u>地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。</u>）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）</u>の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの ロ 要配慮者利用施設（<u>社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として</u>防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時<u>等</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの ハ （略） _____ <u>五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項<u>第4号</u>に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 一 前項<u>第4号</u>イに掲げる施設（<u>地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。</u>）当該施設の所有者又は管理者及び次条<u>第9</u>項に規定する自衛水防組織の構成員 二 前項<u>第4号</u>ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三<u>第7</u>項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 三 前項<u>第4号</u>ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、<u>潜在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）</u>に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講	

< 現 行 >	< 改 正 後 >	< 修正理由 >
_____ _____ (地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時^二の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 _____ _____ _____ 2 前^一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。 _____ 3 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。 4 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 6 第一項の地下街等^一の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時^二の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。 7 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。 8 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。 _____ (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等) 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。	じなければならない。 一・二 (略) <u>(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)</u> (地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時^等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時^等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 8 第一項の地下街等^{（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）}の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時^等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。 <u>(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)</u> (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等) 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し^{なければならない。} _____ 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、_____	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

＜改 正 後＞

<修正理由>

[illegible]

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。
(平二九法三一・追加)

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
(平二九法三一・追加)

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
(平二九法三一・追加)

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
(水防警報) 第十六条 (略) (水防団及び消防機関の出動) 第十七条 (略) (優先通行) 第十八条 (略) (緊急通行) 第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者_____は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。	<u>想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。</u> <u>2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</u> <u>一 当該都道府県知事</u> <u>二 当該河川の存する市町村の長</u> <u>三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者</u> <u>四 当該河川の河川管理者</u> <u>五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長</u> <u>六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者</u> <u>3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u> <u>(平二九法三一・追加)</u> <u>(予想される水災の危険の周知等)</u> <u>第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。</u> <u>(平二九法三一・追加)</u> <u>(河川管理者の援助等)</u> <u>第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。</u> <u>2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。</u> <u>(平二九法三一・追加)</u> (水防警報) 第十六条 (略) <u>(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正)</u> (水防団及び消防機関の出動) 第十七条 (略) <u>(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正)</u> (優先通行) 第十八条 (略) <u>(平一七法三七・旧第十一条繰下・一部改正)</u> (緊急通行) 第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者<u>並びに水防管理者から委任を受けた者</u>は、水防上	

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
_____ _____ (水防信号) 第二十条 (略) _____ (警戒区域) 第二十一条 (略) _____ (警察官の援助の要求) 第二十二条 (略) _____ (応援) 第二十三条 (略) _____ (居住者等の水防義務) 第二十四条 (略) _____ (決壊の通報) 第二十五条 (略) _____ (決壊後の処置) 第二十六条 (略) _____ (水防通信) 第二十七条 (略) _____ (公用負担) 第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器_____を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 _____ _____ 2 水防管理団体は、前__項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。 _____	緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。 (平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正、平二九法三一・一部改正) (水防信号) 第二十条 (略) (平一七法三七・旧第十三条繰下) (警戒区域) 第二十一条 (略) (昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正) (警察官の援助の要求) 第二十二条 (略) (昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下) (応援) 第二十三条 (略) (昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正) (居住者等の水防義務) 第二十四条 (略) (平一七法三七・旧第十七条繰下) (決壊の通報) 第二十五条 (略) (平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正) (決壊後の処置) 第二十六条 (略) (平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正) (水防通信) 第二十七条 (略) (昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下) (公用負担) 第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければ	

【新旧対照表（水防計画）】	＜ 現 行 ＞	＜ 改 正 後 ＞	＜ 修正理由 ＞
	（立退きの指示） 第二十九条 洪水、_____津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	ならない。 <u>(平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)</u> （立退きの指示） 第二十九条 洪水、<u>雨水出水</u>、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 <u>(平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)</u> （知事の指示） 第三十条 （略）	
	（重要河川における国土交通大臣の指示） 第三十一条 （略）	（重要河川における国土交通大臣の指示） 第三十一条 （略） <u>(平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下)</u>	
	（特定緊急水防活動） 第三十二条 国土交通大臣は、洪水、_____津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。 一・二 （略） 2 （略） 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条_____中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者_____」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、_____第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。	（特定緊急水防活動） 第三十二条 国土交通大臣は、洪水、<u>雨水出水</u>、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。 一・二 （略） 2 （略） 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条<u>第一項</u>中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者<u>並びに水防管理者から委任を受けた者</u>」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、<u>第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と</u>、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」_____とする。 <u>(平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)</u>	
	（水防訓練） 第三十二条の二 （略）	（水防訓練） 第三十二条の二 （略） <u>(平二三法一二四・追加)</u>	
	（津波避難訓練への参加） 第三十二条の三 （略）	（津波避難訓練への参加） 第三十二条の三 （略） <u>(平二三法一二四・追加)</u>	
	第四章 指定水防管理団体	第四章 指定水防管理団体 <u>(平二三法一二四・改称)</u>	
	（水防計画）		

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >	< 改 正 後 >	< 修正理由 >
第三十三条 （略） 2・3 （略） 4 第七条第二項及び第三項____の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。 （水防協議会） 第三十四条 （略） （水防団員の定員の基準） 第三十五条 （略） 第五章 水防協力団体 （水防協力団体の指定） 第三十六条 （略） （水防協力団体の業務） 第三十七条 （略） （水防団等との連携） 第三十八条 （略） （監督等） 第三十九条 （略） （情報の提供等） 第四十条 （略） 第六章 費用の負担及び補助 （水防管理団体の費用負担） 第四十一条 （略） （利益を受ける市町村の費用負担）	（水防計画） 第三十三条 （略） 2・3 （略） 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。 <u>（平一七法三七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）</u> （水防協議会） 第三十四条 （略） <u>（昭三三法八・平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正）</u> （水防団員の定員の基準） 第三十五条 （略） <u>（平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下）</u> 第五章 水防協力団体 <u>（平一七法三七・追加）</u> （水防協力団体の指定） 第三十六条 （略） <u>（平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正）</u> （水防協力団体の業務） 第三十七条 （略） <u>（平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正）</u> （水防団等との連携） 第三十八条 （略） <u>（平一七法三七・追加）</u> （監督等） 第三十九条 （略） <u>（平一七法三七・追加）</u> （情報の提供等） 第四十条 （略） <u>（平一七法三七・追加）</u> 第六章 費用の負担及び補助 <u>（昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下）</u> （水防管理団体の費用負担） 第四十一条 （略） <u>（平一七法三七・旧第三十二条繰下）</u>	

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
第四十二条 （略） （都道府県の費用負担） 第四十三条 （略） （国の費用負担） 第四十三条の二 （略） （費用の補助） 第四十四条 （略） 第七章 雑則 （第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償） 第四十五条 （略） （表彰） 第四十六条 （略） （報告） 第四十七条 （略） （勧告及び助言） 第四十八条 （略） （資料の提出及び立入り） 第四十九条 （略） （消防事務との調整） 第五十条 （略） （権限の委任） 第五十一条 （略）	（利益を受ける市町村の費用負担） 第四十二条 （略） <u>（昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正）</u> （都道府県の費用負担） 第四十三条 （略） <u>（平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下）</u> （国の費用負担） 第四十三条の二 （略） <u>（平二三法一二四・追加）</u> （費用の補助） 第四十四条 （略） <u>（昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正）</u> 第七章 雑則 <u>（平一七法三七・旧第六章繰下）</u> （第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償） 第四十五条 （略） <u>（昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正）</u> （表彰） 第四十六条 （略） <u>（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正）</u> （報告） 第四十七条 （略） <u>（昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十条繰下）</u> （勧告及び助言） 第四十八条 （略） <u>（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下）</u> （資料の提出及び立入り） 第四十九条 （略） <u>（昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正）</u> （消防事務との調整） 第五十条 （略） <u>（平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正）</u> （権限の委任）	

第八章 罰則 第五十二条 (略) 第五十三条 (略) 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。 一～三 (略) 附 則 抄 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二五八号) 抄 (略) 附 則 (昭和二九年六月一日法律第一四〇号) (略) 附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号) 抄 (略) 附 則 (昭和三〇年七月一一日法律第六一号) 抄 (略) 附 則 (昭和三十一年六月一一日法律第一四一号) 抄 (略) 附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄 (略) 附 則 (昭和三十三年三月一五日法律第八号) (略) 附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄 (略) 附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九四号) 抄 (略) 附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号) (略) 附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄 (略) 附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄 (略) 附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄 (略) 附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄 (略) 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (略)	第五十一条 (略) <u>(平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下)</u> 第八章 罰則 <u>(平一七法三七・旧第七章繰下)</u> 第五十二条 (略) <u>(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下)</u> 第五十三条 (略) <u>(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正)</u> <u>第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</u> <u>一 第十五条の七第三項の規定に違反した者</u> <u>二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者</u> <u>(平二九法三一・追加)</u> 第五十<u>五</u>条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。 一～三 (略) <u>(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正、平二九法三一・旧第五十四条繰下)</u> 附 則 <u>一</u> 1 (略) 2 (略) <u>(平一七法三七・全改)</u> 3 (略) <u>(平一七法三七・全改)</u> 4 (略) <u>(平一七法三七・全改)</u> 附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二五八号) 抄 (略) 附 則 (昭和二九年六月一日法律第一四〇号) (略) 附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号) 抄 (略) 附 則 (昭和三〇年七月一一日法律第六一号) 抄 (略) 附 則 (昭和三十一年六月一一日法律第一四一号) 抄 (略) 附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄 (略) 附 則 (昭和三十三年三月一五日法律第八号) (略) 附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄 (略) 附 則 (昭和四七年六月二三日法律第九四号) 抄 (略) 附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号) (略) 附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄 (略) 附 則 (昭和六〇年六月二一日法律第六九号) 抄 (略) 附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄 (略)	
---	---	--

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄 (略) 附 則 (平成十三年六月一三日法律第四六号) 抄 (略) 附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄 (略) 附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) (略) 附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄 (略) 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄 (略) 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄 (略) 附 則 (平成二三年十二月一四日法律第一二四号) 抄 (略) 附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄 (略) 附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄 (略) 附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄 (略) 附 則 (平成二六年一月一九日法律第一〇九号) 抄 (略)	附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄 (略) 附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄 (略) 附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄 (略) 附 則 (平成十三年六月一三日法律第四六号) 抄 (略) 附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄 (略) 附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) (略) 附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄 (略) 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄 (略) 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄 (略) 附 則 (平成二三年十二月一四日法律第一二四号) 抄 (略) 附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄 (略) 附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄 (略) 附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄 (略) 附 則 (平成二六年一月一九日法律第一〇九号) 抄 (略) <u>附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄</u> <u>(施行期日)</u> <u>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u> <u>(水防法の一部改正に伴う経過措置)</u> <u>第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。</u> <u>2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。))」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。))」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。))」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。</u> <u>(罰則に関する経過措置)</u> <u>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u> <u>(政令への委任)</u>	

<u>第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</u> <u>附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄</u> <u>（施行期日）</u> <u>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u> <u>（罰則に関する経過措置）</u> <u>第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u> <u>（政令への委任）</u> <u>第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</u> <u>（検討）</u> <u>第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u>	
--	--